

令和7年3月定例会

南伊豆町議会会議録

令和7年 2月26日 開会

令和7年 3月17日 閉会

南伊豆町議会

令和七年 三月 定例会

南伊豆町議会会議録

令和七年 三月 定例会

南伊豆町議会会議録

令和 7 年 3 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月26日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○施政方針、予算編成方針並びに行政報告	4
○一般質問	13
黒田利貴男君	14
大年美文君	30
岩田稔君	48
宮田和彦君	58
○散会宣告	74
○署名議員	77

第 2 号 (2月27日)

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	80
○出席議員	80
○欠席議員	81
○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	81

○職務のため出席した者の職氏名	8 1
○開議宣告	8 2
○議事日程説明	8 2
○会議録署名議員の指名	8 2
○一般質問	8 2
稲 葉 勝 男 君	8 2
清 水 清 一 君	9 9
○諮第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○議第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○議第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○議第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○議第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○議第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
○議第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○議第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○議第 3 1 号～議第 4 2 号の一括上程、委員会付託	1 4 4
○散会宣告	1 4 4

○署名議員	1 4 7
-------	-------

第 3 号 (3月17日)

○議事日程	1 4 9
○本日の会議に付した事件	1 5 0
○出席議員	1 5 0
○欠席議員	1 5 0
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 5 0
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 0
○開議宣告	1 5 1
○議事日程説明	1 5 1
○会議録署名議員の指名	1 5 1
○議第31号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 5 1
○議第32号～議第34号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 5 2
○議第35号～議第38号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 5 4
○議第39号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 5 6
○議第40号～議第42号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 5 7
○議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
○議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 4
○議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
○議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 8
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 2
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	1 7 3
○議員派遣の申し出について	1 7 4
○閉議及び閉会宣告	1 7 4
○署名議員	1 7 5

令和7年3月定例町議会

(第1日 2月26日)

令和7年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和7年2月26日（水）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 施政方針、予算編成方針並びに行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	安 藤 広 和 君	2 番	岩 田 稔 君
3 番	大 年 美 文 君	4 番	黒 田 利貴男 君
5 番	渡 邊 哲 君	6 番	宮 田 和 彦 君
7 番	比野下 文 男 君	8 番	長 田 美喜彦 君
9 番	稲 葉 勝 男 君	10 番	清 水 清 一 君

欠席議員（1名）

11 番 齋 藤 要 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	勝 田 智 史 君
防 災 課 長	平 山 貴 広 君	企 画 課 長	山 田 日 好 君
地方創生室長	山 口 一 実 君	地域整備課長	佐 藤 禎 明 君

商工観光課長	大 野 孝 行 君	町 民 課 長	齋 藤 重 広 君
健康増進課長	宮 本 利 江 君	福祉介護課長	高 橋 健 一 君
教委事務局長	佐 藤 由紀子 君	生活環境課長	高 野 克 巳 君
会 計 管 理 者	菰 田 一 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣 田 哲 也	係	長	勝 田 恵 子
--------	---------	---	---	---------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和7年3月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、齋藤要議員より議長宛てに本日の欠席届が提出され、受理していることを報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより議長が指名します。

3番議員 大年美文君

4番議員 黒田利貴男君

◎会期の決定

○議長（長田美喜彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの20日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの20日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（長田美喜彦君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和6年12月定例会以降の開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告いたします。

◎施政方針、予算編成方針並びに行政報告

○議長（長田美喜彦君） 日程第4、町長より施政方針、予算編成方針並びに行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和7年南伊豆町議会3月定例会が開催され、新年度当初予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針とともに予算の概要を申し述べますので、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、我が国経済においては、長きにわたるコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあり、政府では、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするため、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経

済対策を策定し、この効果を広く波及させていくとしております。

一方で、少子高齢化と人口減少の進行は社会経済、地域など様々な分野において深刻な影響を及ぼしていることから、東京圏一極集中を是正し、地方分散型による国づくりの推進が求められております。

昨年12月の閣議を経て発表された令和7年度経済財政運営の基本的態度によれば、引き続き全ての世代の現在及び将来にわたる賃金、所得の増加を最重要課題とし、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、切れ目のない経済財政運営を推進するとしております。具体的には、最低賃金の引上げ、価格転嫁等の取引適正化、人手不足に対応する省力化、デジタル化投資の促進、人への投資を含む三位一体の労働市場改革に取り組み、DX、GX、AI、半導体等の成長分野における官民連携投資などに加え、国民の資産形成を後押しする取組を進め、高付加価値創出型の成長経済へと転換を目指すものであります。

また、地方の未来をつくり、地方を守る、地方こそ成長の主役との考え方に立った地方創生2.0の起動や、防災・減災及び国土強靱化をはじめ総合経済対策等に基づいた政策対応を推進することで、デフレを脱却し、新たな経済のステージへの移行を目指し、経済あつての財政との考え方に立って、財政状況の改善を進め、力強く発展することで、危機に強靱な経済・財政をつくっていくとしております。

これまで地方の自治体では、平成26年に策定されたまち・ひと・しごと創生法による支援を受け、東京圏への一極集中是正に向けた移住・定住や関係人口の創出、サテライトオフィス、ワーケーションなどの取組のほか、地域の活性化に向けた様々な取組を進めてまいりましたが、そこに一定の成果は認められるものの、期待した効果が得られた地域は皆無に等しいものと認識しております。

このため、人口減少に起因する地域への影響は、本町においても様々な分野で顕著に現れ始め、交通手段や医療・福祉分野の人材確保など、まちの機能維持が困難な状況となり始めていることから、これまでの地方創生の取組による成果と反省を生かし、活力ある地域と町民の豊かな暮らしの実現に向け、石破総理が掲げる地方創生2.0による大胆な政策の実施に期待しつつ、南伊豆町らしい持続可能なまちづくりに継続して取り組む必要性を改めて感じております。

このようなことから、まちづくりの指針である第6次南伊豆町総合計画を基本とした施策の重点化を図り、限られた財源を有効に活用しながら最大限の効果を発揮させるため、効率的かつ効果的な事業展開をもって本町の明るい未来に向けた歩みを確かなものとすべく、令

和7年度における主要施策の概要並びにその方向性について所信を申し述べます。

施政方針。

政府では、引き続き賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするべく、令和6年度補正予算と一体的に、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、めりはりの利いた編成を行った令和7年度予算を着実に実行に移し、切れ目のない経済・財政運営を推進するとしております。

一方、地方においては、経済成長による恩恵がダイレクトに届きにくく、少子高齢化が急速に進行し、人口減少が避けられない状況下にあっても、地域の将来を諦めることなく、地域社会を持続可能なものとするべく賢明な取組を継続しております。また、それぞれの個性、特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求したまちづくりを継続するためにはデジタル化への対応は必須であることから、自治体DXやデジタル技術を活用した地域課題の解決などにも対応しなければなりません。

さらに、子ども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設の老朽化対策など取り組むべき課題は山積し、まちの財政需要は増大するばかりであります。こうした難局を乗り越え、中長期的な視点に立った財政運営の下、町民の皆様にもご理解とご協力を賜りながら、引き続き安定した行政サービスの提供に努めるとともに、第6次南伊豆町総合計画に掲げた次世代につなぐ光と水と緑に輝く南伊豆町の実現に向けて、誠心誠意取り組んでまいります。

次に、具体的な施策について申し上げます。

子育て支援・教育の充実。

私は、子供は町の宝という格言をよく聞かせていただいておりますが、この町の宝を守り育むための環境づくりと子育て支援、さらなる教育の充実に引き続き取り組んでまいります。

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域活動など様々な分野において深刻な影響を及ぼしていることから、地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図るとともに、結婚、妊娠、出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援に加え、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、子供を産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会の実現が強く求められております。

このため、令和6年度には、南伊豆認定こども園利用者負担金の無償化及び放課後児童クラブ利用者負担金軽減制度の導入を図り、こども園のICT化による保護者支援にも取り組んできたところでありますが、令和7年度においては、出産準備支援金給付事業として周産期医療体制の不足を補完し、安全・安心な出産に向けた準備費用を支給するための予算を確

保いたしました。

また、町内に定住し、地域の事業所に勤務するUターン・Iターン者に対する経済的な支援制度として、奨学金返還補助金を新たに創設し、予算計上させていただきました。

このほか、令和7年度においても、子育て支援・教育環境整備事業、高校生通学費補助、子供医療費助成、インフルエンザ予防接種助成、出産祝い金、結婚・新生活支援補助、出産・子育て応援給付金事業をはじめとする妊娠から出産、子育てまで一貫した伴走型支援の推進をもって、安心して産み育てることのできる環境づくりに注力してまいります。

子供たちが豊かな創造性を備え、持続可能な社会のづくり手として未来を自立的に生きるためには、個性に合わせた教育や、資質・能力を育成する教育環境の充実が極めて重要です。こうした状況下で迎える中学校統合への準備として、特別教室への空調設備の設置や情報ネットワーク環境整備、グラウンド改修にも着手するほか、児童・生徒に貸与する学習用端末の円滑な更新に努め、引き続きGIGAスクール構想に基づくICTを効果的な活用した教育やALTによる外国語の教育の推進に取り組んでまいります。

なお、教員の資質向上につながる研修や生徒指導等に係る諸問題に対し、スクールカウンセラーとの連携による迅速な対応を図るため、賀茂5町で共同設置する指導主事事業のさらなる推進に努めてまいります。

観光・地域産業の振興。

観光は、地域への経済波及効果の高い産業であり、好不況の波は他の地域産業にも大きく影響することから、これまでも継続して観光協会と連携した観光宣伝や誘客キャンペーン、東京圏での物産品イベントのほか、多様な事業者支援事業の展開をもって、切れ目のない振興策を講じてきたところであります。

このほか持続可能な観光地づくりには、その時々ニーズに対応した施設改修など各種経営改善対策が求められることから、平成29年にインバウンド対応を目的とした観光客受入環境整備事業補助金を創設し、令和6年には宿泊業の経営力基盤強化事業補助金を制度化し、時代の変化に対応するため、事業者支援にも取り組んできたところであります。

また、来春実施予定の第28回みなみの桜と菜の花まつりにおいて、積極的な宣伝活動はもとより、時代に即した効果的な情報発信による誘客促進が必須であることから、本年実施した桜のトンネルライトアップに加えて、過去に人気を博した夜桜流れ星の復活なども予定しており、これらをもってさらなる集客力の向上につなげてまいりたいと考えております。

このほか、地域資源を活用したコンテンツの造成による観光客誘致の推進、滞在型・高付

加価値観光の推進やジオパークを活用した地域活性化に関する取組など、旧態依然の観光からの脱却を目指した新たなにぎわいの創出に取り組んでまいります。

福祉の充実。

長きにわたる人口減少社会に突入し、高齢化が進行する中であって、どの地域に住んでいても利用者が求めるサービスを安心して持続的に受けられるよう、地域の実情に即した地域包括ケアシステムを推進することが重要であると考えます。一方で、各自治体では介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供のほか、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっておりますが、賀茂圏域内の市町では、サービスの提供に最も重要な人材の確保が極めて困難な状況となっております。

このため、高齢者の自立した生活や社会参加を促す事業として、生活支援サポーターやボランティアによる移動・外出支援事業の継続をするほか、これら利用者増加に対応するため、さらなるボランティアの確保・拡充を図りつつ、元気なシニアが支援を必要とするシニアを支える助け合いの仕組みを充実させてまいります。

また、団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者の大幅な増加が社会に大きな影響を及ぼすとされる2025年問題が不安視されておりますが、引き続き各種保険サービス事業の安定的な提供に努めるとともに、介護予防や高齢者相談窓口の充実による多様な支援サービスをもって健康寿命を延ばし、地域で支え合う仕組みを構築しながら、高齢者が自分らしく暮らせるまちの実現を目指してまいります。

防災・減災への対応。

去年は能登半島での地震や豪雨、各地でも自然災害等が相次ぎ、南海トラフ巨大地震への警戒も日増しに高まっております。このような状況の下、本町では、各種災害による被害を最小限に減らし、地域住民の安全を守るべく、令和7年度から総務課防災室を防災課に改め、組織体制の強化を図ってまいります。加えて、大規模災害に備えた避難所用資機材の拡充、食料、飲料水等の備蓄強化を図り、乳幼児おむつやミルクに加え、令和7年度では大人用おむつ及び生理用品など災害時に必要不可欠とされる衛生用品の備蓄強化、デジタル行政無線屋内通信システムを2地区に配備し、さらなる通信体制の機能強化を図るほか、実践的な訓練をもって発災時における職員の対応能力の向上に努めるなど、機動的かつ迅速な組織体制の構築に向けて鋭意取り組んでまいります。

また、令和5年3月に下田河津道路の一部が開通した伊豆縦貫自動車道においては、観光を主体とする地域活性化はもとより、救急医療活動、災害時における命の道としても、一刻

も早い全面開通が望まれております。引き続き積極的な国への要望活動を展開し、道路整備の必要性のみならず、その緊急性を強く訴えていく所存でありますので、本議会からも力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和7年度町政運営に対する基本的な考え方と概要を申し述べましたが、今後も混乱する国際情勢や燃油をはじめとする物価高騰などの不安材料を多く抱える中、厳しい財政運営が予想されておりますが、これに屈することなく、本町の明るい未来に向けた歩みを確かなものとし、持続可能なまちづくりに全力で邁進してまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。

予算編成方針。

先般発表された月例経済報告によれば、我が国の経済は、景気は一部足踏みが残るものの緩やかに回復しているとしており、先行きについては、雇用所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

また、物価上昇、アメリカ政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとの基調判断であります。

また、政策の基本的態度としては、経済・財政運営に当たっては、デフレ脱却を確かなものとするため、経済あつての財政との考え方に立ち、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現するため、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策及びその裏づけとなる令和6年度補正予算を速やかに執行するとともに、令和7年度予算及び関連法案の早期成立に努め、政府と日本銀行が引き続き緊密に連携し、経済、物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていくとしており、日本銀行には経済、物価、金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的、安定的に実現することを期待するとしております。

昨年12月27日の臨時閣議において決定された令和7年度予算案では、一般会計総額115兆5,415億円としており、社会保障費や防衛費、そして国債費がいずれも過去最大となる中、地方交付税は人件費増加への対応を含め、一般財源総額を確保しつつ臨時財政対策債の発行額をゼロにするとともに、交付税特別会計借入金の償還を増額し、地方財政の健全化を推進するとしており、総額として前年度を上回る水準となっております。

本町の令和5年度歳入決算総額に占める地方交付税の割合は45%超と最も主要な財源であ

ることから、令和7年度国の予算案において、地方交付税総額が前年度を上回る水準となったことに安堵する一方で、収入の約7割が依存財源である財政構造に一抹の不安を感じております。

また、取り組むべき課題が山積し、財政需要が年々増大する中で、限られた財源による厳しい財政運営を強いられる自治体にあっては、正確な現況把握と中長期的な視点による効率的で効果的な予算配分に加え、新たな財源の創出が強く求められております。

こうした中で、本町の令和7年度予算案では、経費削減や事業の平準化を徹底し、主要な施策、事業等については、多様化、複雑化する住民ニーズや地域を取り巻く環境の変化に対応した歳出予算とし、その財源として国・県の補助金、交付金をはじめ、地方債充当率及び元利償還金交付税算入率の高い過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債等の町債を中心に、これら特定財源を最大限に活用した事業設計を基本とし、ふるさと寄附金のほか、町税収入等を正確に盛り込んだ歳入予算といたしました。

以上のことから、令和7年度一般会計当初予算の総額を前年度比6.1%増の56億2,000万円としたほか、一般会計、8特別会計及び3公営企業会計の総額を前年度比3.1%増の96億318万5,000円といたしました。これら各事業の詳細については、令和7年度一般会計及び特別会計予算書並びに当初予算に係る主要事業説明書をご確認いただき、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和7年度施政方針並びに予算編成方針とさせていただきます。

引き続きまして、行政報告をさせていただきます。

令和7年南伊豆町議会3月定例会に開会に当たり、令和6年12月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、第25回静岡縣市町対抗駅伝競走大会について。

令和6年11月30日、静岡市において第25回静岡縣市町対抗駅伝競走大会が開催され、午前10時に県庁前を一斉スタート、同市清水区清見潟公園を折り返し、県営草薙陸上競技場をゴールとする12区間、42.195キロのコースを、市の部23市、25チーム、町の部12チームの代表選手が郷土の期待を背負いたすきをつなぎました。本町チームにおいては目標タイムを2時間30分以内としており、残念ながらこの記録には届きませんでしたが、町の部で7位となり、ふるさと賞を受賞することができました。

また、昨年7月から5か月間にわたる練習を積み重ねた中で、11月3日には敷根公園において賀茂地域1市3町による合同練習会が開催され、本番さながらの緊張感を持った試走が

できたことで、大会までのモチベーションを高める有意義なものとなりました。

ここ数年は選手確保が極めて困難な状況にある中で、練習日以外でも自主練習に取り組む児童・生徒が多数見られるなど、選手一人一人が日頃の練習成果を遺憾なく発揮してくれたものと思慮いたします。長きにわたる練習期間など様々な場面においてご支援を賜りましたご家族や関係者の皆様、テレビの前で熱く力強く声援を送っていただきました町民の皆様に、衷心より感謝を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

2、令和7年南伊豆町二十歳の集い。

1月12日、令和7年南伊豆町二十歳の集いを挙行政いたしました。当日は凛々しいスーツ姿やあでやかな晴れ着姿の61名のご参加の下、ご来賓には加賀県会議員、長田議長、比野下副議長に加えて恩師の先生方3氏をお迎えし、保護者の皆様にもご列席をいただく中で、二十歳という人生の節目を迎えられた皆さんの門出をお祝いすることができました。式典では、恩師の先生から懐かしいエピソードなども披露され、厳かな中にあっても心和む式典となりました。式典終了後には、久しぶりに会う友人や恩師の先生方と写真撮影、昔話や近況報告などで会話を弾ませていた様子などからも、生まれ育った南伊豆町で地域とのつながりを再認識する機会になったものと思慮いたします。ご参加いただきました皆様におかれましては、これからも家族への感謝とふるさとのすばらしさを忘れることなく、大いに活躍されることを切に期待するものであります。

3、協定書締結について。

(1) 平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する静岡県弁護士会との協定。

令和6年12月11日、静岡県弁護士会と町民の安心・安全の確保、被災者の不安解消及び生活再建等につなげるため、平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する南伊豆町と静岡県弁護士会との協定を締結いたしました。

本協定では、平時における災害対策及び災害時における被災者の支援活動などにおいても、県弁護士会と連携することにより町民の安心と安全を確保するもので、災害時に円滑で効果的な被災者支援活動や被災者法律相談等による法的問題の解決及び生活再建等につなげる内容となっております。

今後は必要に応じてさらなる協議連携を深め、被災者に対し災害時に必要な情報を効率的に提供できるよう相互協力に努めてまいります。

(2) 災害時の活動における技術的支援に関する協定の締結。

令和7年1月23日、株式会社ウインディーネットワークと、災害時に必要な初動対応を行

うため、災害時の活動における技術的支援に関する協定を締結いたしました。

本協定では、株式会社ウインディーネットワークが所有する無人航空機、または遠隔操作無人潜水機、その他資機材を使用した、災害時における情報収集、人命救助に係る捜索、これらの活動に要する人員と資機材の操作等に支援が盛り込まれた内容となっております。

また、協定締結終了後には同社所有で最大40キロの物資輸送が可能な無人航空機の飛行実演が行われ、その機動性なども確認いたしました。災害発生初期段階においては、被災状況の全体把握や人命救助に対し一刻も早い対応が求められることなどから、がけ崩れや津波等による道路網が寸断された際の情報収集、孤立集落等への医薬品や食料品の救援物資輸送などでも、その効果が期待されるところであります。

4、商工・観光振興の取組。

(1) ふるさと寄附の状況。

令和6年12月末現在の寄附件数は1万780件で、寄附総額2億3,235万7,800円となり、前年対比1.4%の微減となりましたが、これら要因としましては、主力返礼品であるイチゴの発育不良や海産物の不漁による受注の減少などが考えられます。

また、昨年同時期の寄附件数が1万5,541件に対し1万780件とおおよそ3分の2の寄附件数となる中、おおむね昨年並みの寄附額が確保できたことは、昨年度から取り組んだ寄附単価の高い返礼品の需要が増加したことの証であり、ふるさと寄附事業に特化した地域おこし協力隊の活躍に加えて、町内事業者の前向きな取り組みがあつてこそその成果と考えております。

今後、寄附額拡大に向けた魅力ある返礼品の創出やソーシャルメディアの活用、各種誘客キャンペーンを介した実効性の高い広報活動の推進に努めてまいります。

(2) みなみの桜と菜の花まつり。

第27回みなみの桜と菜の花まつりが2月1日から開催されております。ご好評をいただいております菜の花畑の菜の花迷路や写真撮影用スポット、菜の花ドアの設置に加え、旧コンビニ駐車場でのキッチンカーの出店や商工会青年部による新企画、菜の花畑のライトアップなども行われているほか、夜間に新たな取組として来宮橋付近対岸の桜トンネルに設置された3万5,000球余りのLEDライトのイルミネーションを見ることができます。これらはそれぞれに日中とは趣を異にした幻想的な雰囲気醸し出すことで、来訪者の滞在時間の延長に一役買っているところであります。

また、商工会青年部では、菜の花迷路内に、期間限定ではありますが、菜の花ベルを設置し、菜の花モニュメント作成体験なども実施していただくなど、さらなる誘客促進に努めて

いただいております。

同祭典開始から約1か月が経過しましたが、青野川沿いの桜は寒波の影響で満開にはいま少しの状況であり、今後の開花による入り込みに期待するものであります。一方、菜の花畑の黄色いじゅうたんはまだまだ見頃で、期待に違わぬ美しい状況となっております。

令和7年度は町政施行70周年の節目となりますので、新たなイベントを企画するなど、今回を上回る来訪客を見込んでおりますので、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 観光施設の入り込み状況。

令和6年1月から12月までの町内観光施設の入り込み状況は別表のとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

分野別では主要観光施設で17万4,371人、前年対比で91.4%となり、宿泊施設では12万4,293人で前年比103%、温泉施設では8万2,654人で前年対比102.3%と、主要観光施設以外では前年を上回りました。これらの増加に要因は、新型コロナウイルス感染症の鎮静化による国内旅行者の伸びや、回復傾向にあるインバウンド需要などが功を奏したものと分析しております。

以上で、令和7年3月定例会の行政報告を終わります。

○議長（長田美喜彦君） これにて施政方針、予算編成方針並びに行政報告を終わります。

議長より、携帯電話の、議会中は携帯電話の電源を切るようお願いをいたします。先ほど来よりバイブの音がマイクに拾われていましたので、よろしく願いを申し上げます。

ここで10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時20分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（長田美喜彦君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 黒 田 利 貴 男 君

○議長（長田美喜彦君） 4番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 通告に従いまして本定例会における一般質問をさせていただきます。

まず、私の質問は清掃施設老朽化対策についてと当町の空き家対策について、それと能登半島地震から見る事前防災についての3つの質問をさせていただきます。

まず、2月19日の本議会全員協議会において清掃センター稼働停止の説明があったわけですが、この一般質問通告書のほうを先に出した関係上、申し訳ありませんが、質問をさせていただきます。

当町の清掃センター、1991年運用を開始して、昨年、2024年で33年が経過しています。今年、2025年で34年となります。ここ数年、広域ごみ処理事業に参加したことから、南伊豆地域清掃施設組合事業の進捗状況に左右される状況となっています。

令和6年12月20日に開催された南伊豆地域清掃施設組合全員協議会において、下田市長から管理者宛てに負担金等の再検討の要望書が提出され、その際の質問に、2月定例会において方向性を出すとの答弁がありました。先日行われた清掃施設組合定例会においてその答えが出たわけですが、少しでも安くできるように令和7年度も引き続き検討をしていきたいというものでございました。

この事業計画が順調に推移していれば、令和6年12月20日、組合議会全員協議会で補正予算、入札公告実施の事前報告、12月下旬に市町全員協議会において補正予算、入札公告実施の事前報告、令和7年1月16日に組合議会臨時会で事業者選定に係る補正予算の議案審議、1月26日に事業者選定業務、入札公告となっていました、この負担金の関係において選定事業の停止ということになっています。

今後が見通せない中で、当町の運用開始から33年が経過しているセンターは老朽化著しく、たびたび搬入できない状態となっています。現在は全く稼働停止という状態になっているわけですが、外側から見ても、煙突の崩れ落ちている部分が痛々しく感じております。

そんな中、町では過剰搬入抑制と県外搬出を民間資源循環プラントと契約を結び、1,000トンの県外搬出を実施しています。老朽化施設の運用のためには搬出量を増やすべきと考えるが、いかがですか。

次に、現在の可燃ごみの搬出用ストックヤードの問題として、臭いやハエなどの昆虫やネズミなどの動物の侵入があるかと思います。

2つ目に、ストックヤードの問題解決策はあるか、お伺いします。

次に、近年において故障による稼働停止は通算40日、300トンに上る可燃ごみ処理が一時滞り、近隣市町での処理を余儀なくされました。広域施設の供用開始は5年後となるので、早期解決を図らなければならない状況です。

3番目として、2月19日、議会全員協議会で稼働停止の報告があったわけですが、修繕をしないのかをお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆清掃センターは竣工から既に33年が経過し、大規模改修を実施していない焼却施設となっております。このため、令和元年度までに包括委託などで年間5,000万円程度の修繕費を計上し、施設の長期保全に努めてまいりました。

このような中であって、近隣市町との広域ごみ処理事業に関する正式協議も始まり、当該施設の最終的な閉鎖判断がなされたことなどから、長期的な機能保全は不要とし、令和2年以降からは、突発的な故障に対応した施設修繕を続けてまいりました。また、令和6年度からは、焼却施設の炉への負担軽減に加えて突発的な修繕にも対応可能とするため、オリックス資源循環株式会社、イー・ステージ株式会社の2社と協定を締結し、年間で3,000トン排出される可燃ごみのうち1,000トン焼却せず排出しているところであります。

このような緊急時の対応を整えてきている状況下において、先日の全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、焼却炉破損により今後施設修繕を断念し、稼働停止を決定いたしました。今後は、可燃ごみ処理方法を既に実施している民間への搬出に加え、ご協力いただける自治体への搬出による処理委託へ移行することといたしましたので、全量搬出による処理委託料及び運搬費、施設改修費用などの予算計上に本議会のご理解をいただきながら、清掃事業の安定を図りたいと考えております。

また、清掃センターに搬入された可燃ごみは、ストックヤードに貯留した3日分を搬出用

コンテナへ積み替えた後に、オリックス資源循環株式会社へ輸送しております。令和7年度以降については、搬入されたごみはストックヤードに貯留せずにコンテナで保管し、コンテナ自体にふたをするなど臭気対策を講じてまいります。また、夏場の臭気対策においては薬剤噴霧装置を設置する予定であり、ご指摘の生物侵入などについても注視してまいります。

先ほどの答弁とただいまの答弁と重複いたしますが、令和2年度以降は計画的な機能保全のための修繕は実施しておりません。この方針の決定においては、長期保全に係る計画修繕の概算見積額が総額で4億2,000万円と高額であったこと、また、仮に計画修繕を実施しても、当該施設の竣工以来、大規模改修を実施していないプラントが引き続き正常に稼働する保証はないとの見解によるものでありました。また、広域ごみ処理事業が稼働し、数年後には解体する見込みの施設に多額の定期修繕費を投入することは無駄との判断などから、令和2年度以降は、必要最低限の修繕のみを実施することとしてまいりました。

ご承知のとおり、今般の施設故障によって稼働休止を余儀なくされておりますが、多額の費用をかけて修繕を実施したとしても、今後において安定した稼働が見込めないことから、施設修繕を断念し、民間処理委託及び協力いただける自治体への処理委託への移行を決定させていただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 今の説明、全員協議会のと一緒の説明であるわけですが、当町の場合は老朽化著しく、また新たに単独で清掃施設を組むことができないといった中で、広域に参入しているわけですが、今、オリックス資源開発へと年間1,000トン、3,000トン出るうちの1,000トンを搬出していると。たしかトン6万円だったと思うんですが、その金額でいけば、処理費としては全量3,000トン搬出してもいいのかなと。このオリックス資源開発の施設においてはメタンガスをバイオ燃料として発電を行っている。実際、埼玉県の一部事務組合においてもこちらへと搬入しているところもあるといった中で、搬出するという方向が望ましいのかなと。それが資源循環基本法にも則ったと形となって、焼却しない、そしてCO₂の削減にもつながっていく。地球環境において非常に効果的な方策であるのかなということを自分は思ったんですね。

今後、要は広域の施設ができたとしても5年や6年、稼働開始までかかってしまうと。その間の今後の方針的な部分について、何か現在の考えがあるのであればお聞かせを願いたい

と思います。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今現在、稼働停止から3月までにかけましては、近隣市町の非常時の対応としまして依頼をかけて処理をしていただいている状況であります。令和7年の4月以降につきましては、今答弁にありましたとおり、ご協力いただける自治体に確実なところに依頼をして、オリックス資源循環株式会社のほうに1,000トン、残りの、2,000トンあるんですけれども、今の方針としましては、全員協でもちょっとお話ししましたけれども、4月以降6か月間でオリックス循環に出せる状態の施設改修を予定しております。その6か月間につきましては近隣市町、ご協力いただける自治体に依頼をかけまして、処理を、パッカー車をそのままその市町に搬入をして処理をする予定であります。予算計上に関しましてご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 今の話の中でオリックス資源開発へ搬出するための、要はストックヤードのことだと思うんですけれども、その整備をまずやっていきたいと。今現在かなり異臭であるとか虫、そういった問題も出ていますので、そこは早急にやるべきかなと思うんですけれども、その近隣市町の受入れを5年も6年も続けていくのかといったところについてはどのように今現在考えているか、お聞かせをください。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

この稼働停止から賀茂郡下の担当課長でちょっと依頼の内諾の関係とかを調整してまいりました。その中で、今、確約というか内諾をいただいているのが賀茂郡下で6か月間、この緊急時という形で内諾をいただいているのが6か月間の処理ということになります。ですので、その5年間の、五、六年、令和11年度が広域の焼却施設の建設予定であります。ただ、今、事業は停止しておりますので、広域のほうの事業は停止しておりますので、この期間が延びる可能性があります。そういった中で、この五、六年を受け入れていく施設はちょっとこれから協議しないと、かなり協議をしないといけないところになりますので、この6か月については、搬出のための改修をして、その後はオリックスと、オリックスなり民間の搬出へ移行していくという形で、今、考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） かなり現在の状況としては当町としては厳しい状況に今あるんだよというのがよく分かるんですけども、オリックス資源開発の年間の処理能力は1万6,500トンあるわけですね。そこへ、できれば搬出をするような方向で持っていけるのがいいと。その搬出するに当たっては、それは非常にいいことだなと思うんですけども、それとプラスして町内での収集運搬業務といったものが加わってくるわけですよ。予算的なこともあろうかと思うんですけども、広域の中でやっていくよりかは、試算すると幾らか安くなるのかなという気がしているんですが、そこら辺については当局として今現在、大体の概算でどっちが正当な方式なのかというところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

広域の負担金につきまして、今、過疎債を利用した負担金と一般廃棄物の関係の起債をかけた負担金と2種類入れております。今現在、当町の財政のほうで組合が示している過疎債で使った負担金についても一度精査をしている状況になります。ですので、今、言われましたオリックスへの搬出と負担金の比較につきましては、今後その正確な数値が出た時点で、全員協議会なりで説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 分かりました。しっかりと精査もしてもらいたいというのと、そういった中で、当町もこの広域の一部事務組合のほうへと加入しているわけですけども、この一部事務組合での焼却施設、これは規約で、もう頭でうたわれちゃっているんで、ここの部分の変更が必要であろうかとは思いますが、多分この組合全部のやつをオリックス資源開発へと搬出していく、そういった形でもう一度しっかりと松木管理者も令和7年度中に再検討して、少しでも安くできる場所を探したいと、方策を探したいと先日の定例会においても申し述べておりましたので、その部分を踏まえると、組合の市町がオリックス資源開発へと持っていくような方向も考えていかなければならないと思うんですね。ちょうど南伊豆町長、岡部克仁も一部事務組合の副管理者であるといった中で、町長として首長会なり運営

会議なりにおいてそこら辺も検討するようにお声がけをしていただきたいと思うんですけども、町長としての意見をお伺いしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

もう以前から管理者にはいろんな方策も考えるべきだということは、私、2年前からは言っていたんですけども、焼却という今の形がここまで来て、金額的はかなり高騰してしまったというところですけども、これから本町も、全体的な一部事務組合としてはどういうふうな結果が出るか、方向を管理者が示してくれるかというところは、今、待っている状況ですので、なかなか南伊豆町としてどういうふうにしていくというところがちょっとまだ判断できないんですけども、やはりその中でも、今、南伊豆町の日10トン余りの一般廃棄物の中で4分の1が紙類であるということですので、やはり町民の皆様にもそのような再生できる、資源化できるものの分別、その辺のところもお願いします。当然ですけども、外部に搬出するという事はそれだけ経費もかかりますので、少しでも搬出する量を減らす。それから、今、清掃センターで実証実験やっているE R Sという機械ですけども、ああいうものを活用したらどのくらい減るのかということも今後取り組んでいかなければいけないかなということですので、最終的にどのように進むかというのはこれからの進展状況によりましかるんですけども、町としてやっぱりやれることはしっかりやっていくということが重要かと思うますので、引き続き議員の皆様にはまたご理解とご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

1年、様々な方策を検討しながら、まず首長会においても率先して発言をしていってほしい。この問題は、住民に一番負担のかかる問題ですので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次の質問にいきます。

当町の空き家対策についてという質問です。

現在、当町では空き家バンクを中心に様々な対策に取り組んでいます。空き家バンク制度とは、空き家の所有者から登録された情報を南伊豆町での生活を希望している方へ紹介する

制度です。この制度を利用するには、空き家の所有者が町へ空き家登録の申請をして、不動産業者へ情報提供をしています。利用希望者は空き家バンクに登録されている物件を閲覧して、気になる物件があれば町へ連絡を入れるようになっていきます。

空き家の所有者は固定資産税の負担軽減、空き家の有効活用につながり、利用者は南伊豆町での生活を始めるきっかけになる、物件探ししやすいなどのメリットがあります。

まず、現在の空き家バンクの利用状況について伺います。

次に、空き家になる原因として、人口減少、高齢化により地方の過疎化が進み、若年層が都市部へ流出することで、地域全体の人口が減少します。また、高齢化が進み亡くなる方が増える一方で、後継者がいないため空き家となるケースが増加します。ライフスタイルの変化としては、核家族化が進み、かつて大家族が住んでいた家が空き家となることがあります。個人のライフスタイルが多様化し、住居に対するニーズも変化することで、古い家が使われなくなることがあります。

空き家をつくらないための施策は何かありますか。

次に、空き家バンク以外にも空き家対策に関する取組を行っています。その中に、空き家活用に関するセミナーの開催というのがあり、私も先日、起業、副業としての空き家活用セミナーをオンラインで拝聴しました。このような企画をもっと活用すべきと考えるが、いかがですか。

次に、国の進める2地域居住推進法、正式には広域的地域包括化のための基盤整備に関する法律の一部改正する法律ですが、地方への関心の高まりの中で、都市生活のストレスや自然志向の高まりから、地方への移住や2地域居住への関心が高まっています。空き家の活用が移住や2地域居住へつながるのではないかと思います、いかがですか。

以上お伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

空き家バンク制度は平成23年度から取組を進めてきた事業であり、南伊豆町における空き家の有効活用を通して、南伊豆町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを趣旨としております。これまでに売買物件で133件、賃貸物件で83件の登録があり、成約数では売買が95件、賃貸が61件で、全体の成約率はおおよそ72%となっております。

現行の空き家に関する取組としては、空き家バンク制度、空き家バンクリフォーム補助制

度、老朽危険家屋等解体撤去補助制度などのほか、強制的な解体が可能となる法整備のための空き家に関する調査なども実施しております。

また、令和5年度においては、民間事業者と締結した空き家関連協定に基づき、住民税の納付通知書で空き家活用等に関するチラシの同封や、空き家活用のためのセミナーなども実施しておりますが、いずれにおいても、空き家をつくらないという効果は薄いものとなっております。

ご指摘のとおり、空き家にしない対策の重要性は認識するものの、空き家になる前段での行政勧誘は法的にも極めて困難と思われるので、先進事例なども参考にしながら効果的な施策の検討に取り組んでまいります。

空き家活用に関するチラシやセミナーなどといった啓発的な事業展開による効果は、空き家にしないことや、空き家となった場合の活用を考えるきっかけづくりであると考えております。ご指摘の空き家活用セミナーの開催については、令和5年度に締結した遊休施設等活用による関係人口構築に関する包括協定に基づき、連携事業者との共催により実施しており、令和6年度においても3回程度、令和7年度では4回程度の開催を予定しております。

今後も、これら事業者からのご協力の下で空き家活用セミナーなどを継続しながら、さらなる空き家活用促進に取り組んでまいります。国において、これまでの地方移住への取組に加え、2地域居住の有効性なども踏まえた調査研究を実施しており、令和4年3月には国土交通省から地方公共団体向け2地域居住等施策推進ガイドラインが示されました。また、令和6年11月には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の改正をもって2地域居住者向けの住まい、なりわい、地域住民との交流のための環境整備等に関する規定などが盛り込まれました。

このように、国においても2地域居住を推進する姿勢が示され、多くの地方自治体がこの方針に沿った取組を検討推進しておりますので、本町においても、これら取組やこれまでと同様に移住定住を推進する中で効果的な空き家活用に努めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

空き家ができる前段のところで、民間のことに行政が口を出せないよという話なんですね。でも、この空き家活用セミナーとかを空き家にする前に受講してもらうとなお効果的に空き

家にならずにそのまま副業としてでも、またはよそに出ていても活用ができていく。そして空き家にならずに済んでいくのではないのかなというふうに、自分はこのセミナーを受講したときに感じたんですけれども、そこら辺については、これは地方創生室長が担当していると思うんですけれども、そちらとしてはこのセミナーの開催の意義的な部分で、ただ単に空き家があるけれどもこれをどうしようかというためのセミナーなのか、それともその前段の行政として関われない部分のところも含めた中でのセミナーなのかといったところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

空き家活用セミナーにつきましては、事業者との連携協定の下、事業者の協力を得て実施してきている事業でございます。今年度もまさに今日夕方実施をする予定でございますが、数回実施をさせていただいております。

今、黒田議員のおっしゃったように、この空き家活用セミナーを通して、また、先ほど町長の答弁にもありましたが、チラシの納税通知書への同封を通して、空き家をつくらないという意識啓発を図っていきたいというふうに考えております。

また、これらの空き家については、空き家の活用だけではなく、除却等も含めたトータルのサービスが必要というふうに考えておりますので、空き家そのものをなくしていく形で事業を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 分かりました。本来は空き家ができないような対策、本当に必要なんですよね。どうしてもこの少子化というのは、少子高齢化というのは、これはもう止めようと思ってもいきなり止まる話でもないもので、長い目でしっかりとこの空き家バンク制度、またはそういったセミナーというものを推進していく。

それと、最後の4番目の質問の中で言った2拠点居住、2地域居住ですね、この部分についても、現在かなりの方がこの2地域居住で当町にうちを持って、本宅は別個にあつてという形でやられている方がいるんですね。そういった方々の楽しみは、二ホンミツバチをやってみたりとか、要は自然に触れる、またはただのんびりしたいという考えの方が多いように自分は感じています。

それをある程度の若い世代にそれをやれというのはかなり難しいところもあるかと思うんですね。生活に余裕のある中高年であるからそれができているわけで、この若い世代がライフスタイルの変化といった中でこの2地域居住を進めていくための方策としてこういったものがあるか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

国交省が行った2拠点居住への関心の調査ですけれども、関心層が約30%いらっしゃるということで公表されております。これは、若い世代、高齢者も含めてでございますが、昨今では、テレワークの推進、普及によって若い世代でも2拠点居住というものが可能になってきている。それから、いわゆるデジタルの窓と言われるような、デジタルを活用して多拠点、2拠点ではなく複数拠点で活動するような若い世代も多く出てきているという中で、町としては、今後それらの2拠点居住者を獲得していくためには、その方々が滞在しやすい環境づくりというものも必要というふうに考えております。

そこで取り組んでいるのがサテライトオフィスの誘致ですとかシェアオフィス、それからシェアハウス、こういったものも今後は検討の必要が出てくるのではないかというふうに捉えているところでございまして、それによって若者の多拠点居住、多拠点生活を支えていけるような仕組みづくりというものが求められているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

ちょうどこの3月、本定例会来年度予算において、杉並区の旧弓ヶ浜クラブ、健康学園、そこの職員寮の購入というのが提出されています。まさに今、地方創生室長が言った形に今現在、町が借り受けて利用している物件でもあるわけですね。そこの部分を、要は町が既にやっている事業をこれからもっと民間に広げていってもらいたい。そうすることによって、今のこの空き家の問題とかそういった問題の道しるべとなっていくと自分は思っています。

この定例会、まだ議案審議されていませんけれども、この今の買う物件については非常に、町民の皆様への周知を図っていく上では非常にいい物件だなというふうに思っております。

町長としてそこら辺について何か一言いただければと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今までもサテライトオフィス等で多くの企業さんが来られましたので、引き続きサテライトオフィスをはじめ、遠隔で仕事のできるという時代になりましたので、情報発信に努めたいと思います。

また、空き家は、私も町内を歩きますとかなり空き家が目立っていて、再生できる空き家、それから再生できそうもない空き家というのがはっきりと見て分かります。そして、地域の方が、ここを何とかしようということでやっている動きも、そういうお話も聞きました。それと、移住されてきた方が地域の方とのコミュニケーションを取りまして、地域のお年寄りの困っている困り事をお手伝いする、買物に行ったり、それからペンキ塗ってくれというのをペンキ塗ったりとかとしているので、やはり外部人材が、移住されてきた方が地域の活力になっているということは証明されているかと思いますので、引き続き移住される方、移住定住を含めた中で、多くの関係人口の創出に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔４番 黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君） ありがとうございます。自分も町内を見ると、うちのほうよりかこの下賀茂・湊地区といった人口がちょっと多い地域のほうが、そういった空き家がどうしても目立ってきてしまうといった問題があるかと思うもので、今後もしっかりと取り組んでいてもらいたいと思います。

次の質問にいきます。

能登半島地震から見る事前防災についてということで質問をさせていただきます。

昨年１月１日に発生した能登半島地震から１年がたちました。その間、同じ半島で起きた災害として、私たちができることは何があるかと考えるわけですが、議会、行政として町民の身体、生命、財産を守ることが一番重要と考えます。その中で、住民の皆さんは事前防災に努めていただかないとなりません。

事前防災とは、災害の発生を想定し、人的、経済的被害を軽減するために事前に講じる対策のことです。事前防災の重要性は、日本は地震や台風などの自然災害が多い国です。近年、気候変動の影響もあり、災害の規模が拡大する傾向にあります。大規模な災害が発生すると、人命や財産に甚大な被害が生じ、社会生活や経済活動が混乱します。事前防災は、このよう

な被害を未然に防ぎ、少しでも被害を軽減するために不可欠な取組です。事前防災にはハード対策とソフト対策があります。ハード対策は堤防やダムなどの整備、建物の耐震化、避難経路の確保など、ソフト対策は防災教育や訓練の実施、ハザードマップの作成、避難計画の策定、防災備蓄品の準備などです。

まず、町が取り組むハード対策はどうなっているのか、お伺いします。

次に、個人や家庭での防災対策、家具の固定や非常持ち出し品の準備など、地域の防災訓練への参加、地域は自主防災組織の設立、防災マップの作成、避難場所の確保、行政はハザードマップの作成、防災情報の提供、避難計画の策定、防災施設の整備など、事前防災は個人、地域、行政が連携して取り組むことが重要です。事前防災の個人、地域、行政が連携して取り組んでいる事例はありますか。お伺いします。

次に、能登半島地震に浮き彫りになった課題や能登半島の地理的特性を踏まえ、家具の固定、転倒防止対策、避難経路などの確認、安全な場所の把握、防災グッズの準備、定期的な見直し、地域の防災訓練への参加、情報収集手段の確保などや火災対策、住宅の耐震化など、能登半島の地理的特性を踏まえて、今後私たちがどのような事前防災をすべきか、具体的な対策を今まで以上に町民に周知する必要があります。町民への具体的な対策の周知はどうなっているか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

事前防災という観点からこれまで町が取り組んだハード面での事業については、国土強靱化も含めた中で、道路、河川など主要インフラの安全性を高めるための各種施設整備事業などが挙げられますが、防災に特化した代表的な事業としては、平成25年度に整備した湊地区津波避難タワーがあり、高さ12メートル、約1,000人が避難可能な施設となっております。

また、平成24年2月には、地震等の災害から町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とした自主防災事業補助金制度を創設したほか、平成29年度では、静岡県第4次地震被害想定レベル2津波モデルに基づく南伊豆町津波避難計画を策定し、津波浸水想定地区14地区全てにおいて、安全な高台避難地、避難路の整備方針の決定も加わり、町内全地区が自主的な取り組むハード整備や防災資機材などの備品購入をはじめ、自助、共助を基本とする各種防災対策が展開されるなど、これらを活用した様々な防災対策の取組が進められてきたとこ

ろであります。

加えて、平成28年度には三坂地区振興協議会からの要望を受けて、三坂地区防災センター及び南伊豆町防災備蓄倉庫が整備され、有事における避難所及び備蓄倉庫機能の確保を図るとともに、平時においては防災意識の高揚、推進に寄与する研修施設などにも活用されております。

このほかにも、静岡県が平成13年から実施するT O U K A I - O 事業に合わせて、南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業補助金を創設し、これら事業の活用をもって既存建物の耐震診断や耐震補強にも取り組んでおります。

想定される各種災害に対し、事前に対策を講じる事前防災においては、個人、地域、行政の連携は必要不可欠であり、最も重要であると認識しているところであります。

本町においては、自主防災組織の設立や防災計画の策定、防災マップやハザードマップの公開など基本的な事項は当然のことながら、個人と行政の連携としては、感震ブレイカー設置、老朽危険家屋等解体撤去、耐震シェルター・防災ベッド設置費用等に対する補助制度などを創設するほか、地域と行政の連携では、各自主防災組織による備蓄防災資機材の購入や避難路、避難地の整備に自主防災事業補助金制度を創設するなど、各種助成制度による連携を図ってまいりました。

また、個人、地域、行政の連携においては、6月の土砂災害全国防災訓練、9月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練、3月の津波避難訓練などを通じて、3者間の防災意識の向上と、さらなる連携強化に努めております。

想定される災害に対し事前に対策を講じることと定義されておりますが、具体的には、災害用防災用品の準備、自身の生活圏内における危険箇所の認識、避難方法や避難場所の確認などが挙げられます。これらについては、本町では広報紙やホームページに個人で備蓄すべき物品や避難行動の注意点をはじめとして、耐震診断、耐震補強、耐震シェルターや防災ベッド、老朽危険家屋に関する補助制度の活用などについて掲載するほか、地域防災計画や総合防災マップ、ハザードマップの閲覧およびデータのダウンロードなどにも対応しております。

また、本年2月から運用開始いたしました町公式L I N E にあっては、情報発信、情報収集手段の多重化が図られたことから、これらのツールも積極的に活用しながら、さらなる事前防災の強化につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔４番 黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

まず、町が取り組むハード対策については、毎年度順調に行っているのかなとは思いますが。

まず、ここで問題となってくるのは、個人、地域の部分で、その部分でも地域や、まず現在の自主防災事業補助金の使われ方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

こちらの自主防災事業補助金につきましては、先ほどの答弁でも入っておりますとおり、避難地、避難路の整備、また防災資機材の整備、あと備蓄用食料整備といった形のものとなっております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔４番 黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君） そういった中で、まだ使われていない地域とかがあるのかなと。要は、以前にここで一般質問させてもらったように、温度差があるんじゃないのかと、防災に対して温度差、地域ごとの。その中で、うちの地域はいいやと、自主防災会が諦めてしまっ、補助金申請を必要なもの、資機材の購入とかそういったことをせずにいる地域があるんじゃないのかなというのを自分はちょっと感じているんですけども、その辺については今現在どうなっているか、お聞かせをください。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

まず、４月に行われます自主防災会長との説明の中で、この補助制度については説明をさせていただいております。その中で、実績としてこのようなものという形の件数等も挙げた中で、積極的な利用については説明のほうはさせていただいておりますけれども、今、黒田議員言われるとおり、地区によって、地域によっては温度差があるのも感じております。

なので、今後については、この広報的なところについてももう少し説明を丁寧にした形で、利用いただくよう、いずれにしても自主防災会のほうの予算を組んでいただく形がござい、すので、そちらについて、この時期からもう一度、各、今、現区長様のほう、自主防災会長

のほうに説明といった形でペーパー等出したいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ぜひこの補助金の利用度を高めていってほしい。各地区、どの地域も取り残さないような方向で持っていってほしいと思います。

次に、個人的な、個人の部分なんですけれども、避難経路の確認とかを各地区、避難所まで行く経路の見直し等々も防災訓練のときにやってもらったりとかしていると思うんですけども、この経路がだめだったらこっちの経路といった形の、要は避難経路のしっかりとした確保、1か所が倒壊家屋で通れなくなった、じゃ、その場合どこを歩いていくのかといった、そこまでの深く掘り下げた経路の見直し、確認といったところを町として住民、町民の皆さんに個々にどのように周知を図っていくか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

まず、各居住されている地域については、令和に入る前だったんですけれども、各地区の防災マップ等は全戸配布させていただいた中で、自分のまず住んでいるところのどのような危険が伴うものかというのは認識をいただいております。

また、各個人の避難につきましては、こちら県のほうの事業になるんですけれども、わたしということで、それぞれの方がこの場所にいた場合には、どのような発災した地震ないし台風等もございますけれども、ここにいる場合にはどのような経路でどこに避難するといった形のものを個々で作成をさせていただいております。そちらについては、昨年度でこちら町内34地区全戸に配布ないし作成依頼という形のものは終了しております。

また、来年以降、今年度については行っておりませんが、来年度以降、また第2弾目という形の見直しも含めた形の自分の避難経路等についての見直しは依頼をかけていこうと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

先ほどの町長の答弁の中にもあった、2月から南伊豆町公式のLINEの話もありました。

この中にも、イベント、防災、その他もろもろ情報が町民のほうへと伝わるようになっていくわけですが、そういった中でももし災害が発生した場合、そういったLINEを活用して写真を添付してもらって送ってもらう、そういったことによって、大規模災害があっても町が迅速に対応ができる形ができていくと思うので、このLINEの活用についてもっと町民に周知徹底を図っていく必要があろうかと思うんですけれども、その辺について、地方創設室長が答えるか、防災室長が答えるか、どちらでもいいんですけれども、あれだったら副町長でもいいんですけれども、いいですか。どちらでもいいんで、お願いします。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

町の公式LINEにつきましては、2月1日から登録受付を開始したということで、現状960名程度の登録をいただいているということで、10%を超えてきたという状況でございます。

こちらの活用につきましては、今後、町のほうからの情報発信、それから住民の皆様からの情報提供も含めて実施していきたいというふうに考えておりまして、LINEを使うということは、双方向のコミュニケーションができるということで、その機能を十分に活用していきけるよう今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ぜひ、これは町長にお願いなんですけれども、庁舎内にもやたらとLINEのQRコードを張りつけておいたりとか様々やっていくことによって、もっと登録者数が増えてくるのかなというふうに思いますんで、もし災害が起きてもきめ細やかな情報収集ができるよといったことで、そういったことも事前防災につながってくるのかなというふうに思います。

たまたま自分の知人が経産省から今度石川県の副知事になったんですけれども、その彼が言うには、今度は木造住宅は倒壊家屋であって、危険判定が出ても、国のほうがその修復費用を出してくれると。だから撤去しなくてもいいという方策が、支援が受けられるという形になったようです。ですので、倒壊して危険家屋の判定が出ても、いきなり壊すのではなく、うちを残したいよという住民の皆様の要望にしっかりと応えていけるような対策、そういったことも、この能登半島地震を契機に国のほうの考え方もこれから変わってくると思う

もんで、ぜひその辺もアンテナをしっかりと張って、そういった情報収集にも努めていってもらいたいというふうに自分は思っています。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時00分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 大 年 美 文 君

○議長（長田美喜彦君） 3番議員、大年美文君の質問を許可します。

大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） それでは、令和7年3月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

通告した順に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目です。避難所施設、これは学校の体育館になりますが、この空調設備というところで伺いをいたします。

これは、国の施策の中で避難所施設の空調設備の整備事業というのを総理が打ち出して、大分浸透してきているようには見えますが、この町を含めて近隣の市町、あるいは県内の市町の状況等あればお示しください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

近隣の市町については、後でまた防災室長のほうから答弁をさせます。

文部科学省では、令和6年度の補正予算をもって空調設備整備臨時特例交付金を創設いたしました。これら交付金は、学校施設の避難所機能を強化し、耐・災害性の向上を図ることを目的とするもので、災害時に避難所として活用される公立小中学校の屋内運動場や武道場に空調設備を設置する際に交付されるものであります。当該交付金に係る交付対象期間としては令和15年までの10年間とされており、算定割合は関連工事を含めた2分の1以内で上限額は7,000万円、交付要件としては避難所に指定されている学校であること、断熱性が確保されていることなどとなっております。本町においては、昨年5月に静岡県地震津波対策等減災交付金を活用し、避難所用の冷暖房機器としてスポットクーラー12台を購入し、夏季シーズンにおける避難所内での暑さ対策を講じているところであります。

防災室長のほうから答弁させます。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

まず、この賀茂地区についての空調設備につきましては、詳細のところまでは存じ上げていませんが、この冷暖房の機器といった形のものでの設置というのは確認はできておりません。東部地域につきましては、文科省のほうの空調設備整備臨時特例交付金、こちらのほうを使った形のものというのではないと認識しているんですが、長泉町のほうの北小学校のほうでは、経産省のほうのCO₂削減に伴う交付金ということで、天然ガスを使用したものということで1か所、空調のほうを配備しているということは認識しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 折しもですけれども、一昨日、国会議員の報告会がありまして、その中にいろいろな資料を、たまたまこうあったもので、情報提供ということでお知らせをさせていただきますが、県内の27市町では、体育館の空調設備については設置がゼロ%ということと、教室、普通教室、これについてはもう全国の公立小学校でも99.1%と、教室ですね、この普及率が99.1%だという資料と、それと、あと体育館については、静岡県は全国平均を上回る20.5%というようなこういう資料をまた情報提供をまたさせてもらいますけれども、その中で、河津、長泉、吉田の3町が100%に対し、浜松、沼津、三島など27市町村はゼロ%だというようなデータが出ているんですけれども、これは、実はスポットクーラー、うちの町が整備した、あれを含めているんですね。これを含め、それを整備したところはもう

整備しているというような判断材料になっていますんで、必ずしも機械的なエアコン設備を整えているとは言えないらしいです。

ですけれども、やはり私、前回もこのことについて触れさせてもらいました。非常にそのときはハードルが高くて、今、冒頭、町長のほうから、断熱がちゃんとしていないとなかなかそこからの工事からだと大変だよと。それで、うちの町の財政係にもお聞きしました。もう1つの体育館ではもう億ですよと、そのきっちり整備するに関しては。そのぐらゐの経費がかかりますよという中で、だんだん国のほうが、その議員にもちょっと聞きました、言葉は悪いですけれども、大分前よりはる大分緩くなってきて、断熱する作業についても補助の対象になるんじゃないかというようなお話をいただきましたけれども、当局のほうではそんな情報はどうですか。入っていますか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられるとおり、付帯設備についての工事のほうもこの交付金のメニューのほうに入っていると。かつ単年でなくてもいいということなので、1年目にまずエアコンの設置を行い、2年目に断熱等の工事、付帯工事という形のものをして事業としては認可されるということで伺っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） その中で、やはりなかなか体力のない市町は大変ですけれども、何しろ国のほうも予算をつけて整備率を上げよというのを躍起になっているらしいです。ですから、はい、やります、あしたからやります、あさってからやります、来年からやりますというわけにはいかないでしょうけれども、やはりこれはやはり手を挙げるのが非常に大事だと。それで、中身についても重々調整しながらできるということを聞きましたので、やはりその辺も含めてこれからの整備、特に8年ですか、中学校区が統合されて1つの中学校になって、私はまずそこが一番子供たちが増えるところですので、東中の体育館あたりを一番の対象にしてはどうかと、私これは個人的に、いろいろ条件がありますので何とも言えないところですが、その辺を目標に今後やっていかれたらいいのかなというふうに考えます。

それから、これ、もう一つ、東京都は割と体力あるところですので大分整備がなされてい

る中で、よく家庭にあるシーリングファンというのがありますよね。上で、扇風機が上から回っているような形ですけれども、これを体育館に設置しているところがあるらしいです。これもやっぱり体育館ですから、バレーボールだとかバスケットボール、バスケットボールはそこまで上がらないでしょうけれども、バレーボールなんか上がって当たっても、強固にできているらしいです。これで大分体感温度で5度ぐらい違うというんで、夏場なんかはいいのかなと、多少。それと、あと循環させるということもあるんで、何かそんなことも整備しているところもあるようですので、またその辺についても私のほうから情報の提供をさせてもらいますけれども、そんな情報なんかも担当課には入っていますか。もしあれば示してください。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、どこの学校にどのような形での整備という形のものとは詳細までは入っておりません。ただ、民間の業者の三菱さんのほうで、こういう形のものも実績としてあるという形での案内という形では資料として提供いただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 一気に、例えば、今申し上げたシーリングファンあたりがどのぐらいの費用がかかるのか、ちょっと私も数字的なものはちょっと持ち合わせていませんので、はっきりしたことは申し上げられないんですけれども、一気に空調設備が無理だということで、シーリングファンあたりの別のものが割と手頃だということになれば、その辺でもやはり暑さ対策、伊豆は申し訳ないけれども、寒さより暑さ対策だと思いますね、夏場の。やっぱり避難所にしましても、大変申し訳ない、石川県とか東北の方には大変言い方申し訳ないですけれども、そこから比べれば、冬の伊豆はまだまだいいほうじゃないかなと思っていますので。ただし夏に関しては、これはそれこそ命に関わるような暑さになっていますので、この辺も前向きに空調設備、あるいはそれに付随する機器、これの導入について前向きにちょっと検討していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、賀茂地区の周産期医療についてということでお伺いします。

今、賀茂地区で唯一出産を扱う医療機関が本年の1月で業務を終了したという、私も新聞を見て、本当、びっくりしました。それについて町の考え、それから町長に、まずこの新聞

報道されたときに一番最初に思ったようなことがもしあったらお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私は、新聞で拝見する以前に報告を担当のほうから受けました。そのときには大変残念な思いはしましたけれども、今までよく先生をはじめスタッフの皆様が努めてくださったなという、逆に感謝の気持ちが強かったです。経営的なことを言うと、100人生まれなければ黒字にならないところ、70人ほどしか生まれないという状況で、赤字を今まで補填していたということでしたので、私にしてみれば、答弁も同じような答弁になりますけれども、そのような思いがありました。

では、お答えさせていただきます。

下田市内において、賀茂医療圏唯一の分娩取扱い施設が本年1月末をもって分娩業務を終了いたしました。これら分娩業務の終了に当たっては、少子化、人材確保、体力面など、開業医としての努力の限界であったと伺っておりますが、苦渋の決断だったのではないかと心中をお察しするところであります。また、先生をはじめとしてスタッフの皆様方には、これまで献身的な地域貢献に衷心より感謝を申し上げますところでございます。

今般、分娩業務の終了に伴い、今後出産を控えた妊婦は、伊東市や伊豆の国市などの分娩取扱い施設に足を運ぶ必要が生じることから、出産が迫った妊婦の負担軽減と安心感の確保を図るため、下田地区消防組合と構成する1市4町では、新たなサービスとして、出産が迫る妊婦を救急車で分娩取扱い施設まで運ぶ妊婦情報事前登録制度、妊婦サポート119を創設することになりました。このため、4月からの運用開始に向けた準備を進めております。

また、賀茂医療圏域の市町が協力し、近隣の分娩取扱い施設との連携強化体制の構築を図るほか、本町においては、妊婦への経済的支援として、国県補助なども一部活用しながら、妊婦健診や出産時の交通費のほか、出産に伴う事前入院や出産施設に近い宿泊施設等での宿泊費用を支援するため、出産準備支援金制度の創設を予定しております。これら関係する予算を令和7年度一般会計当初予算案に計上させていただきましたので、本議会のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後においても、遠方の分娩取扱い施設での出産を余儀なくされる妊婦の方々やご家族の皆様が安心して出産に臨むことができるよう、今回創設した新たなサービスの充実に加えて、引き続き対象者の方々からご意見やご要望を伺いながら、各種支援策の拡充に努めてまいり

たいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 私も本当に町長と一緒に、唯一の分娩業務をしていた病院が分娩業務を終わるということについて本当に残念だなと。改めて先生にも、先生のご労苦にも本当に感謝しかありません。

私の記憶の中では、下田市さんにも4つぐらいの産科というか分娩をする、業務をしていた病院があったかなと私の記憶の中で。その前もあったのかもしれませんが。私の中では4つぐらい病院が分娩を取り扱ってくれていたのかなという記憶があったものですから、それが1つになったということは私も重々承知はしておりましたけれども、その病院も分娩業務を終了するといったときには、本当に残念でならなかったですね。私の、そういう気持ちでございました。

それで、これ、私がこの通告を出す直前になって1月24日にこの新聞紙上でこの出産を迫るということで報道がされて、ちょっとたまたまタイムリーだったのかなというふうに思っておりますけれども、この記事は、町長、出るのをご存じでしたか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

はい、承知しておりました。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） それが、この1月24日のこの報道された後に、組合の消防議員宛てに消防本部から、この新聞の報道で当本部の妊婦を搬送云々の記事に掲載しておりますが、これは市町の正式な発表に基づくものではないと、要するに、どこからか分かりませんが、そういう報道ですよという通知が来たんですね、消防議員宛てに。何なのかな、ちょっと違和感を感じたもので、この辺は、もうこの新聞によりますと、幹事を務める南伊豆町によるとというような文言で始まっているんですけども、これは町長知らない間に担当課あたりが情報を提供したんですか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 健康増進課長。

○健康増進課長（宮本利江君） お答えいたします。

担当課のほうには、新聞記者さんのほうから取材のほうがございました。下田市の担当とも話をしたんですけれども、なかなかまだ消防組合の運営会議ですとか定例会等でお話をしていないので、できれば待つてほしいような申入れはしていたところなんですけれども、出てしまったというのが実情でございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） やっぱり幹事町であって、やっぱりこれは町長知らない間にこの情報が出たというのは、私は、僕はいかかなものかなというように感じて、消防も慌てていたんでしょうか。その後、勉強会みたいなのが、17日の定例会の後、消防組合の、これについての勉強会もやったんですね。それで、今のような質問をしたところ、それは恐らく市町も出ることはびっくりしていますよと、消防のほうも、これが出たときには。いろいろな取決めは当然いろいろ決まっていたんでしょうけれども、ここまでもう出るとは何か予定していなかったという返事を消防からいただいたんですね。

私も、7年ぐらい救急業務に携わらせてもらいました。正直申し上げまして。やはり妊婦さんを救急で運ぶというのは本当に、今はもう救急救命士とかいろんな資格を持った人間が救急車を運営していますんで、そんなことはないかと思えますけれども、私、正直申しまして、妊婦さんは本当に神経を使いました。2つの命です。やはり生まれてくる子供とやっぱり母体であるお母さん、これを守らなきゃならない。救急の依頼が来るということは、普通の状態じゃないんですね、やはり救急隊員にとっても。恐らく今の救急隊員はいろんな知識も豊富ですし、装備もしっかりしていますから、私のような考えはないかもしれませんが、やはり2つの命を守るというのは、本当に精神的に、消防の職員もこれは大変なことなもので、きめ細かな打合せをやってもらって、例えば下田の消防署も今、稼働しているのが2台と予備車が1台あるのかな。それで、南伊豆は救急車が1台。万が一この救急車が全部出ていたとき、夏の繁忙期、このあたりに救急車が全て出たときの、予定していた妊婦さんがSOSを出したときはどういう態勢を取るかということは話をされていますか。その辺がもしもう決まっていたら教えてください。

いずれにしても、4月1日からこれ稼働するんですよね。その辺が分かっていたらお示してください。

○議長（長田美喜彦君） 健康増進課長。

○健康増進課長（宮本利江君） お答えいたします。

救急車が出払ったときの態勢、いいですか。妊婦情報事前登録制度、通称妊婦サポート119の概要についてご説明申し上げます。

本制度は、遠方での出産を余儀なくされる町内の妊婦が、安心・安全に出産できることを目的としたもので、妊婦に関する情報をあらかじめ登録し、出産時の搬送要請に際して、救急車を分娩取扱い施設まで迅速に搬送するとした事業でございます。

対象者は、町内に住所を有する妊婦であって事前登録をしている者とし、登録された情報については、随時、町から下田消防本部に情報提供いたします。

利用条件としましては、出産の兆候が始まった場合や出産のための救急搬送が必要な場合、あるいは急な腹部の痛みや張り、大量の出血などの緊急を要する場合などとなっております。これらを利用する際には、まずかかりつけの産科医療機関へ連絡をし、医師の指示を仰いだ上で119番通報し、登録妊婦であることや医師の指示などを伝えていただくことで迅速な搬送につなげる仕組みとなっております。

また、リスクのない正常分娩の方であっても、かかりつけの産科医師からすぐ来院するように指示があり、家族の送迎が困難で移動する手段がない場合などや、計画分娩、帝王切開などによる出産においても、緊急を要する状態で医師により救急搬送や早期受診が必要と判断された場合についても対象となります。

令和7年4月から運用可能となりますが、下田消防本部とも連携を密にし、より円滑な事業運営となるよう努めてまいります。

具体的な救急車が出払っていたときの対応についてというところまで細かい打合せはまだしておりませんが、今後消防本部とあとは消防署のほうの現場の意見等々を聞きながら詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 具体的に救急車の、出産する方のパートナーなどですが、下田の組合消防の定例会のときにも、下田の市議会議員さんが質問をされていました。パートナーがいたり家族が十分いるときはいいんでしょうけれども、やっぱり救急車を呼ぶというときは、その条件を満たしていないときだと思うんですね。非常に夏場あたりだと、今申し上げたよ

うに、救急車がもう出払っていないよ、あるいは順天堂から、順天堂の、じゃ、外科の患者を送った後に、また返してまたとんぼ返りする、当然こういうことも考えられるわけですね。

やっぱり救急車って、今これだけ感染症がはやっていますんで、例えば前の患者さんがもう感染症の患者ですと、私の頃はです、経験していた頃は、もう救急車を全部消毒して次に備えてということをしなきゃならない状態が続くわけですね。夏場の繁忙期では、それ、本当に繰返し繰返しなんですよ、正直言って、救急車って。そんな中で、当然救急車が全部もう出ちゃっているといったときのフォローというものを、今後その登録された方に安心を与えるには考えていかなければいけないなと思いますので、その辺のやっぱりことも十分考えてもらってやってもらいたいなと。

私、ただ移住とか定住で出産を希望される方が南伊豆に移住してきました。実は、この近辺では分娩はできませんよというのが物すごくマイナスのイメージになるかと思うんですね。これはまた健康の関係とは違うところでちょっとお聞きしますけれども、やはりその辺に移住される方、定住を考えている方には周知しなければ、呼ぶだけ呼んで、やっぱり子供を育てたい、先ほど町長、施政方針ですか、この中で言っていましたね。子供を産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会の実現ということを言っておられました。やっぱりこれ、移住定住を考えている人にも、これ、大事なことだと思うんですけども、その辺はやっぱり担当としてどう考えられますか。もしあればご意見をください。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えします。

移住定住の観点から申し上げますと、これまで南伊豆町としては、移住定住の促進について非常にサービス提供をさせていただいてまいりました。この中でも、医療機関、非常に脆弱だという説明と、特に産科については、今でも、その当時ですけれども、今でも1施設ですということで、パンフレットにも医療機関のこと、それから子ども・子育てのことについては掲載させていただいて、十分説明をさせていただいたというような経緯がございます。

今後についても、今、パンフレットの改訂を進めておりますが、その辺の情報をしっかりとお伝えできるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 本年の1月からは、脆弱じゃなくて分娩ができないんですよ、この賀

茂圏内では。ですから、その辺が脆弱の上をいっていますので、その辺をどうクリアしていくのか、これ、すごく本当に大事なことだなと私は思います。地元の人でさえ、もちろん地元の方でもそういうふうな形で、例えば伊東ですとか伊豆の国市ですか、そちらへ行くと、運ぶと、救急車で、そういう体制を取らざるを得ないと。

ここでもう一つ、例えばかかりつけというのは、例えば伊東市とか伊豆の国市以外でもその救急の搬送というのはできるんですか。まだその辺はまだ詰めていないのかな。その辺、もし詰めていたら聞かせてもらっていいですか。

○議長（長田美喜彦君） 健康増進課長。

○健康増進課長（宮本利江君） お答えいたします。

消防組合のほうとは、一番近くて伊豆の国市、伊東市の産科医療機関に運ぶということと、あと、場合によっては三島市、沼津市あたりも対応できるけれども、遠方になるということ、を妊婦さんに知っていただいた上で登録してほしいということをお願いをされているところ、です。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） やはり、私は、ちょっと申し訳ない、女性じゃないもので分からないですけれども、やはりかかりつけのお医者さんにやっぱり分娩に関してはもう、で最後は出産というのが理想的じゃないかなと思うんですけれども、やはりそれがやはりどうしても伊東にしても伊豆の国市さんの医療機関に運ぶにしても1時間以上かかりますよね。正直言って、救急車だって1時間以上かかると思います。ましてやそういう患者さんですから、救急隊も慎重な運転をせざるを得なくなると。それ以外の患者は乱暴に運転するという意味じゃなくて、やはり母体と子供、胎児のことを考えると、プラスアルファ安全に医療機関まで搬送するという気持ちがはやらと思うものですから、もう1時間どころじゃ済まないですね、恐らく。そういう面でも、町長も今年度予算で出産準備支援金給付事業、安全・安心な出産に向けた準備費用を支給するというようなことで予算措置をしましたというようなことで方針の中でうたわれています。

ただ、本当に、これも本当に大切なことで、お金の支援ということは非常に大事なんですけども、私はやはりこういう施設の存続も、既にメディカルセンター議会では周産期医療がもう実現は難しいと新聞にも報道で出ていますので、それならば、やはり私は、県とかに

も相談しながら、やはりこの賀茂圏内にも分娩ができる施設をやはり1つは維持していくべきじゃないかと思うんですけれども、町長、その辺どうですか、お考えあれば。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂圏域の医療体制については、周産期医療に限らず、救急医療やがん、脳血管疾患等の専門医療に加え、医師確保など多くの課題があると認識をしております。このため、現下における賀茂医療圏での医療体制を維持することは当然であります。隣接する圏域との広域連携による専門的な医療の確保などについても、賀茂地域医療協議会をはじめとする諸関係会議等で強く要望してまいりたいと考えております。

また、静岡県では、伊豆地域を中心とした県東部の医師不足解消に向けて医師偏在対策強化事業を創設するなど対策の強化に乗り出しておりますので、これらにおいても期待をしているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） ぜひこれもお金のかかることなんで、簡単にはそれこそいかないことだと思いますけれども、やはり地元で赤ちゃんを出産して、そういう意味では、もう里帰り出産なんていう言葉はもうこの町では使えなくなるような状況にきていますんで、粘り強く県のほうにもお願いをしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、上下水道施設の今後ということでお伺いをさせていただきます。

まず、水道事業についてお伺いしますね。老朽化が伴う上下水道の施設の耐震化の現状についてということで、特に上水道の浄水場、それから配水池、配水池についても古いのを入れますと24ぐらいあるんですかね。この辺がもうかなり老朽化しているわけなんですけれども、この辺の耐震性について、現状をちょっとお示し願えますか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

昭和55年2月供用開始の石井浄水場については、竣工から既に45年が経過して、建屋や機械の老朽化が進んでおります。このような中で、平成27年度に実施した石井浄水場の耐震診断では、1系と管理棟について耐震性能はないと判定がなされております。また、配水池に

については、令和５年度に実施した海岸地区の簡易水道も含めて町内40か所あり、このうち耐震性があるものは１か所のみで、そのほかは耐震診断を必要とする施設となっております。管路については、耐震適合性を有するものは全体の31.75%となっております。

この今の状態から耐震の整備についてですけれども、平成27年度において耐震性能がないと判定された石井浄水場の耐震化については、平成28年度に策定した南伊豆町水道事業ビジョンの10年整備計画の中で、令和６年度、７年度において耐震補強工事を実施する計画となっておりますが、国の法改正等相まって、令和５年度から海岸地区９地区の簡易水道について、公営企業化に着手しております。

町水道事業への正式統合をもって、これまで未整備であった９地区の簡易水道の水道施設台帳と今後における整備計画をまとめた時点で、町全体の水道事業計画を見直すことといたしておりました。このことは議会でもたびたびご説明をさせていただいてきたところであります。

昨年１月に発生した能登半島地震から水道施設の耐震化には迅速な対応が求められておりますので、本町における水道事業の経営状況や財政状況に鑑み、石井浄水場の具体的な耐震化計画を取り込んだ水道事業ビジョン及び経営戦略の見直しを来年度、令和７年度において実施いたしますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔３番 大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君） そうしますと、石井の浄水場の耐震補強、これを令和６年・７年度でやる予定だったが、それができなかったというような捉え方でよろしいですか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えしたとおり、簡易水道の統合を踏まえた中で整備計画を立てる予定でしたので、全体的に町を全体的に考えないと整備事業は成り立ちませんので、令和７年度に水道ビジョンを見直すこととしています。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔３番 大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君） それでは、来年度になるのかな、令和７年度にビジョンをもう一回。

私は、配水管が有事の際に損傷する、これは仕方ないことだなと。大きな揺れが、それこ

所能登半島みたいな地震が来れば、もう配水管が損傷する、これは仕方ないことだなと思うんですよ。

ただ、この浄水場、配水池だけはしっかりと耐震をしないと、これは大本なんで、配水管が生きていても、配水池と浄水場がもう手に負えないよと言ったら、もう何もならないということですよ。ですから、配水池と、配水池というか、浄水場なのかな、浄水場の耐震化を本当に至急考えるべきだと思うんですが、7年からビジョンが始まって、当局的には耐震工事、これいつ頃からやれたらいいなというような案はありますか。もしそれが今お示しできるようでしたら示してもらえますか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 議員、3番目の通告書に基づいてご説明させていただきます。

配水池と浄水場の耐震化ということになりますけれども、石井浄水場につきましては、心臓部ということで、南中地区、竹麻地区をカバーしている水道の重要な施設となっております。

そういった中で、石井浄水場の管理棟及び1系薬品沈殿池の大規模改修及び耐震化においては、莫大な事業費が必須であることから、令和6年度において、今年度ですね、コンサルティング会社オリジナル設計との業務委託契約をもって大規模改修に係る計画策定についての協議を職員同士で重ねているところであります。

現下において、4パターンの改修、耐震管を想定して協議を進めております。

第1案では、現在の管理棟、あの大きな建物になりますけれども、あの管理棟を耐震補強する。第1案であります。

第2案では、管理棟、あの管理棟、実は建て替えて行うのが第2案として想定しております。

第3案で、管理棟を建て替えて、先ほど言いました耐震化のない第1系の薬品沈殿池も耐震化をするというのが第3案になります。

第4案のほうでは、これは一番安全に工事は行えるんですけれども、新しいものをつくって、今のものをそっくり入れ替えるという形なんですけれども、そのパターンが4パターン目になります。

この4パターンを改築するものとし、施工性、維持管理性、資産管理性、経済性の面から総合的に評価し、決定したいと考えております。

また、配水池に関しても、水道事業アセットマネジメントの中で検討しながら、令和7年

度策定の水道事業ビジョンで決定したいと考えております。

これら石井浄水場の耐震化改修案については、この4案の中でいずれも改築に、建て替えるなり耐震に関して13億から27億の数字が出ております。現状の水道事業の経営状況と今後のまちの財政負担なども熟慮しながら、適切な改築スケジュールを検討してまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 分かりました。今の既存のものを補強するのか、また、ある面、新しいものをつくるのかという方法があると思う。これ、ダウンサイジングなんかも考えていると思うんですけども、今の浄水場に関しては、80年代、本当に弓ヶ浜がパラソルでもう人が歩けないほどお客さんもたくさん来ていた頃のサイズに当然こう合わせてあるもので、このやっぱりダウンサイジングというのも一つの選択肢の中にあるかと思えますけれども、その辺、考えがありましたらちょっとお伺いできますか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

議員もご存じのとおり、昭和55年頃建てられた施設になります。あの頃は民宿等が、観光もさかんでありまして、その計画に基づいてつくられた施設になっております。あの頃より人口が減少した中で、今後1系の沈殿池を耐震するというのは、もう一度、2系があります。それについて、今現在第4案の全改築について行うとなると、全改築、今の人口で全改築をしなければなりません。将来、1系を耐震して将来に持っていくとなると、将来の人口のときのダウンサイジングしたその時点での水道施設の改修となります。ただ、そのときに南伊豆町がどうなっているかというのはちょっとまだ想像つきませんので、それを先送りした案が第3になりますので、その辺を加味しながら、第3、ダウンサイジングを考えながら、今、策定を行っている状況です。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 当然、サイズの問題もいろいろ今後検討していかなくやらないかと思いますので、今示していただいた13億から二十何億、すごく大きな費用がかかるわけで、これ、本当に水道だけは広域でできるものじゃないですし、これ、本当に、もちろん笑って

はいません。笑いごとじゃ済まされない問題で、命の水ですので、これからいろんな意見が出るでしょうけれども、やっぱり効率のいい仕組みの中で新しいものを、あるいは補強するものを考えていってもらいたいと思います。

それから、これ1点、その防災にも関係するんですけども、能登半島沖地震のときのあの地区、ちょっと私もちょっと知り合いが珠洲市のほうにあるんですけども、場所によっては今もですよ、今もままならない、水道の復旧が、ところもあるというふうに私、聞いているんですね。

やはり能登半島の、そちらにも情報があればですけども、復旧が早く進まない能登の状況、何か情報がありますか、その復旧できなかった状況。ありましたらお願いします。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

本年1月15日に私のほうで石川県のほうに確認を、電話して確認を取りました。その中で、ホームページのほうにも載っておりますけれども、石川県の、石川県が公開した資料「水道の復旧・復興の進捗状況について」によれば、能登半島地震による断水は最大で11万戸に上ったそうであります。9月発生の能登豪雨災害、被災が重なりまして、復旧・復興に時間を要しておりましたが、現在では、復旧困難地区の輪島市の珠洲市の一部を除いて断水は解消されているようであります。輪島市と珠洲市ですね。

その両復旧困難地区の共通点としまして、県の職員と話をさせていただいた中では、復旧工事を妨げる地質の悪さに加え、被災した水道施設までの道路啓開が極めて困難であると、山のほうに施設があるということになりますけれども、あることなどとされており、伊豆半島と同様の海外部まで急峻な地形などが復旧が遅れている最大の要因となっているようであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） まさに対岸の火事などと言っているような場合ではなくて、我が町もこのような有事が起こると同じような状況になるんじゃないのかなとも思いますね。

それと、旧で言う簡易水道にある水道管については、配水管ですね、これについては、まだあれですか、若干ですけども石綿管なんていうのもあるんでしょうか。分かれば教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

石綿管につきましては、ないということで、旧簡易水道のほうについてです。そちらも石綿管はないということになっております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） そうですね。もう大分石綿管はいろいろ話題になりまして、取り替へなさいよということですので、ないということで了解をさせていただきました。

それでは、続きまして、上水道についてはこれぐらいにして、公共下水道事業について伺います。

現在、下水道に接続している割合ですか。できれば地区、例えば南中地区、竹麻地区、この辺で接続している戸数とパーセンテージ、分かればお示し願えますか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

令和7年2月4日現在において、公共下水道事業の接続戸数は686戸であります。接続率としましては58.1%となっております。また、令和5年度から公営企業会計となった決算額においては、事業運営的な支出と事業費用決算額は約2億800万円、建設的支出となる資本的支出決算額が約1億4,200万円であり、支出額合計約3億5,000万円に対する一般会計からの繰入金は約2億円となっております。

今後予想される施設改修費や人件費、物価、燃料費等の高騰、さらなる事業費用及び資本的支出の上昇、人口減少による加入戸数の減少なども加わり、下水道事業の経営は極めて厳しい状況にあることはご案内のとおりであります。

昨年8月27日に開催した遠藤誠作アドバイザーによる勉強会でも、南伊豆町の下水道事業の将来像において厳しいご指摘が示されておりますので、庁内の政策決定会議において、今後の下水道事業の廃止も含めた方向性など調査研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 今、担当課長が言われたように、まさしく、私はこの事業はもう撤退

をすべきだと。時の政策であったこの公共下水道事業、職員が一丸になって勧誘したことを今でも覚えております。私も下水道の管轄地域に住んでおりますので、「お前は役場職員だから一番最初に接続するんだ」と言われて、もちろん接続をしました。確かに接続した後は蚊がいなくなりましたね、家の周りに蚊が。というのはもう、水が溝にたまっていないので、蚊が湧かないんですね。それと、本当に川がきれいになったと思いました。昔は本当に、言葉は悪いですが、垂れ流しのような状態だったものですから、川が非常に汚かったです。下水道やってから、私のうちの前の川は本当にきれいになったと思います。

ただ、時の政策です。これはその時の状況、それから周りの市町の状況もあるでしょうし、それは絶対に否定はしません。ただ、今の南伊豆の状況でこの公共下水道事業を年間2億、管理費で一般会計から出して維持するというのが、町長はご存じでしたけれども、この庁舎、4年に一遍ずつ新築ができる、建てることのできるような金額になっています。これを本当に将来的に次の世代に残すというのは、それは酷だと思いますよ。

それで、やはりここは我々が道筋をつけて、これも来年やめる、再来年やめるということではないんですけれども、ここは我々が道筋をつけてやらないと、次の世代がこれ全部背負うことになるので、ここだけはしっかりと検討してもらいたいなと。当然、我々も検討の仲間に入れさせてもらえば、検討させてご意見も言わせてもらいますが、ぜひそういう環境をつくっていただいて、これを簡単に私は撤退だと言っていますけれども、当然これペナルティー、いろんな借金していますので、いろんなペナルティーもあろうかと思いますが、その辺のペナルティーの考えるところというのを、あればお示してください。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

南伊豆町が令和2年から始めました入間漁排の廃止に関しまして、遠藤アドバイザーのお力もありまして、日本初の取組ということで全国に紹介をされております。そういった中で、全国から今、視察の市町が殺到というか、かなり来ております。その中で、三重県なり岐阜県なり農業集落排水の廃止を検討している市町からも問合せが来たり、講演をお願いしたいということで来ております。それにも、私と遠藤先生で行ってきた経緯がございます。

そういった中、1月28日になりますけれども、総務省からその取組について国土交通省並びに農林水産省、環境省、あと総務省ですか、その元締めの総務省の職員が5人ぐらい集まりまして、議員がおっしゃったような、そのペナルティーですね、市町がそういうことに取り組むときに困ることについて挙げてもらいたいということで、その勉強会がなされてお

ます。今、国の動きがどうなるかというのはこれからのことになりますけれども、また3月21日に総務省に行って、そういった課題について研究会がなされます。ですので、今後の国の動きによって、そういった廃止に向けた制度づくりとか、そういうペナルティーというのは、国県補助を使っている分の返しとかこの辺が討論がなされると思いますので、その研究をしている状況にあります。その結果まではまだ分かりませんが、そういうような状況であります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 国のほうも、やはり地方を苦しめている下水道事業に関しては、やっぱりそういう、まだ何か国のほうも前向きに考えてくれているのはとてもありがたいことなので、ぜひこれも大きな問題だと思いますんで、これを、2つ目に質問させていただきました周産期医療の問題やこの水道、あるいは上下水道事業、これだけ山積していると大変ですが、でも、もう移住定住というよりは、こういうことがあると、今の人たちがこの町から出ていかなきゃいいなと、逆に、そんなように私、感じますんで、この辺のやっぱり方向性だけはやはり町が町民の皆さんに示さなきゃいけない、もう本当に時期ですし、もう遅いぐらいだと思います。これはもうしっかりと検討していただいて示してもらいたいと思います。

こんなことでだめになる町ではありませんので、その辺はしっかりと検討していただいて、そう言っちゃ申し訳ないですけども、このプレミアム商品券、これについては迅速に事業がどんどん進んでいる中で、今申し上げたような事業も、しっかりと方針だけは、ビジョンだけはやはり町民の皆さんにお示ししないと、特に公共下水道については、じゃ、新しくうちをつくる人は、今の下水道管からつないで、もううちを建てたくても、現行だと下水道へ接続するわけですね。それが何年後かには実は廃止ですよというようなことで、これはもう一番迷惑かけるのは、町民の皆さんに迷惑かけることになりますので、できるだけ早めに今申し上げましたようなビジョン、方向性はしっかりと早めにお示しして事業をしていただきたいと思います。

公共下水道事業、水道事業で年間やはり、どうでしょう、3億近いお金が管理だけにかかっているという中で、非常に大事な事業ですけども、もったいないなという気持ちがします。なので、ぜひ早急にビジョンを策定して、前に向いて進んでもらえたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君の質問を終わります。

ここで、2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 岩 田 稔 君

○議長（長田美喜彦君） 2番議員、岩田稔君の質問を許可します。

岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） それでは、通告書どおり一般質問を始めさせていただきます。

私の質問は、1つ目は新たな観光資源、ハンマーヘッドシャークについて、2つ目は旧共立湊病院についてです。

まずは、今のハンマーヘッドシャークについてお話しさせていただきます。

先日、ダイビング会社の船長と雑談した中で、「ユーチューブ見ていますよ。ハンマーの大群の映像すごいですね。でも、ハンマーって寒い時期は沖縄の与那国島にいるんじゃないんですか。そして、暖かくなると神子元島に移動する、そう聞いていましたが」と聞いたところ、船長は、「どうやらこっちに定住したみたいだよ」と笑いながら答えてくれました。

そこで、「それはなぜですか」と私が尋ねましたところ、「まずは、水温が以前に比べて温かく安定している。2つ目はえさが豊富である。そして、3つ目は天敵がいないからだ」と、こう話してくれました。私はその説明を聞いて、なるほどなと納得しながらも、「とは言っても水温は最低で15度、その中を潜るんですか」と返しましたら、船長は「今はドライスーツの進化で、そのくらいの水温でも平気なんだよ」と、「だから、なぎさえよければいつでも出港できるよ」と、そうお答えになりました。

それと、「最近では日帰り客のお客が増えているからさ」と。「朝8時15分の下田駅に到着する電車であって、それをお迎えに行き、10時から2本潜ったら3時から4時ぐらいの電車で帰るんだ」と。「東京方面だけでなく名古屋方面からも来るんだよ」と話してくれました。

私は、その話を聞いてとても驚きました。ハンマーの生態の変化、インバウンドを含めお客様のニーズの変化、そしてそれに合わせた経営スタイルの変化、時代のニーズに合わせての経営努力はすばらしいなと思いました。

ひと昔前には、冬季は休業として、その間にグアムやサイパンに働きに行くということもあると聞いていました。これなら年間を通して安定した営業スタイルが確立し、稼げる南伊豆のレジャー産業の一つの大きな柱になってくれると私は大きな期待をしています。

そこで、1つ目の質問です。

9月の私の一般質問で、11月に与那国の首長さんと会ったら戦略を聞いてみたいと町長は答えになりました。何かよいお話があったらお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

お答えするというほどでもないですけれども、残念ながら、11月は与那国の町長さんが会議に来られませんでしたので、お話しすることはできませんでした。また今年も多分同じ会議がありますので、そのときにお会いしたら、少しでもまたお話をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 与那国島、テレビの「Dr.コトー診療所」のロケ地として今、何か大変人気があり、また、その当時の施設も残されていて、ハンマーヘッドシャークのお客様、それと、あと、あそこは海底遺跡というのがありまして、そこにダイバーが来るらしいです。そこで少しそういった、そこに特化した観光をされているようです。

私たちも何か参考になることがあったらいいなと思いますので、町長、またそういう機会がありましたら、参考になることを聞いてきてください。

では、次の質問です。

5月24日に第14回神子元クリーン作戦というのが行われます。このイベントに対して当局で何か協力、お手伝いをするお考えがあったらお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

神子元島の海中クリーン作戦については、今回で14目を迎えるなど、歴史ある活動として広く認知されており、本町の沖合に位置する神子元島周辺の環境美化においても多大なる貢献をいただいているものと認識をしております。

このような状況の中で、昨年度から、これら活動の一助になるよう、清掃センターへの持ち込まれた回収ごみの手数料を全額免除させていただいております。

今後もこれらの活動が長く継続されるよう、町としても可能な限りであります但協力、支援を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

私が9月の一般質問の中で、このハンマーヘッドシャークについて、認知を上げることが大事だと、重要だと申し上げたところ、そのアンサーとして、ハンマーが描かれた立派な大漁旗みたいなフラッグを作っていただきました。もし可能であれば、それを持参して町長が開会式に出席いただいて祝辞でも述べていただきますと大変盛り上がり、認知を上げるには一番の手段ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

もちろん予定の状況によりますけれども、私が行って旗を振ろうが挨拶しようが、それはもう大歓迎でやらせていただきたいと思いますので、またちょっと日程を確認して、状況によって参加させていただきます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ぜひ、認知を上げることがとにかく大切だと思っております。そういった、せっかく町のほうで作っていただいた旗を、私、見ました。すごく格好いいです。あれをぜひ大きく広げて、みんなで集合写真を撮って、ハンマーヘッドシャークについても大きく認知を上げてもらえるように、ぜひ町長にお願い、そのときのお手伝いをしていただきたいと思います。

私もそのとき、海に潜ることができませんので、出てきたごみの処理のお手伝いに私も伺いたいと思います。そのときはよろしくどうぞお願いします。

次、3つ目の質問です。

先月、インバウンド向けの観光庁補助金を活用した取組の会合が行われましたが、どのような内容でしたか。お答え願います。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） その質問に関しましては、私がその会議に出席いたしましたもので、私のほうから答弁をさせていただきます。

答弁の前に、岩田議員、大変お褒めいただきましたそのフラッグ、そちらのほう、今日持ってきましたもので、ご覧いただきたいと。こういうやつです。こういうやつを作らせていただいたというところがございます。

それでは、質問について回答させていただきます。

当該補助金は観光庁による地域観光魅力向上事業補助金でありまして、事業形態では、補助金400万円までは定額、これを超える部分については2分の1の補助、最低事業費600万円、補助金上限1,250万円となっております。

本会議は、当該補助金を活用してインバウンド向けの神子元島スキューバダイビングと町内での観光や体験を組み合わせた旅行商品を造成することを目的としたもので、1月28日に観光協会において魅力向上事業、提案事業者、観光協会事務局、ダイビング事業者、宿泊事業者、NPO法人、漁協、南伊豆町などの関係者が参加して開催をされました。

この会議の内容といたしましては、提案事業者による事業説明において、神子元島スキューバダイビングと町内の観光名所巡りや体験イベント等をミックスしたツアー造成の提案がなされたほか、出席者からは、神子元島スキューバダイビングについて、客層、繁忙期、宿泊事情等の質問が数多く出される中、ダイビング事業者の応答も含め活気のある意見交換となり、関係団体の皆様の理解も深まったというふうに感じております。

今後におきましては、第1次候補の受付期間が3月3日から4月18日までとなっております。

すので、応募の有無、応募者の決定、自己資金の調達法等が課題とはなりますが、町内事業者の強力な結束によりまして、この事業が新たな誘客施策として結実することに大きな期待を寄せているところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

私も1度目の会議には出席させて、ざっくりと今のくだりの話を聞かせていただきました。その後、2回目で宿泊の関係者とかいろいろ来て、大変何か活発な意見だったというのは、今のお話の中で理解しました。ありがとうございます。

ただ、ちょっとまた質問なんですけれども、聞くところによると、河津町ではかなりの数の補助金を得ているという話を聞いております。本町では過去にどれくらい採択されたのか、お伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

私が商工観光課長になって4年になるんですけれども、観光庁から直接の補助金というのは受けたという記憶がございません。それというのも、前の議会かな、ちょっと答弁させていただいたかと思うんですが、観光庁の補助金の応募期間というんですかね、かなりタイトなスケジュールになっておりまして、応募の情報が来たときには、あと1か月以内であるとかそういう形でリミットがかなり近い状況でありましたので、今まで対応ができなかったという部分が現状でございます。

ただ、その辺につきましては、私どものアンテナの低さというのものもあるのかなというふうには感じておりますもので、その辺は今後はアンテナを高くして、また対応はしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） そうですね。ありがとうございます。

ただ、先ほど課長からのちょっと答弁にもありましたけれども、今回の補助金について、1つクリアしなければならない大きな重要なポイントがあると思います。最低事業費600万

円で自己資金を100万円準備するという、こういう大きな課題というかポイントがあるんですけれども、そのあたりについて当局はどのようにお考えでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

その辺も実際、今後の課題ということで先ほど答弁をさせていただいたところなんですけれども、4月18日に取りあえず第1次公募の締切ということを考えますと、取りあえずどちらかの団体さんが工面をしていただけるんじゃないかなというふうには考えております。今のところ、それを町から支援できるとか云々とかという話は、明言は私のほうからはできないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） そうですね。100万円、課長のお小遣いで出せる金額じゃないと思うもんで、今のお答えは何となく分かります。

ただ、よく課長とお話させていただくんですけれども、課長がよく、成功例というキーワードを私によくくれます。成功例が大事だよと、そういうのを、岩田議員、あったらいいよねとよくお話、出てきます。

今回の事例、当町の初の成功例として何としてもやりましょうよ、これね。旅館やホテル、経営者の皆さんには、やはりとてもいい話だという話を聞いていて、前のめりになっていると聞いています。私も一生懸命、この事業に協力、お手伝いしますから、ぜひこれからもよろしくどうぞお願いいたします。

では、次の質問に入ります。

2つ目の質問は、旧共立湊病院跡地についてです。

2024年8月31日に発生した洪水についてです。既にお手元に資料があるとは思いますが、すごい光景になっています。しかも、前日、台風の影響で雨は降ってはいましたが、線状降水帯が起こるわけでもなく、中型の台風だったと思っています。それなのに雨水は敷地を乗り越えて、道路を横切り、通行を困難にさせました。なぜこのようなことになったのか、分かる範囲でよいのでお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和6年8月末に病院跡地から雨水の流出により県道120号線が冠水した事案について、当該施設管理者である一部事務組合下田メディカルセンターから状況報告を受けておりますので、ご説明をいたします。

当該病院跡地は、2方を山に囲まれ、山からの雨水が流れ込みやすい地形であることに加え、雨水の浸透しにくい土壌であることや、道路冠水のあった昨年8月末は解体工事において排水対策が不十分であったことなどが原因であるとのことでありまして、その後、同組合では直ちに必要な雨水対策を講じております。

本町においては、今後、当該地区周辺の住民の皆様によりご迷惑をおかけすることのないよう組合に対し管理の徹底を強くお願いするとともに、排水対策なども含めた環境保全においても、組合と連携を図りながら適切な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

そうですね。山を背負った形状、それから昭和の木造建築だったために、消火用のため池等もあったことから、ある意味仕方ない部分もあったのかと思います。また、今、町長がお答えになられたように、メディカルの組合としても跡地の利活用の予定、意思もなく、また長期に保有する意思もないため、現状維持だったというのは理解します。

しかし、その後、実はなぎさ園の職員から私に電話が入り、その工事のことについて、この程度の工事では不安があると、何とかしてくれないかと、そういう電話をいただきました。現状のままですと、同等もしくはそれ以上の大きな被害が起こることが想定等されますが、このことについて当町ではどのように考えておられるか、お聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

病院跡地の排水対策においては、昨年の冠水後、解体工事施工業者が敷地内に雨水の流れを制御するための必要な処置を実施したものと伺っております。当該病院施設の解体以前においては、台風等の雨量でも今回の事案のような被害はなかったと聞いておりますが、近年の異常気象などによる災害の大型化などからも、近隣の皆様のご心配のことと推察いたしま

す。

今後も、町と病院組合が連携しながら責任ある対応に努めなければならないと考えておりますので、引き続き組合主導による病院跡地の利活用の動向などに注視しながら、病院跡地の適正管理を強く求めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 近隣に住む住民も含め、なぎさ園には当町から働きに行っている方や入院されている方も、患者さんも多くいます。それらの方の不安を取り除いてあげるよう、当局でもご配慮くださるよう、よろしくどうぞお願いします。

では、次の質問に移らせてもらいます。

2024年12月12日に首長会議が行われました。そこで、跡地の利活用についてどのような話合いがあったのか、お聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

昨年12月12日に開催された一部事務組合下田メディカルセンター運営会議では、共立湊病院跡地について、南伊豆町への無償譲渡の発言などもありましたが、病院経営の厳しさが増す中であって、今後の持続的な病院運営のためにも、一部事務組合の財源確保が重要であるとの意見が大勢を占めたことから、令和7年度の1年間の期間限定により、地元の意見も聴取し、条件等の整理を行った上で、安定した財政規模を持った民間事業者等への売却の方向性を探ることになりました。

今後の具体的な進め方までは協議が至らなかったことから、跡地の有効活用に向けて構成市町との情報共有の下で計画的に進められるよう、組合に継続して要望してまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

ここまでに至った経緯として、管理者からは南伊豆町的意思を尊重すると言われて、それに対して町長は、利活用の意思はなくノープランだとお答えになりました。ならば、民間に

売却し、少しでも病院運営の補填にしようとすることは、私は当然の結果であろうと考えます。

ただ、昨年の８月に時を戻せば、西伊豆町や松崎町の町長からは、南伊豆町に無償に譲ったらどうだと援護射撃も受け、河津の町長さんからも、組合が保有しないほうがよいと述べられています。その時点で管理者と町長の間で、幾らで欲しい、幾らで譲ってくれる、そういった話合いがあれば、それをベースにお互いが歩み寄り、交渉のたたき台になり、南伊豆町が売却の交渉相手として現在も続いていたのではないかと私はそのように考えています。

もちろん、当町としては、利活用のない土地を購入するということは町民の皆さんが納得してくれる理由が必要だというのは、私も理解してはおります。

しかし、こうなった以上、民間に売却もやむなしとなった以上は、当町も今までとは違うステージ、違う立ち位置を検討していく段階に入ったのではないかと私は考えています。

私の湊の地区の住民には、町長のノープランだという言葉に、何も前に進んでいない、町長は湊を見捨てたと怒りを表す者もいます。私はそういう場面では、そんなことはありません、多少は時間はかかるが、町長も副町長もちゃんと湊のことは考えていますよと、そう答えるようにしています。

ですが、やはりこういった声が地元で湧き上がる以上、やはり町長として町民に向けて明確なメッセージを出す時期にあると私は考えています。現在の町長の今のお考えをお聞かせ願います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

以前にもお答えしたと思うんですけども、昨年８月２日の運営会議、首長会議で、じゃ、南伊豆に無償譲渡というお話がありました。その中で、管理者は無償譲渡はあり得ないというお話だったので、じゃ、幾らなんだというところで、じゃ、金額を決めようというそこまです話が、言葉が出たんですけども、それから一切お金の金額の話にはなっておりません。ですから、町が取得する取得しないの以前に、管理者としてどのように考えているかというところが、ごみの問題もそうですけれども、そのところが一番大きな、我々にしてみると、障壁になっているというところがございます。管理者のほうでの発言の中にも、もともと病院として使われた土地だから、病院関係のものに使うべきであるという発言もされている中で、病院が成り立たなかったあの地区で病院が、また医療関係の事業ができるのかということ

ころも、本町の、南伊豆町の意向を最大限に意向を聞きながらということですが、南伊豆町の意向を何も聞いてくれないでそのような発言があったということに対しての私からの不信感があります。

ですから、今のところ、町として何をする、この土地を取得するということまで、お話ししたとおり、お答えしたとおり、至っていないわけですが、やはりこれをどうするかというのは町としては大きなこれは課題ですので、ぜひ町や民間企業も踏まえて、まずは地域の皆さんに、地域に利活用して、地域のためになるような事業でこれを進めていくというところでおります。

その8月以降、病院が赤字という報告を受けた中で、その補填をするためにもということで、今回一般公募をしようということが、多くの皆様の声でありましたので、今回は1年かけて、どのような企業が手挙げするかというのを見ながら、そして、それを地域の人たち、私たち町がそれを受け入れるか受け入れないかというところを冷静に判断しなくてはいけないと思いますので、昨日も一部事務組合メディカルセンターの事務局の方が来てちょっとお話をしたんですけれども、その中でもしっかりとルールを決めて、それで公募してくれという話をさせてもらいましたので、そのところは頑として譲らず、この町のある意味一番いい観光地ですので、しっかりとこれは町を挙げてやっていきたいと思います。

岩田議員の住民の方に対するお答えに対して、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 町長のお考え、よく理解しました。

これから1年間かけて民売が始まるわけですが、それも考慮しながら、取得に向けて、取得を含めて、あらゆるケースを検討する、こういったお考えであるということを確認できました。

また、私が住んでいる湊地区の住民にも、今の話をよくかみ砕いて説明しながら、あそこに住まれている住民の方、それから南伊豆町全体の住民の方とビジョンをこれからどう描いていくか、これがまずは大事だと思うので、ぜひそういったチームをつくって、1年間かけて、あそこの土地の生かし方をみんなで考えるようなそんな方針にしていきたいと思います。

ありがとうございました。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君の質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（長田美喜彦君） 6番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 本日最後の質問者となりました宮田です。

通告に従い一般質問させていただきます。

同僚議員と同じような質問がありましても、答弁をよろしく願いいたします。

まず初めに、令和7年度予算についてということでお伺いします。

本来ならば予算決算委員会で質問すればよろしいんですけども、私、委員長という立場でございますので、質問ができません。あえてこの機会に、少しでも質問させていただきます。

まず初めに、観光産業は町民にとって収入面で大きな割合を占めております。また、宿泊業や飲食店では、飲食に伴う商品の仕入などをはじめ、建物や設備が老朽化すれば建築、電気、水道設備や内装等の仕事が発注されます。この産業に関する職種の裾野が広いということが分かると思います。

そのためには、イベント等による集客は大変重要ではないでしょうか。予算配分はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和7年度一般会計当初予算案における商工費は2億4,764万2,000円で、予算の総額の4.4%、うち観光関連予算については1億8,361万6,000円を計上しております。この中で観光協会への事業委託や補助金交付により実施が予定されている観光イベントなどでは、毎年恒例の伊勢海老まつりやみなみの桜と菜の花まつりのほか、本年度から実施しているみちくさぼちぼちフルマラソン、フォトコンテストなどがございます。また、令和7年度には、町制施行70周年の節目でもありますので、様々なイベントにおいてさらなる魅力度アップを図ってまいります。

次に、職や町民を守る農林漁業等の予算配分についてお答えいたします。

農業においては、農地基盤整備のため県単独農業・農村整備負担金に940万円、新規就農者育成のための新規就農者育成総合対策事業費補助金として150万円を、環境負荷低減の実現のため環境保全型農業直接支援対策事業費補助金に105万6,000円を計上いたしました。

水産業においては、黒潮の大蛇行の影響により稚貝の放流は中断し、真鯛の稚魚の放流を中心とした稚貝・稚魚放流補助金に23万6,000円、えさとなるカジメを食するブダイ駆除に漁場環境維持保全対策事業補助金50万円を計上いたしました。

林業には、森林環境譲与税を活用し、森林機能の向上を促すため機能森林整備委託業務などに1,035万8,000円、また、弓ヶ浜松林保護のためマツクイムシ予防剤樹幹注入委託料として1,191万9,000円などを計上しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 確かにこのみなみの桜と菜の花まつり、伊勢海老まつり、みちくさぼちぼちフルマラソン、フォトコンテスト等あるんです。今後、柱はいっぱいあったほうがいいと思うんですけども、何か別なイベント等を考えているのであれば、そのこうこうこうだよ、今後こういうことを考えていますよということがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

全くの新規の事業という形ではないんですが、町長も施政方針等の中でお話ししていたと

いう、来年度は70周年と記念の年度でございますもので、桜まつりにおいても、夜桜流れ星を久しぶりに開催したいという部分が一番の目玉になろうかというふうには思っております。以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 夜桜流れ星、私も11年前になるのかな、10年ぐらい前ですか、ボランティアで旗振りというんですか、要は、ニンジンと言うんですか、あれ。あれを振っていましたけれども大変好評で、人が結構来たんじゃないですかね。ホテル等も結構満室になって、観光、基幹産業としては大変潤ったという記憶があります。ぜひ70周年だけじゃなくて、もっとロング、長くやっていただきたいなと思っております。

それと、海業も見ますと、先ほど海のことをおっしゃっていましたので、海水温の上昇とか、またこれらの磯枯れ、それと、今、海が低栄養になっているよとそういう話も聞いています。磯枯れの一因として、温度だけじゃなくて、海藻、海藻には要するに全体で、根から栄養を吸収するわけじゃなくて、海藻の葉っぱというんですかね、カジメだったら長いところから吸収するよと、栄養を。そういうものというのは、窒素とリンとケイ素というのが、そういうものが要だというんですよ。それが栄養塩類、生物の生命維持に必要な塩類、化合物だということです。海水とか陸の水に大変含まれている植物プランクトンや海藻の栄養源として機能して、海の生態系を支えているということをおっしゃっていました。ですから、先ほど言った農林水産業、これを、一次産業を大事にするんだったら、まずは山をきれいにしろよと。

それと、もう一つは、フルボ酸鉄と前言ったことあると思うんですよ。それはさびない鉄なんですけれども、要するに、山で枯れ葉がありますよね。腐葉土になります。そのときにバクテリアがつくり出すと。それを雨水が川を通して海へ持っていくよということを話したことがあると思うんです。ですから山の整備、それから海のこと、これは1つの循環です。ので、大切なことだと思いますので、予算づけしていただいたということで、大変ありがたく思っております。よろしくお願いします。

それでは、次に、物価高、物価高騰についてお聞きしたいと思います。

去年から、主食の米や野菜の高騰が続いているのはご承知のとおりです。民間の調査会社、帝国データバンクが国内の主な食品メーカー195社の発表をまとめたところ、1月から4月までに値上げされる予定の食品は、4か月連続で1,000品目を超え、6,121品目になると。県

内でも所得が低い我が町では、生活が苦しくなる一方ではないかと思うんです。

この物価高騰に対する積極的な予算支出はどのようなものがあるか、お伺いします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和7年度当初予算案に計上した物価高騰対策は、主に2事業であります。

まず1つ目ですが、令和6年12月17日に成立した国の補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加計上されたことを受け、地方自治体に低所得世帯支援枠として交付金が交付されたことから、非課税世帯支援給付金給付事業を計上いたしました。これは、住民税非課税世帯を対象に3万円を、そのうち子育て世帯には子供1人当たり2万円を加算して支給する事業で、システム改修費など事務費の一部については令和6年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）に計上し、給付金の支給に係る費用を令和7年度当初予算に計上したものであります。

2つ目には、小中学校の児童生徒に係る給食費の補填について予算を計上いたしました。近年の物価高騰を受け、令和5年8月から給食費を改定したことによる保護者負担の増加に対応し、町が増加分の補填を行ってまいりましたが、令和7年度予算においても、町が給食会計に直接補填するものです。

なお、さきの交付金の推奨メニュー枠の活用として、第8弾プレミアム付商品券発行事業を令和6年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）をもって計上いたしました。こちらも物価高騰などの影響により売上が減少している町内事業者への経済対策及び負担が増加した家計への支援を継続的かつ迅速に行う必要があるとの判断から実施する事業でありまして、令和7年度当初予算ではありませんが、本年4月以降に効果を発揮する事業となっております。

今後も国の交付金などの動向に注視し、地域の実情に応じたきめ細やかな物価高騰対策を講じてまいりますので、引き続き本議会のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 今、町長がおっしゃったプレミアム商品券第8弾ですか。今まで1弾

から8弾まで大体幾らぐらいというんですかね、総額ですが、全部でお幾らぐらいということ、分かったら教えていただきたいですけれども。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

今、発行総額ということでよろしいでしょうかね。

お答えいたします。

概算ですけれども、トータルで8億ぐらいですかね、そのぐらいの発行をしておるところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

1世帯当たり、今までこの第8弾まで入れて総額32万円です。16万円がそれぞれの町民の方がご購入いただいた金額で、16万円がプレミアム分となっております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 16万円、結構大きいと思うんですよ。今、要するに米なんか倍以上じゃないですか。前、2,500円とか3,000円だったのが、今は7,000円超えているのかな、たしか。そうすると、皆さんからこのプレミアム商品券、待っていたよと。少しでも家庭が潤うようにしたいもんですからと。

エンゲル係数ってご存じですか、エンゲル係数。これが多く、これが2024年なんですけれども、総務省の家計調査で前年比1.1%減少した、消費がですね。そうすると、このエンゲル係数が上がるわけですよ。28.3%と、1981年以来43年ぶりの高水準になったわけですよ。

ということは、どういうことかと言うと、そのエンゲル係数が高いというのは、それだけ家計にゆとりがない、生活水準が低いということになるんです。要するに、貧困が増えるということですね。そういうことにならなければいいなと。少しでもこのプレミアム商品券をいただいて、南伊豆町内で使って、少しでも食費のほうに回っていければ、それだけ生活が豊かになるよということを指していると思います。

それで、ちょっと一般質問通告書になかったんですが、社協のほうに、生活相談というん

ですか、困っているよとかそういうことがありますか。

○議長（長田美喜彦君） 答えられますか。いいですか。答えられますか。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

現在、やはり年々生活困窮または生活保護のご相談というのは若干増えているかと思えます。それに伴って、社会福祉協議会の5万円の貸出しとか、それとか件数は分かりませんが、そういうご相談があった場合には社会福祉協議会のほうをご紹介して、一時的な貸し借りというものはやっております。

また、ちなみにですが、生活保護の受給金額、賀茂地区で年間4億4,000万ぐらい出ています。全体で生活保護費が、賀茂地区だけです。現況としてはかなりそういう意味では救済はしているという状況でございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） ありがとうございます。もし相談来ましたら、丁寧な対応、今後もしよろしくをお願いします。

それでは、次の高齢者への予算についてお聞きしたいと思います。

町内人口の約5割、正確には48.5%、65歳以上の世帯が2,572世帯、3,804世帯ある中で2,572世帯で、67.6%ということを町民課の課長からいただきました。

これについて、高齢者に対しての予算はどのようなものがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

民生費における老人福祉事業においては、敬老祝い金のほか、敬老の日委託料として450万円、在宅高齢者の食事サービス委託料などは931万9,000円を予定し、老人生活用具給付事業や高齢者通院費助成事業なども合わせて1,953万2,000円を予定しております。

また、老人クラブ連合会事業に対する補助金を120万円、介護予防保健事業でも901万6,000円を計上させていただきました。

このほかにも、感染症予防などでは、高齢者のインフルエンザ定期予防接種に2,508万円、

健康増進に係る事業の中で後期高齢者健診委託料などには408万5,000円を予定しております。また、介護保険特別会計においては、高齢者の買物、通院等の移動や外出支援をはじめとする様々なニーズに対応するためのサービス提供を目途に、介護予防・生活支援サービス事業として632万3,000円を計上しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） かなりの金額が高齢者の元へ予算づけしていただきました。ありがとうございます。

一応、この間ちょっと耳にしたんですけれども、都道府県別で健康寿命が最も高かったのは男女とも静岡県ということで、女性が76.68歳、男性が73.75歳ということだったんですけれども、この健康寿命、これを延ばすということは大変重要かと思うんですよ。

この間、お年寄りの方とちょっとお話ししたんですけれども、ピンピンコロリで逝きたいよという話をしたんですよ。本当かうそかは分かりませんよ。ピンピンコロリで逝きたいよと。それは途中で寝たきりとか痴呆症になってちょっといろんなことが分からなくなると。そういう面からすれば、ピンピンコロリ、私もそのあれで逝きたいなと思うんですけれども、そうそうは望みどおりにはならないわけで、ですから健康寿命、これは大変重要で、今後もそういう施策にひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。お願いします。

最後に、この予算についてちょっとこれは質問じゃなくてちょっと言いたいことがあります。南伊豆町は長年、健全な財政運営を図るために、債権管理の強化、財政改革を進めてまいりました。その結果、財政健全化判断比率は、主要な財政指標は比較的良好な数値が維持されているように見えます。

しかし、少子高齢化や人口減少、多様化する行政課題への対応、特に公共建築物の建て替えとか施設の老朽化による維持・補修費の増加など財政運営は厳しい経営環境に、その中にあると考えます。長期的な計画、起債などは現在及び将来の町民の負担であり、意思決定に参加できない者によっても担われるものであると考えます。町の財政は町民の厳粛な信託と負託に基づくものではないでしょうか。今、私たちができることは、将来に向けても健全な財政運営を図っていくための行政改革を今後もしっかりと取り組んでいくべきだと思います。

私のこの思いなんですけれども、町長、これに何かありましたら。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりかと思います。昨年の能登の地震、それから今年の埼玉県での公共インフラの事故、ああいうことを見ました中で、私たちはそれから多くのことを学ばなければいけないというふうに考えております。いろいろなことを今までもやってきましたけれども、やはり、今日も議員さんの中での発言がありましたが、やはり今ここに住んでいる人たちをしっかりと守るということは大事かと思います。その基盤が、将来の若者がここに定住してこの地域を守ってくれるというふうに考えますので、水道の施設の耐震化を含めた中で、様々な住民サービスが怠らないような、そんなまちづくりをしていかなければいけないと思いますので、今、財政大変厳しい状況ではありますが、引き続き議会の皆様のご理解とご協力の下、進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） よく分かりました。ありがとうございます。

次に、2の交通弱者について、これについてお伺いします。

静岡県知事は、ライドシェアについて静岡県が全国の先駆けとなるように取り組みたい、県内の公共交通を支える1つの大きな解決の鍵にと、このように述べ、普及に向けた検討を加速させる考えを示しましたが、これに対する町の考え等をお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

昨年11月1日に開催された第37回賀茂地域広域連携会議において賀茂地域における地域交通が議題に上り、当日は、静岡県地域交通課長から地域交通のリ・デザインとして公共交通の課題とライドシェア及び静岡県の取組について、また一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会参与の真下弁護士から、ライドシェア制度のこれからと題して講演がありました。

会議終了後には、首長間でライドシェアに関する意見交換を実施いたしました。その中で、不足する地域の移動手段を補う1つの手段としてライドシェアが有効であるという点は一致しましたが、公共交通事業者との共存を心配する発言や、市町境を越えた運行の可否、

料金システムなどに関する意見がありました。

また、静岡県地域公共交通活性化協議会ではライドシェア専門部会が設置され、静岡県と市町間での情報共有や専門家の派遣などの支援策が検討されておりますので、本町においても地域の実情に即した持続可能な移動手段の制度設計に向けて調査、研究、検討を進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 調査研究をしていかなければならないということですが、去年もそのような話を聞いたような気がするんですが、松崎町では自動運転、東伊豆町では新年度事業としてグリーンスローモビリティですか、略称してグリスロと言われているんですが、それと共助型公共サービス、ノッカル、東伊豆の夜間運行で行楽客や住民の移動支援の方向を探るとしている。そして、河津町でも夜間のタクシー運行がないとき、ライドシェアの実証実験ですか、この間始まったと聞いております。

町では、具体的にこういうふうにやりたいとかそういう方向性というのはないのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

町としては、やはりなかなかライドシェア等については導入が難しいと。事業者等もなかなかいない中、非営利型のライドシェア等ですと、やはり今後の持続性に問題があるのではないかというふうに考えております。

やはり情報収集に努めて、この町に合った移動手段を確保していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 大変難しいということでした。

それを、難しいのは分かるんですよ。情報収集、いつまでやられるんですかね。

○議長（長田美喜彦君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

情報収集は、いろいろやはり県のほうもライドシェアについて本格的に取り組んでいるところの中で、努めてまいります。いつまでとはちょっと限定することはできないのですけれども、やはり今ある公共交通、バスが人材不足等によって末端まで行けなくなる可能性もあると思います。そう考えると、やはりそういう制度設計についてはなるべく早く取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 要するに、いつまでか分からないけれども、今後の制度設計とかいろんなことを頑張るよということでございました。

また、こういう県との連携等々ありましたら教えていただければと思います。

それと、南伊豆町というのはホラがあちこちにありますよね。道が、幹線道路があって、細い道がいっぱいあるんですけれども、その奥のほうにもやっぱりお年寄りが、交通弱者が結構住んでいます。その方々が大変、買物も大変だよ、確かに移動する買物やっていますけれども、やっていますけれども、それだけじゃなくて、要するに金融機関とか病院とかそういうところに行かなければならないもので、そこから出るだけでも大変だということを申しておりました。

ましてや足腰が弱くなって行けなくなったらどうしようということも相談を受けたんですけれども、できるだけ実情に合ったというか、そういう方々がいらっしゃるということを肝に銘じて、ライドシェアとかそういう制度設計に取り組んでいただきたいと思います。

次にまいります。

次に、②の運転ボランティア養成についてお伺いしたいと思います。

運転ボランティアとは、高齢者や障害者など公共機関の利用が困難な人を対象に、通院や買物、通所など車を使って外出を支援するサービスです。町で行っている養成講座の目的と受講率、そして輸送時の事故、これを起こしたときの場合は誰が責任を負うのか。そういう点をお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町では、介護保険制度における総合事業の中の1事業として、訪問型サービスによる買物

面や通院などにかかる移動支援サービスを実施しており、これら事業を担う運転ボランティアを要請するため、運転ボランティア養成講座を開講しております。

この運転ボランティア養成講座は、静岡県の壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業を活用するもので、平成30年度以降に5回ほど実施され、令和7年1月末時点で受講修了者は34名で、うち18名が移動支援サービス事業にドライバー登録をしております。

今年度は、本年1月18日に認定NPO法人神奈川福祉移動サービスネットワークから講師派遣をお願いし、移動支援サービスの運転に必要な知識や心構え、実際の路上においての運転技術などを学びました。また、本町では訪問型サービス事業の利用者が年々増加傾向にあることから、より多くの運転ボランティアが求められており、令和7年度以降においては養成講座の開講頻度を高め、運転ボランティアの養成強化に努めてまいります。

なお、活動中における事故等の責任は運転ボランティア個人がその責めを負うことになり、これまではボランティア保険のほか、ボランティアの所有車両を使用する場合は本人加入の自動車保険で対応し、なのはな号は移動支援事業用の自動車保険をもって対応してきたところではありますが、令和7年度からはこれを改め、個人車両についても移動支援用の自動車保険に加入することで個人の負担軽減を図るなど、運転ボランティアへの積極的な参加につながる施策の展開に努めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 今まではボランティア自身が全責任を持っていたということで、今後新たな、来年度ですか、来年度から違うよと、ちゃんと守ってあげるよということをお聞きしました。

今までで5回ということで、7年度以降もやるよと、養成講座ですか、養成講座を7年度以降もやるよと。7年度以降、年何回ぐらいということを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えします。

この講習会は、現在まで国土交通省のボランティアといいますか、簡単に言いますと、福祉施設の運転手さんができる公認の講習です。いろいろ相談したところ、そこまでこの運転ボランティアの講習は要らないんじゃないかというお話を聞きまして、私もそうなんです、私も講習を先日受けて、包括の職員が何回も受けていますので、そういう方を講師にして独

自分でやってみてはどうですかということで、いろいろ今その仕組みづくりをしているところです。

現在、これは県の補助事業を使ってこの方たちを年に1回呼んでおりますけれども、随時そういうご希望があれば随時やっていくというふうにしたいなということで、今、来年に向けてその講習の回数とかは随時ということでやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 細かいことすみませんけれども、随時と言っても最低何名とかあるじゃないですか、5名とか、10名とか。その辺は、設計はどのようになっていますか。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） 答えします。

人数というのが、本来、今、需要が非常に伸びていまして、昨年度の実績で360件ぐらいありました。それがもう既に今年12月末で超えています。ボランティアが今、17人と言いましたけれども、本来各地区34地区に2人ぐらいずつそういう方がいて、近くから送迎ができるような体制というのを、そういう方たちにお願ひできればということで想定をしています。

そういう中では、例えばほかの福祉の集まりとか、そういうサロンだとか、そういうところで手を挙げていただく方があれば、包括の職員ないし社協の生活支援協議会の職員が随時講習をやれると、1人でも2人でも、というふうにしたいなというふうに現在、設計のほうをしております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 結構柔軟に対応されるということで、分かりました。よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に防災対策、これについてお伺いしたいと思います。

南海トラフ巨大地震についてお伺いしたいと思います。

令和6年8月と今年1月13日に気象庁から南海トラフ地震臨時情報が出ました。記憶に新しいことと思います。これらの地震は南海トラフ地震防災対策推進基本計画で示されたいずれの条件にも該当せず、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと考

えられる現象ではなかったと。ただし、南海トラフ沿いの大規模地震マグニチュード8から9クラスは、平常時においても今後30年以内に発生する確率が上がったんですね。60から70が70から80に変わりました。

そこで、昭和東南海地震、昭和南海地震の発生から既に80年が経過していることから、切迫性の高い状態ではないかと思うんです。

このため、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意し、日頃から地震の備えを確実に実施しておくのが重要ではないでしょうか。通信手段、食料備蓄、その等の備えは十分でしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、大規模災害などに備え、静岡県地震津波対策等減災交付金を活用した中で、食料、飲料水をはじめ各種防災資機材のほか救護所用医薬品など、災害対応に必要不可欠とされる物品等の整備を進めております。また、食料や飲料水については、必要数を観光客を含めた8,000人程度と想定し、3日分をローリングストック方式により確保し、備蓄を進めております。

加えて、乳幼児向けミルクや紙おむつ、高齢者用紙おむつや生理用品などの衛生用品のほか、簡易トイレ購入及び備蓄数の確保に努めております。

このほか、34地区との通信手段として移動系防災行政無線を配備し、年2回の通信訓練を実施しておりますが、通信状態が悪い地区では1次避難地である公民館等に外部アンテナを設置するなど、安定した通信体制の確保に努めております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 今、悪い地区、電波の届かない、届かないというよりも傍受しにくい地区というのがあったと。改善策としては、アンテナを立てたということですが、その後、いろいろやったと思うんですよ、通信を。その状況というのは良好でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

こちら移動系の無線通信につきましては、基本的には屋外で行うもの、ないし、かつ視界が開けているところという形で行う形にはなるんですけれども、避難所となり得る場所、今年度の実績でいけば伊浜のセンター、こちらのほうについては避難所となり得る場所であるということで、屋内でも通信が、この移動系の無線を使ったものが十分通信ができるという形でアンテナを立て、引き込み線により使える形にしました。通常の屋外で使うものよりも、やはりアンテナでの電波の受信という形で、感度については良好でございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） それはすばらしいですね。この間、ちょうど伊浜に着きまして、そのコミュニティー、そこへ行って、これ何だろうなということであってちょっと見てきたんですけれどもね。そういうことでしたか。分かりました。

それでは、次に、体育館の冷暖房化についてお聞きしたいと思います。

災害時には避難所となる体育館の冷暖房設備の整備は、避難環境を改善させ、災害関連死を減少させるためにも大変重要ではないでしょうか。熱中症や低体温症、あと車中でのエコノミークラス症候群などの健康リスクも低減できるかと思います。災害時の避難機能を強化できる、町民ファーストの公約にも合致しております。

そして、文部科学省が特例交付金を設けて支援をしております。それについての検討はされているのかと。先ほど答弁いただきましたけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほど同様のご質問があり、答弁が重複いたしますが、町内体育館の4か所を避難所として指定しております。これら4校の体育館に空調設備を設置するとした場合、床下、壁、屋根などの断熱・遮熱化工事、キュービクルの設置・更新に係る電源工事、配管や建具工事など関連工事が必須であるため、膨大な費用が見込まれております。

加えて、長期のランニングコストなど継続的かつ多額な経費も想定され、これら事業の実施においては、今後の学校再編なども含めた慎重な協議が求められます。

国による交付金制度の活用などにおいては期限も定められておりますので、教育委員会事務局とも情報を共有し連携を図りながら、適正なる施設整備の可能性について引き続き調査

研究してまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 文科省は2035年、あと10年後、それまでに学校体育館の空調整備を95%の整備を目指しているということが書かれておりました。95%はほぼほぼ100%に近いんですけども、これだけやるんで、要するに、我が町では要するお金が、財政が弱いから、国とか県とかに出してくれよと。我々だって国民ですから、それぐらいのことを言ってもいいかと思うんですよ。ただ、対象工事費、下限が400万、上限が7,000万、関連工事を含めた費用の2分の1を補助、これだけじゃ、とてもじゃないけれども回っていかないよと。もう少し出してもおかしくないんじゃないかということも、どうですか、そういう機会があったら言うようにして、今後、東中ですか、要するに合併して統合されるじゃないですか。そうすると、子供の数だって増えます。それを考えたときには、その命を守らなきゃいけない。そのことについても上部団体に要するに言っても、私はおかしくないと思うんですよ。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

全くそのとおりでありまして、先日も国会議員の先生のところで話をさせてもらって、1億の事業をやるのに2分の1の交付金で5,000万を町で出せと言われることは、南伊豆町にとって5,000万出すということは大変厳しいことでありまして、それが大きな自治体で10億の事業をやるのに5億円出すというのはそんなに大変ではないというところがありますので、補助金の適化法なんかもそうですけれども、補助金を頂いて学校を建設したけれども、三浜小学校もそうですけれども、今、それを償還しているところですが、しっかり返し続けるからいろんな用途で使わせてもらいたいと。別にお金を返さないわけじゃからという、その補助金の適化法も見直してもらいたいというお話もしました。

それから、過疎地域の2分の1の交付金というのは、状況によってはもっと出してもらえないと、やりたい事業ができないと。そのために、今これ、なぜ体育館を、避難所としている体育館の空調設備に重きを置き始めたかという、やっぱり災害で亡くなる方以上に、災害関連死の方が大変多いということで、国もやっとそこに気がついたということですね。

もっともっと、特に南海トラフの地震の危険性が見込まれるこの東海地域を中心に、そういうところにはもっと手厚くしていいのかなと思いますので、引き続き国会議員の先生をはじめ、静岡県、県のほうにもそのようなことはもう訴え続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 強く訴え続けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと、2月9日、私、災害ボランティアコーディネーター養成講座ですか、そこへ行ってきたんですよ。その中で、いろんな講座があったんですけども、避難所運営ゲームというのがあるんですね、HUGというのが。これはどういうことかという、学校を模擬の避難所として考えて、そこを運営するよということだったんですけども、初めてだったものですから、いろんなカードが出てくるんですね。外国人が来たよと。それを、避難所の中のどこに連れていくか、連れていくって、体育館なり教室があるんですけども、場所はどこかと。犬を連れてきたよと、避難所に。どうするのか。それが次から次へと要は出てくるわけです。その課題に対して要は解決策を持っていかなきゃならない。頭がばんばんになりましたね。ですけども、それを5人で、1人じゃないもんですから、5人でそういうことをやったんですけども、要するに、学校、日本というんですか、学校が避難所となる。ここもそうですけども、避難所となる。その学校がしっかりしていないと、要するに避難する方もまた大変な思いをするなど。先ほど町長がおっしゃった、関連死のほうが多いぞと。せっかく災害から逃れて命が延びて、それで関連死で亡くなったら何か悲しいなという思いがありまして、ぜひ強く訴えていただきたいと思います。

それでは、最後になります。

共立湊病院跡地に観光と防災が融合した津波避難複合施設の提案ということで質問させていただきます。

皆様ご存じのように、伊豆市西側の土肥海岸で、日本で初めてとなる津波避難複合施設、テラスセオレンジトイが完成して開業しております。平時は基幹産業である観光業に寄与し、有事の際には津波から命を守る避難施設です。施設の地上高18.8メートルの4階建て、災害時の一時避難スペースとして約1,200人の避難者を想定し、3階、4階で備蓄非常食、乾パンとか、保存水などを備蓄しております。一方、平時は地場製品の販売、食事、バーベキュー

一の各コーナーがあり、市民や観光客の交流拠点として活用されております。

観光を生かしながら、地震、津波に対する防災とのバランスを図っていくために必要ではないかと思うんです。

そこで、湊病院跡地を取得して、観光・防災が融合した津波避難複合施設の提案をしたいと思いますが、町のお考えをお聞きます。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおり、昨年12月の運営会議において、1年間の期限を設けた上で民間への売却の可能性を探るとした組合の方針が示されましたので、今後動向に注視しつつ、一部事務組合にとっても、また本町にとっても有益となるよう協議を検討してまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 1年が過ぎまして、1年というのは早いもので、あっという間に過ぎると思います。こういうパンフレットですか、こういうの、こういう4つもらってきたんですけれども、私、2日に行ってきたんですよ、2月2日に。ちょうど雨が降っていました。結構寒い日で。それでもやはりほかから人が来て、見学というんですかね、やっていましたね。ましてお店等々、結構入ってまして、寒いのに、プラス周りに何があったかという、公園があったんですよ、子供たちが遊ぶように。これも一つのアイデアかなと思ったりしています。

ぜひ、1年間ありますけれども、ゆっくりと考えて、こういう施設もあるんだよということとで対応して、検討していただければと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 3時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 大 年 美 文

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

令和 7 年 3 月定例町議会

(第 2 日 2 月 27 日)

令和7年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和7年2月27日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議第11号 南伊豆町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議題12号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議題13号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議題14号 南伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議題15号 南伊豆町防災委員設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議題16号 南伊豆町国民保護協議会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議題17号 南伊豆町水防協議会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議題18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第12 議題19号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第13 議題20号 南伊豆町過疎地域持続的発展基金条例制定について
- 日程第14 議題21号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度町道落居線道路改良工事（第2工区））
- 日程第15 議題22号 工事請負変更契約の締結について（令和6年度社会資本整備総合交付金事業町道落居線道路改良工事）
- 日程第16 議題23号 南伊豆町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第17 議題24号 令和6年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）

- 日程第 18 議題 25 号 令和 6 年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議題 26 号 令和 6 年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議題 27 号 令和 6 年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議題 28 号 令和 6 年度南伊豆町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議題 29 号 令和 6 年度南伊豆町漁業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議題 30 号 令和 6 年度南伊豆町漁業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議題 31 号 令和 7 年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 25 議題 32 号 令和 7 年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 26 議題 33 号 令和 7 年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 27 議題 34 号 令和 7 年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 28 議題 35 号 令和 7 年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第 29 議題 36 号 令和 7 年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第 30 議題 37 号 令和 7 年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第 31 議題 38 号 令和 7 年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第 32 議題 39 号 令和 7 年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第 33 議題 40 号 令和 7 年度南伊豆町公共下水道事業会計予算
- 日程第 34 議題 41 号 令和 7 年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算
- 日程第 35 議題 42 号 令和 7 年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	安 藤 広 和 君	2 番	岩 田 稔 君
3 番	大 年 美 文 君	4 番	黒 田 利貴男 君
5 番	渡 邊 哲 君	6 番	宮 田 和 彦 君
7 番	比野下 文 男 君	8 番	長 田 美喜彦 君
9 番	稲 葉 勝 男 君	10 番	清 水 清 一 君
11 番	齋 藤 要 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	勝 田 智 史 君
防 災 課 長	平 山 貴 広 君	企 画 課 長	山 田 日 好 君
地方創生室長	山 口 一 実 君	地域整備課長	佐 藤 禎 明 君
商工観光課長	大 野 孝 行 君	町 民 課 長	齋 藤 重 広 君
健康増進課長	宮 本 利 江 君	福祉介護課長	高 橋 健 一 君
教委事務局長	佐 藤 由 紀 子 君	生活環境課長	高 野 克 巳 君
会 計 管 理 者	菰 田 一 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣 田 哲 也	係 長	勝 田 恵 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和7年3月南伊豆町議会定例会本会議2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 大年美文君

4番議員 黒田利貴男君

◎一般質問

○議長（長田美喜彦君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 稲葉勝男君

○議長（長田美喜彦君） 9番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 改めて、おはようございます。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

その前に、町長におかれましては、平成29年5月14日に南伊豆町長に就任され、それで、今2期目、これがあと5月13日までで満了となるわけですけど、今日まで約7年間10か月を選挙公約である町民ファーストの町政に変えようと、これを目標に日々町政に取り組み、高校生バス通学定期券助成、また小中学生通学補助、それから、出産祝い金増額、コロナ対策等、町民福祉のために努力されてきました。改めて敬意を表しています。ありがとうございます。

失礼ですが、町長、公約ということに対して、町長のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、公約というのは、私が町長としてどういうことをしていきたいかという、私の、まず、意思の表れであると思っております。それから、公約というものは、町民の皆様こういう姿勢で望みたい、こういうことを進めていきたいという私の意思の表れということで、私は理解しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） ありがとうございます。

私も考えて、そのとおりです。町長が町民に対して約束、私が町長になったらこういうことを実行しますよということ、これが、簡単に言えば公約だというふうに私も思っております。ありがとうございました。

それでは、町長、今の公約ではありませんけれども、選挙1期目のときから町長が申し上げている、下賀茂の温泉については宝であるというふうに町長はおっしゃっております。その宝である下賀茂温泉を、下賀茂温泉というか南伊豆の温泉を、今後どのようにするかということで、私、前々回というか大分前でですけども質問させていただきました。そのときの

ことを申し上げますと、町長は、下賀茂の温泉、加納を含めての温泉なんですけれども、この数、どれだけあるかということは認識していると思うんですけれども、どのようにその辺は思っておりますか、現状で。源泉数が大分あるんですけれども、それがほとんど使われていない状況にもありますが、それに対して町長はどのような考えを今お持ちですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

源泉数は、当初、私も町議会議員となつたころ、150の源泉があるというふうに伺ったかと思います。それから、もう休止したり、活用されていない源泉があり、数年後には約50ということのを伺って、現在ではその50がまだ、はるかに下回っているというふうには聞いております。正確な数字というのは伺っておりませんが、50を切っているというふうには伺っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 町長にそこまでの認識があるとは思いませんでしたけれども、正直言って、下賀茂温泉は75だそうです、源泉数が。そして、そのうち39が現在利用されているというそういう状況であるということです。

そして、町内の温泉の歴史をひも解いてみますと、現在、こういうふうになっているということに対しての資料が、温泉組合、今、温泉協同組合、温泉組合ですか、にありました。その温泉組合にお聞きすると、町内の源泉数は126だと、そして下賀茂が75、そのうち利用されているのが、先ほど町長も申し上げた39、それで加納地区に26の源泉があつて、そのうち利用されているのが15であつて、下賀茂、加納が大体一緒だというようなこういう状況です。

そして、これを歴史上振り返ってみますと、下賀茂温泉となつたのが嘉永6年ですか、嘉永5年か、約400年前、江戸時代だということも記されております。そして、その後、それを自然湧水を共同浴場に使ったりとかしまして、大正8年頃には、掘削技術も進んできたものですから、温泉メロンの栽培、これを始めた農園が下賀茂温泉メロンとして特産品として、東京方面に出したという歴史もあります。その後は、メロンだとかチューリップ、カーネーション、菊などの栽培を行う栽培農家が誕生しまして、下賀茂温泉園芸組合を結成して、京

浜地区に出荷して、大変これが盛況であったと。それで、昭和36年は、町長もご存じのように伊豆急が開通して、それと同時に観光ブームになって、それで、温泉を皆さんが掘削して、温泉を利用した宿泊施設が増えてきたと、こういう経緯があります。

そして、現在、温泉として、先ほど、利用していることはしているんですけれども、非常に下賀茂、加納地区の利用している方が少なくなったという中には、旅館ホテルが、今、下賀茂と加納で4件ですか、そして民宿が若干あって、そしてあと温室、これが東大と熱帯植物園、それから園芸ハウスが1棟ですか、そして温泉供給事業をやっておられる南伊豆温泉組合が1と、このような状況で利用されておまして、その源泉の50%、今利用されているというような、そんな状況でございます。

だから、これ使わないと休止状態になるものですから、その辺の今後絡みもありますけれども、町長の言われている、下賀茂温泉を保護して後世に伝承するため、また、宝である温泉を宝の持ち腐れとならないようにするには、どういうふうな利活用を検討するべきかと思っているんですけれども、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

前々回の町長選挙の公約の1つとして、産業振興で基盤が強いまちづくりを掲げ、この中で下賀茂温泉は町の宝であると述べさせていただいており、これら温泉の利活用においては、観光利用はもとより、新たな産業育成にもつなげていけるよう努めているところであります。

まず、観光利用の面において入湯税を活用した中で、本町の観光資源である温泉を弓ヶ浜へ安定的に引湯し、これら事業を支援するための補助金を創設しながら、観光地としての魅力維持に努めてまいりました。

今後も、本事業のさらなる安定化に向けて、入湯税の増額改定なども視野に入れつつ、これら原資とした観光施策のさらなる推進に取り組んでまいります。

また、観光目的以外の温泉活用においては、温泉熱を利用したオニ手長エビなどの養殖業者の誘致にも成功しており、現状において、養殖場建設なども計画されるなど、町の新たな特産品として幅広い分野での利活用に期待を寄せるところであります。

近年においては、これら事案のような温泉に特化した需要の高まりも見られるように思われますので、引き続き、情報収集に努め、外部資本の受入れ体制の強化を図りながら、有効な温泉活用につなげてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今、町長のおっしゃるとおりです。

移住定住促進には、町長もご存じのように、ここで働く就労の場所がないと移住定住にはつながらないというふうに、そういう中で温泉を利用した企業、それから就労の場をつくることが本当に必要であるというふうに思っています。

そして、南伊豆総合計画の中に、産業の総合計画の中の南伊豆のまちづくり主要課題として、産業の持続、活性化と就業機会の拡大、これ今言ったように、人口減少、少子高齢化進む中、生産年齢人口の減少による労働力不足や地域活動の担い手不足が進行していると、こういう中で、産業の維持、活性化のためには、本町の地域資源を最大限に生かした産業の育成を図っていくことがというふうに書いてあります。

ですから、ぜひ、今言っているように、町長は下賀茂温泉を宝だと、宝を、だから持ち腐れにならないように、今後この総合計画にも書いてあるように、ぜひ、利用してやる、それには、今町長からお聞きしましたがけれども、今後、これをぜひ進めていっていただきたいと思いますが、町長、もう一度決意をお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

やはり、温泉の熱が、源泉の温度が高いのでこれをうまく利活用して、議員おっしゃられたとおり、かつてはウナギですとかスッポンとか様々な養殖を、花もそうですけれども、養殖や栽培を始め、今、現在はメロン農家も1社になってしまいましたけれども、やはり、本町は半島の先端で三方を海に囲まれていますので、なかなか交通の便も不便、いわゆる条件不利地域という地域になっておりますので、ここに企業を誘致するというのは並大抵のことではございません。そして、それを就労につなげるというのも大変厳しいと思います。

その中で我が町が、どのような形で持続的に事業所を確保するかという中では、やはり1次産業、特に農業に関してというのは大変重要かと思っておりますので、その辺のところは、例えば、東京大学の下賀茂樹芸研究所との協力であったり、それ以外にも温泉を活用した栽培等も重要なことですので、この辺のところもいろいろ考えて、南国の果物の栽培ということで、実は、私も素人ですがけれども、そういう、こういうものができたらいいなという南国の果物、

自宅で今やり始めまして、形になったら表に出そうかなと思うんですけども、なかなか我が家では、暖房設備というかそういうのがないもんですから、うまく冬を越冬するのが難しい状況ですけども、そういうこともいろいろと、新たな栽培の取組というのにも必要かと思っていますので、そのときはぜひいろいろな、皆さんから教えを借りて進めたいなと思います。

就労については、地方創生室のほうから、町の人事部ということやっておりますので、それについて少し答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

令和4年度から厚生労働省の委託事業として、生涯現役地域づくりモデル事業という形で、高齢者を中心とした就労の場づくりの事業に取り組んでおります。

この事業では、主に担い手が不足されている産業団体等に人材のマッチングを行うことで、担い手不足の解消にもつなげていこうというような内容になってございます。

町のほうで、令和2年に策定いたしました産業振興計画、こちらでも、町の課題としては、地域の産業の担い手不足というものがだんだん薄れていき、少なくなっていくと。それによって、事業の承継ができなくなっていくということが大きな課題として取り上げられておりますし、今年度策定を予定しております総合戦略におきましても、担い手不足の解消について、どうゆう形で取り組んでいくというところを大きな課題感として捉えております。

また、先日、総合戦略の審議会もありましたけれども、現在、総合計画の中では、基本目標を4つ立てさせていただいております、1つ目が教育、子育て、2つ目が産業振興という形ですが、教育、子育てにおきましては、かなりの成果が出ているといった中で、今後は産業振興に重きを置いて取り組んでいくべきだというような認識も示されておりますので、こちらについて、町の人事部、それから、産業振興計画、総合計画、総合戦略を、複合的に取組を継続して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今、創生室長も言っているように、この産業振興、確かに産業振興はもちろん、就労と関係あって一番大事なんですけども、今、起業、事業を起こすということに対しては、非常に立地的なことからもなかなか大企業が来るわけでもなし、そういうリ

スクを負っているわけです。

その中で、私は、先ほど申し上げました中にメロンだとかカキ栽培、そういう実績があります。そして、小面積でも利益を上げられるというようなあれがあります。それで、最たる、最たるっておかしいけれども、典型的なのがさとうメロンさん、個人名挙げて申し訳ないですけれども、さとうメロンさん、今、非常にさとうメロンのメロンはブランド化されたような形で温泉メロンと、そういう小面積で収益を上げられる、こういうものをありますよっていうことの発信、それをぜひやるべきだというふうに私は思っておりますが、その辺の考えをお願いします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

佐藤さん、メロン農家さんとは、私も話をして、後継者の問題とか多々ありまして、地域おこし協力隊を入れるから何とか指導してくれないかという話をしているんですけども、なかなかご本人がうんと言ってくれないところがございまして、ですから、佐藤さんは私の1つ先輩になりますけれども、あと十数年は頑張ると思うんですけども、その先も大変心配はしております。

個人の方の事業ですから、我々がどこまで口出していいかというところあるんですけども、やはり町の産業として大変大きくて、今年も鈴木知事、昨年も川勝知事のところに、新年の挨拶行ったときにメロンを持って行って、南伊豆のメロンの歴史をお話ししたり、南伊豆のメロン栽培の技術が、今の袋井のほうのクラウンメロンの技術に移っているということも聞きましたので、そういう話をさせていただいたんですけども、ぜひこのメロンに限らず、メロンもそうですけれども、南伊豆であったことは、何とかこう継承していきたいというところがありますので、引き続き、現在の事業者さんをお願いをしたり、南伊豆分校とそこも連携ができればいいなということで、昨日も南伊豆分校に支援をしている方と会ってお話をしたんですけども、やはりこれからはそういうことが大事だよということ、ゆうべも話ししたんですけども、ぜひそういうことも進めていければいいなと。

一番大事なのは、やはり人材の確保だと思いますので、首都圏からでもそういうことを興味ある人をうまくピックアップして、連れて来る、こっちに来てやってもらうということが大事なので、引き続き、情報発信とかアンテナを高く張って、人材の確保等に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 町長、確かに町長のおっしゃるとおりで、今、佐藤さんも後継者のことだとかでいろいろ悩んでいるようなところもあります。

そして、町長言われた南伊豆分校農業高校、ですから、以前、チョコレートかな、私、植えるとき行ったことあるんですけども、そういう利用を試験的にやっているんでしょうけれども、こういう、とにかく小面積で、何度も申しますけれども、小面積で利益が上げられる、その本は温泉熱を利用するという、これが一番、私が考えた理想の形だと思うものですから、ぜひ、本当の宝ですから、宝と言われるような政策を、これから町長組んでください、お願いします。

続きまして、共立湊病院跡地の取得と利活用についてということで、お伺いいたします。

平成24年の5月に一部事務組合下田メディカルセンターが開院し、旧共立湊病院が1市5町の公的医療施設の役目を終了してから約十一、二年が経過し、残されていた病棟だとか、それから関連施設も昨年の9月には全て撤去され、広大な土地が誕生しております。

現在を迎えるまで、私たち、本議会では、同僚議員の多くが共立湊病院跡地の利活用、これに関連した一般質問を行っております。また、令和4年11月7日の臨時議会においては、旧共立湊病院跡地を公有地として保全し、活用にあたっては、地元住民の意向を尊重されたいとの内容で、共立湊病院跡地に関する意見書を関係各位、各所に提出いたしました。過去の一般質問の内容の多くは、病院跡地を取得または賃貸借により、観光の拠点であります白砂青松の弓ヶ浜、宿泊施設が集中している湊地区の活性化と、津波、浸水区域でもあります避難所としての活用や企業誘致など、利活用を目標とした質問であります。

これらの質問に対する町長の答弁を申し上げますと、令和4年12月の定例会で2名の議員が質問しております。津波、浸水域であり利用計画も立てられない、土地購入は時価での購入では財政上非常に大きな負担があるから無理だという。しかし、組合運営会議の中には、地元で、町長と囲む会のお話だと思うんですけども、地元の同意を得ながら跡地利用を進める合意を地元からもらっているから、本議会からの意見書も踏まえた中で運営会議に臨むと、こういうような答弁をいただいております。

そして、また、令和5年9月定例会では、海水浴シーズンに地震が発生したことを想定すると海水浴客と近隣住民で約1,000人以上の避難者が予想されるので、避難場所としての確

保をという声、質問に対して、国立公園第2種特別地域に指定されており、避難施設の建設は難しいと。そして、令和6年3月、組合側から安価で売却を提案された場合どうしますかという質問に、町は学校統合や廃棄物処理施設など大型事業を控えており、財政状況が厳しいことがあるものですから、利用計画がない土地の購入では慎重にならざるを得ないと。そして、令和6年9月、昨年、8月開催の下田メディカルセンター運営会議への対応については、現時点で町独自で跡地の利用計画はない旨を伝えたと、そういう答弁ですから、今、申し上げたとおりだと思います。

以上、申し上げましたが、令和4年12月定例会以降のこういう質問は、いずれにしても何とか利用したいと、町のほうで利用したいということを皆さん念頭に置いての質問だと思います。これに対して、町長は計画もないし買収する予定もないと言っておられます。今もそういうお考えでいられるのかお聞きします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先日も答弁させていただいたとおり、昨年12月の運営会議において、1年間の期限を設けた上で民間への売却の可能性を探るという方向性が出されました。ご承知のとおり、この跡地については一部事務組合の所有地でありますので、まずは、今後の動向を注視し、一部事務組合、本町の双方にとって有益となるよう協議、検討してまいりたいと考えております。

できれば、この土地というのは、南伊豆にある土地ですから、当然ですけれども、この町、それから地域に利益の出るような、活性化につながるような事業に使うことが最善だと考えております。

町が取得する、しないというのも、昨日もお話しさせていただきましたけれども、昨年の8月2日の運営会議で、じゃ売却するとしたら幾らなんですかということで、管理者とみんなの話の中で、管理者が金額を決めましょうということだったですけれども、いまだに金額が幾らなのかが提示されていません。ですから、うちが買う、買わないの前に、売る気があるのかないのかというところも、確認をしないといけないかなというところでございます。

取りあえずは1年間、公募をかけるということですので、その動向を見ながら、当然ですけれども、地域の方にこういう企業がこういう事業をやりたくて買いたいよという旨を、地域の方と協議して、それを地域が受入れられるかということも、これは大きな判断材料だと思いますので、その辺も慎重に進めたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 町長おっしゃるように、とにかく、南伊豆にある土地ですから南伊豆が利用するということ、そして、できれば南伊豆が取得してというそういう考え、私もそれは同感です。

ですけれども、計画がないからじゃなくて、計画を立てて、一応皆さん、計画を立てて、それにはその後、じゃ取得するのか賃貸になるのか、それは組合側との交渉ですけれども、何にあそこを利用したいか、それが私は一番最初だと思うんですよ。ただ、利用計画がないから、今の段階では買いませんよとか、あれは取得する意思もない何もないというようなじゃなくて、まず計画を立てていただいて、その計画にはどういうふうにしていったらいいか、組合との交渉で価格を安くして、南伊豆で使うからということは、そういうもろもろのあれは、それは後からついていくというふうに思いますけれども、町長、どうですか、まず、皆さんで計画を立てると。それは、理想、副町長は理想だなというような顔してきているな、理想は理想でいいですよ。でも、それがまず大事だというふうに私は思っていますけれども、町長のお考えをお聞きします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

土地の活用に関して、全くプランがないというわけでもない、こんなことができたらいいな、ああいうことがいいなということ、これをやったら地域の活性化につながるなとか観光に寄与できなという案は幾つかございます。

先日も庁議の中で、これから、もしうちがあそこで事業やるとしたら、町が何かやるとしたらどういうことが考えられるかということを庁議で、課長会議の中で、皆さんに、できる、できないは別としても、こういうことってできるのかな、いいのかなというのを案があったら、すぐじゃなくてもいいので、そういう案があったら皆さん情報を、皆さんのアイデアを聞かせてくださいということもお話しさせてもらいましたけれども、まずは、あの土地をうちが使えるか使えないかというのが、私は大前提だと思います。

ですから、その後の活用に関しては、うちの中で、心の中というか、我々の中で、それは、アイデアは少しずつ出しながら、もし取得、うちが南伊豆町として活用できるようなら、じ

やこういうことやろうということを進めていけばいいのかなと思いますので、それは、形としたら表には出ていないですけども、同時進行のように今は進んでいると私は思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 一応、一応と言ったらおかしいけれども、一部事務組合の組合員です、町長は、トップの管理者は下田ですけども、その中の構成員ですから、南伊豆の意見を堂々とね、私はこういうふうにするから南伊豆へ譲ってくれと、それも安価でと、それが高い値段じゃ誰だってそれはあれですから、それは町長、組合会議か何かのときの町長の腕だと、簡単に言えば、ですから、そういう意味でとにかく、私はもう、共立湊病院の土地は、今後、取得、南伊豆が自由に使えるような形を取って、そして、あそこに、広大な土地ですから、津波、浸水区域があるから利用ができないだとか何だとかといっていますけれども、一応、先ほど、私申し上げました1,000人ぐらいの人が夏季にはいて、その方たちの避難所がないと、避難タワー1か所ありますけれども、こちら側はない。

それに、タワーじゃなくて避難の丘か何かみたいに盛土して、そして、通常はグラウンドか何かに使って、それでスポーツ施設に違って、それは、合宿だとかそれにも運用できるような、そういう、これ大きい構想かもしれないけれども、そういう使い方もできますし、ですから、まず、国立公園第2種地域なんてあれば、今のタワーが建っているところだってあれ第2種地域ですよ。だから、それを云々じゃなくて、必ずやろうと思えばできることだと私は思っていますので、ぜひ、その辺の努力をしていただきたい、このように思います。

どうですか町長。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国立公園の第2種地域というのも、最終的にはテクニカルな問題になってくるのかなというふうに思いますので、それはその事業が進めば、それなりにそのように対応していかなければいけないなと思います。

以前にもお話したと思いますけれども、一部事務組合の中でも、南伊豆にある土地だから南伊豆に無償で渡したらどうだと言っている首長さんもいらっしゃいました。

しかし、今般、下田メディカルセンターの運営が1億円近い赤字を出したということで、その赤字を埋めるためにも、今後も赤字が見込まれる可能性があるということで、公売して、一般に売却してそれを補うというご意見が、多数を占めたということで、今回、一般に売却をという、1年度限りですけれども、方向になったということで、私の腕と言われましたけれども、私の腕も大した腕じゃないんですけれども、それ以上に管理者の首が堅くて、首を縦に振ってくれなかったというのが現実ですので、引き続き、今後、まだどうなるか分かっていませんけれども、引き続き、本町がいい形で活用ができる、できてくれればいいなというふうに考えておりますので、今しばらく、1年間はどのような結果が出るか、当然ですけれども、いろんな情報が入り次第、また議員の皆様にはご報告させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） ありがとうございます。

いずれにしても、私らも、観光立町の南伊豆にとって、弓ヶ浜という地域は、もう観光産業の進展、それから、住民、福祉、そういう面からでも非常に重要な地域でもあるし、土地もそうだという認識がありますので、ぜひ、今後、町長のその努力によって、私が思い描いているようになれば一番いいなと思っています。ありがとうございました。

次に、質問させていただきますのは、町内の防犯対策についてということでございます。

昨年、9月の定例会で、同僚議員のほうから公の施設の防犯対策について質問がありました。公の施設の防犯対策については、それぞれの施設に応じた防犯体制を講じているとの答弁でした。

私は、観光立町である本町内の防犯対策で主に防犯カメラの設置、これについて質問させていただきます。

長引いたコロナも一応収束のほうに向かっております。そして、また、国内は観光地も従来の観光客ふうに戻ってきたと。それに、特にインバウンドによる海外からの観光客は急増しております。

本町も一大イベントのみなみの桜と菜の花まつりの開催中であり、多くの人事交流が予想されます。人事交流の盛んなところには、事故だとか犯罪等、予期しない事件等が発生する可能性があります。それに、町民、特に町長が言っている、子供や高齢者、この人たちが巻

き込まれることが心配されます。

記憶では今年の1月22日、長野市での長野駅前で、男女3人が見ず知らずの暴漢に襲われて男性の方が命を落としたと、そういう事件もあります。そのとき、一番活躍したと言ったらおかしいけれども、それが防犯カメラだと。防犯カメラの映像をリレー方式というんですか、そういうので見ていったところ、犯人逮捕となったというそういう事例もございます。

現在、公の施設には防犯カメラが設置されているのは役場の庁舎の裏側というか、向こう側の玄関というか、そこです。

観光立町で、先ほども言いました、人事交流の多い本町ですので、令和7年度の予算編成で町政の要である子育て支援、これを重点施策にしている町長としまして、その子供たち、町民、観光客等の皆さんの安全を確保するため、防犯カメラの設置が私は急務だと思います。町の対応はどのように考えておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町の公共施設の中では、役場駐車場、銀の湯会館、道の駅下賀茂温泉湯の花、石廊崎オーシャンパークの4施設に防犯カメラが設置されており、令和7年度には新たに認定こども園へのカメラ設置を予定しております。また、静岡県では、自治会などが通学路等に防犯カメラを設置する場合、通学路防犯カメラ設置事業費補助金をもって、市町を通じて補助金を交付しております。

これら補助金の交付条件は、設置箇所周辺の住民の理解が得られていることや、静岡県が定めるプライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づいた、通学路防犯カメラに係る運用規定を定めることが求められております。

このため、カメラ設置における技術的な手法をはじめとした機器設置場所の確保や導入費用、長期にわたるランニングコストやプライバシー侵害への対応など、関係する方々との慎重なる協議なども想定されますので、保護者のご意見なども伺いながら、導入の適否に係る調査研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 確かに、私も分かります。プライバシーの問題だとか、いろんなこと

がありますから、どこでも設置できるということは考えておりませんが、まずは、日野の交差点だとか、前原橋の交差点、児童学童が通学するあの辺、事故が必ずああいうところでは起きる可能性があるもんですから、あれはもうあれですかね、県のほうで設置すべきか、交差点とかああいうのは、町で設置するのか、その辺がちょっと分かりませんが、そこらに、まず第一歩として設置していただけたら、それから、先ほども言いました、人事交流の多い、観光施設のある地域、そこに設置していただきたいと思いますが、まず、今言った児童生徒を守る意味でも、前原橋あるいは日野の交差点とか、そういうところへの設置というのは考えているのか、また、設置には非常に、クリアしなきゃならない問題があるのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 詳しいことは担当のほうから答弁させますけれども、基本的に道路敷居ですとか、県道、国道は、県のほう、また県警のほうが所管しているはずですので、その辺のところは関係機関との協議が必要かなと思います。

ですから、町として自治会として、それから、よく福岡でも同じような事件がありましたけれども、それを映しているのは、やはり民間の家庭の防犯カメラであったり、それから、コンビニとか店舗の防犯カメラであったりということで、なかなか自治体のというのは、どれだけ効果があるのか、設置しているのかというところは、まだ調査しなくてはいいないかと思いますけれども、関係機関といろいろ相談しながら、設置する場合にどこに設置したら、誰が設置するかというところを含めて、また検討しなくてはいいないかと思います。

担当のほうから答えることがあればお願いします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

防犯カメラにつきましては、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、静岡県の方の補助金を使った形ということであれば、県内でありまして10市ですね、政令指定都市の静岡、浜松も含めた10市が県の補助金を活用した形で、要綱を制定しているという形になっております。

残念ながら、本町を含めた賀茂地域内では、該当される自治体、また、県内のほかの町にはございません。

また、先ほどの議員言われたとおり、日野の交差点等の管轄につきましては、県のという形になりまして、その利用目的としたものが犯罪等の抑止につながるものなのか、もしくは、事故、事件があった場合に検挙につながるということであるならば、それを必要としている組織、警察なのか土木事務所になるのかといったところがありますけれども、まずはそちらのほうに設置のほうは依頼するといった形が、まずは最初かなと。

町がどこまでといった形のものも出てきますけれども、当然、あるかないかといったらあったほうがよろしいかなとは思いますが、いろいろと先ほど町長の答弁でもあったとおりの、そのプライバシーの関係とかという、クリアしなければいけないところもございますので、その辺については慎重に協議していく必要があると認識しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 分かりました。

いろいろな諸条件が整はないということは、十分分かります。

でも、何度も言いますが、やはり観光地としての人事交流が多いところで、起きてからのあれじゃしょうがないもので、その辺の検討もすることも必要だなというふうに、あれですから、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、町民ファーストと行政報告会、これ、行政報告会と書きました、これは、町政報告会だとか町政懇談会というふうに解釈していただきたいと思います。

町長は、選挙公約、そして、所信表明でも、町民ファーストの町政実現を掲げ、その中で町民の意見を聞いて、町民と議論を重ねて、みんなでつくるまちづくりを訴えております。

私はそれを受けて、以前、町政懇談会の実施についてどうですかということで、質問をさせていただきました。そのときの答弁は、ミニ集会等と実施しており、地区へ出向いての報告会は大きな政策の転換期や重大な判断で、町民への説明が必要なときと考えており、現在行っている「町長と未来を語ろう」が町民ファーストにふさわしい形であるとの答弁をいただきました。現在も報告会、報告会というか、町政懇談会の実施についての考えはありますか、どうですか。その辺をお聞きいたします、町長の考えを。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成29年の町長就任時において、明るく活気あるまちづくりを進めるためには、町民の皆様のご意見が必要であり、少人数でもお声がけいただければ、休日、昼夜関係なく、町内各所に出向き、お話を伺いたいという思いから「町長と未来を語ろう」をスタートさせていただきました。これまでに、延べ30組の住民グループの方々のご意見を拝聴してまいりましたが、少人数での開催において、お互いがかしこまらず、忌憚のない意見交換の場が共有できたことなどから、この形こそが町民ファーストにふさわしい在り方であると確信をしております。

このため、今後もこの小規模な集会を大切に継続してまいりたいと考えております。地域ごとに集まっていただく形態の行政報告会や、地区懇談会などについては、町政運営において極めて大きな政策の転換期や、これに匹敵する事案や政策面における重大な決断など、町民の皆様に広くご説明させていただくような場面においては、必須であろうと考えておりますので、その実施に際して、適時的確に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 先ほども言いましたように、町長の最初のいただいた答弁のとおりでございます。

過去の町政担った、町長のことを思い出すと、大体どなたも、定期的ではありませんけれども、年に1回程度の町政懇談会は実施しております。そして、やはり、なぜかというのは、私は思うんですけども、やはり、町当局から各地域へ出向いて皆さんのご意見を聞くということが一番理想だなというふうに、私は考えております。

それで、いろんな地域があります。今年合併70年、祭典というか式典をやるという中で、昭和30年に、ご存じのように 南賀6カ村が合併して今の南伊豆町ができました。そうすると、その当時からの各地区の特徴というのはだんだん薄れてきて、本当の南伊豆町というのには融合しているんですけども、やはりその地域、例えば、私は三坂出身ですから、三坂の地域の人たちと、じゃ南中の地域の人たちと考え方がまるっきり一緒かといったら、やっぱりその辺の差はあると思うんですよ。

だから、私がいうのは、各南賀6カ村、そこに年に一度でも足を運んで、その地域での皆さんの意見、そういうものを皆さんから吸い上げて、そしてそれを町政に生かす、そういう方法が私は理想だなと思うんですが、その出前行政報告会かな、町政報告会、これらについ

て、ぜひ町民ファーストと言っている中で、今後実施していただければと思いますけれども、町長もう一度、その大変な町政の変革があるときだけじゃなくて、常に町民に寄り添うという形、これはパフォーマンスにしても何しても、町民は、やっぱり町長は近くにいるなという、そういう感覚を持つと思うんですよ。そういう意味でも、ぜひまた、今後、町長は考えを改めてやってもらえるのか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ここ約4年間ぐらい新型コロナの関係で、いろいろ町民の皆様とのいろいろな会がなくなっただけですけども、敬老会をはじめ、各地区に回るような行事だったり、区長様をはじめ、各地区の方とのコミュニケーションを取ったりする場というのは、年間通じて何度かあるかと思いますが、またそういうときにも、区民の皆様からのご意見をいただいたり、それから、常に私は町長室を扉を開けて、皆様にいつでも来てくださいという姿勢を取っておりますので、町民の皆様に、役場に来た際はぜひ寄ってもらって、いろんな意見を、情報をいただいたり、意見をいただくことが重要なと思いますので、引き続き、町長と未来を語ろうということは、また改めて、広報誌含めて、町民の皆様にはご意見をお伺いする場として実施していきたいということをお伝えさせていただきたいと思いますので、引き続き今の形で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 町長の町民ファースト、ぜひ実行していただきたい、そういうふうに思います。

これをもって私の一般質問は終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（長田美喜彦君） 10番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） それでは、清水清一、久しぶりに一般質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、最初に、広域ごみ処理計画について伺いいたします。

これについて、入札の公示が延期されたという形になっておりますが、これについて昨日も聞いておりますけれども、その理由等、説明をお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本件については、令和6年12月24日開催の全員協議会で、既にご説明を申し上げておりますが、南伊豆地域清掃施設組合では令和6年12月20日に開催された全員協議会において、令和6年度の入札公告に向けて実施した南伊豆地域広域ごみ処理事業選定アドバイザー業務の中で、プラントメーカーへの見積りを徴収した際に、近年の建設資材や人件費の急激な高騰により、令和4年度策定広域ごみ処理施設整備計画で算出されていた総事業費より約50億円増加し、総額が305億円となる見込みとなった旨の説明と報告がなされました。

この事業費高騰の結果を受け、令和6年12月3日付で下田市長から広域ごみ処理事業における負担金等の再検討を求める文書が組合側に提出され、同日開催の運営会議において、このような状況下での事業の遂行は困難との判断がなされ、事業者選定に係る入札公告の延期が決定されたものであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔１０番 清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君） 分かりました。

分かりましたけれども、その負担金が増えるということで、計画が50億円になったことにより、各市町へいく負担金が増えるという形だと思います。となると、南伊豆町としてこの50億円で、もしやった場合、建設費あるいは維持管理費は南伊豆町にとってはどのくらいになるのか。そういうことが財政負担になってくると思うんですけれども、それについての大まかな数字等が分かりましたらお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆地域清掃施設組合から示されている広域ごみ処理事業に係る20年間での総事業費は、令和6年12月の全員協議会でお示した資料と変わらず、建設費で153億円、運営費で約152億円、合計305億円でありまして、このうち本町の負担額は60億円が見込まれ、年度換算で約3億円程度になるとされております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔１０番 清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君） 分かりました。

これで見たときに20年間という形ですけれども、この後は、また、今南伊豆のごみ焼却炉もそうなんですけれども、修繕費等が見込まれると思うんですけれども、こっちの見込みもまだ入ってきていないという形の中で、これから増えていくのかなと、増えていく可能性があるんだろうなと、年間3億できなくなってくるんだろうなと思うんですけれども、この維持管理するのに、それで、後でまた別の話でしますけれども、このごみ焼却炉ができた後、もし50年間やった後、あるいは途中でほかの施設に変わるかもしれませんが、その中に、今、何ですかね、沼津市の清掃センターの工事が今止まっておられると12月の新聞に出ていましたけれども、ダイオキシン等が、重金属が建設予定地にあって、その土砂を撤去するために建設が遅れていると話がありました。

となると、もし50年、あるいは30年いってそこがなくなったときに、その土地がもし汚れていた場合、その撤去費用もかかってくるんだろうなと、それは南伊豆町も払ってくださいよと、下田市も払ってくれるかもしれない、西伊豆町も松崎町も払ってくれる、でも割合で払

うわけですけども、それを払う金もまだ入ってきてないと、予定には。という形を考えると、もっと財政的に膨らんでくるのではないかと思うんですけども、南伊豆町はまだそれに財政状況はいいんですけども、構成市町の財政状況はどうか。南伊豆町も分かっておりますけれども、ほかの町のやつを、まず伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和6年12月3日付による、下田市長から南伊豆地域清掃施設組合管理者に提出された、広域ごみ処理事業における負担金等の再検討を求める文書によれば、組合から提示された負担金の額に対する下田市の見解は、長期にわたり大きな財政負担となり、市の財政運営に深刻な影響が出ることが見込まれるというものでありました。

当該組合の構成3町においても、下田市と同様に、それぞれの財政状況や将来予測からも非常に厳しい状況にあるという認識であり、この状況は、令和6年12月3日に開催された運営会議や令和7年1月30日開催の運営会議においても、3町から管理者である下田市長に伝えているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 下田市の財政的に厳しいなと、だから安くできないのかという話で、下田市長から話があったと解釈しました。

それで、県のホームページから、令和5年度の市町村の財政の状況というものをプリントアウトして読んだんですけども、その中で、それ見た場合、南伊豆町はまだ将来負担比率という話でいきますと、南伊豆町はまだいいんですけども、下田市が県下で3番目によくないと。県下で一番悪いのは、どこでしたかね、富士市、その次が袋井市、その次に将来負担比率がよくないのが下田市であったと。南伊豆はもういいほうですよという形であります。

そうやって考えると、下田市もそのお金が少ない、出すのが大変だから少し出してくださいよと言ってくると思うんですけども、でもそういつてもごみの話ですから、つくらなきゃならないと。それで、まして、下田市は、財政状況がよくないからといって、衛生組合で下田市のプラントは南伊豆町も絡んだ1市3町で解体すると。だけれども、そうすると、南伊豆町のプラント、あるいは松崎、西伊豆も、自分の町のプラントは自分の町で片づけなけ

ればならない。でも下田市については1市3町で、等分で解体しますよと、となると、南伊豆のほうが、解体費用も、南伊豆の解体費用を、あるいは西伊豆、松崎も解体費用を、もう1市3町で出してもらわないような感じになってきますけれども、それについての考えいかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今までも全員協で、こういった解体についてのご説明をさせていただきましたけれども、今後、今の覚書の中では、そういった解体に関しても、双方が平等の負担という形になっております。そのことについての具体的な負担の仕方というのが、まだ決定されていない状況ですので、今後の担当者会議において、その辺についても十分協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） これから検討するって形の中ですけれども、金がないから下田市の場合は出せないよと言われたら、各町で出すようになってしまうのではないかなと思います。

その財政状況を見る限り、そういう形になってころうかと。まして、それでこれ見たときに、南伊豆町は、あるいは松崎、西も、住民1人当たりの将来にわたる実質的な財政負担の状況という形であるんですけれども、南伊豆町は、これから将来にわたり住民1人当たり20万円からの借金がありますよ。あるいは、松崎町は10万円から20万円、ですけれども、下田市については40万円以上の借金がありますよと、南伊豆の倍以上あるという形であるものですからね、1人当たりにしても借金が多いんだなと、下田市も大変だなってことは分かるんですけれども、やるものはやんなきゃしょうがないだろうというふうに考えています。

そんな形を考えたとき、先ほども言いましたけれども、3番目の建設予定地の土壌分析の予定はという形の中で、沼津市の清掃センターの話がございました。それが、センター工事が先送りになったと。清掃センターがあった場所へ新たに建てようとしたら、地面を掘ったところ、重金属が出てきたという形があったという形がございます。

この建設予定地の土壌分析の予定は、前回あるいは前々回とかの議会とか全員協でも土壌分析をすべきだと私は言ってきましたけれども、それについて組合のほうではどう考えて、あるいは下田市のほうではどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

同組合では、これまでと回答は同様に、土壌汚染対策法に基づく事務処理を予定しており、必要に応じて土壌調査等の対応をしていくとの回答でありました。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） ということは、必要に応じて行っていくと形でございますから、12月の沼津市の件があるから、やっておいたほうがよかないかというふうに言うべきだと思いますが、町長、どう考えがございますか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

そうですね、議員おっしゃるとおり、そこはしっかりと、今までとこれからというところの差別化はすべきだと私は思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） この件は、土壌分析することによって、そこが汚染されていない土地であったと、先ほども言いましたけれども、もし清掃センターが終わったときに、その土壌分析をしたときに、先ほども言いましたように、西伊豆町、松崎町と一緒にその土地を、土を入れ替えなきゃならないことが出てころうかと思えますけれども、最初からなくて、もし解体するときになればそれで終わる話でございます。ですから、最初にやっといっていたきたいというのが筋ではないのかなと思います。

まして、県のほうも、推測ですけれども、文献調査でやるという形をいうのは、土壌汚染法の関係の法律が40年ぐらい前にできた法律ですね。ですから、もうその後、それより古くから清掃センターがあった場所が、汚染されている可能性が非常に高いと思うんですけれども、下田市もあそこに造ってから大分50年もたっていると思います。ということは、汚染されている可能性が非常に高い。でも、県は文献調査だといって調査させない。逆にいうとそ

こは汚染されている可能性が高いから調査しないのだと。

けれども、あそこ、下田市は、あそこの土地はほとんどの土地が借り物であると、下田市の土地ではないと、私も全員協のときに言っておきましたけれども、借り物だと、下田市の土地がね、あそこの土地は。だから、返さなきゃならない土地ですから、それを買うのか、あるいは買ってしまえば、まだ封じ込めるといえる形ができるんですけれども、買ってなければ、返すときに汚染を返さなければならないと思いますけれども、この分析は、ぜひやるべきだという話で、意見で、答えを聞いても答えようがないでしょうから、一応答えていただけたらお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今までも全員協で、土壌調査についてご説明をさせていただきました。

その中で、今まで地歴、あそこの土地をどのように利用してきたかという地歴ですね、それを出すという形になるんですけれども、今、組合のほうで、というか、こういう事業に對しまして、まず、今プロポーザルの業務が停止しております。その後に、土地にどのように建てるかということが決まってこないという図面が完成しません。その図面が完成した時点で、県のほうに地歴調査を出しまして、そのときに問題があるということであれば、当然調査をかけるということになっております。そのように組合から回答をいただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） これまでの全員協の中では、地歴調査だから大丈夫だと言っていたんですけれども、その後も、もう1回度にやるといえる形があるんですけれども、じゃ沼津の例があるから、度に言っていたきたいなと、そういうに調査するよというふうに言っていたかいないとするとですね、後々また、将来的に困ってくるのではないかなと推測いたします。

それで、4番目の（4）の賀茂1市5町の施設の稼働状況はどうなのかと。各、南伊豆町は今止まっているんですけれども、ほかの町の様子はどうなのかお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂地域の1市5町のうち、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の焼却施設は、これまで大規模改修が未実施である施設であり、これら施設においては20年を耐用年数の上限としておりますので、いずれの施設においても、その期間を超過した施設となっております。

また、下田市の施設では平成19年度に大規模改修を実施しておりますが、これら改修後、既に16年が経過した施設となっており、このようなことから、1市3町による広域ごみ処理事業の協議が令和元年度から開始されたものであります。

なお、一部事務組合で運営する東河エコクリーンセンターについては、平成30年から2年をかけて大規模改修を実施しており、1市5町の焼却施設の中では、南伊豆町の焼却施設が最も老朽化が進んでおり、現に故障が頻発するなど、非常に厳しい施設運営を強いられております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 南、松崎、西は古いよと、下田は改修したという形がありますがけれども、この稼働率はどのようになっておるのか、東あるいは下田の稼働率はどうか、お伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

東河に関しまして、今、現在、9時間稼働で稼働しております。その9時間、16時間稼働、24時間稼働によって、そのキャパがかなり変わります。その中で、今東河のほうで、余裕のある部分について確認を取っている状況であります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 東河については、今、稼働率が8時間で大体50%位ではないかなという話を聞いております。ということは、東河に、先ほど、今、課長が言われましたように、16時間とか24稼働とかという話はございましたけれども、そういう考えはこれから東河について、50%しか使っていないんだったら、9時間で50%でしたら、お願いすれば16時間、あるいは24時間稼働という形の中でできる可能性もありはしないかなと思うんですけれども、それについて当局側はどういうふうに考えておられますか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

1月27日に稼働停止とした時点で、賀茂郡下の課長にいろいろ協議をさせていただいております。

東河に関しましては、かなり、私にとっても協議をしておりますけれども、その中において、今、現状で9時間で運営しているということで、センター長から回答いただいております。その協議の中で、現場の状況等を加味しながら、今後、受け入れられる量について今協議をしている状況であります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 協議をしているわけですが、お願いしなければ受けたくないだろうなと思うんですけれども、今、南伊豆町としてはせっぱ詰まっている形がございますけれども、そういう形の中を東河にぜひお願いするという形で、稼働時間を16時間にしてみようとか、それについては人件費も必要です。だと思っておりますけれども、それについて、町長あるいは副町長あるいは課長のほうは、どういうふうに考えておられるのかお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

これにつきましては、かなり難しい面がありまして、ご存じのように東河のほうは、東伊豆町と河津町の構成している組合でやっている事業になります。そこに私どもの都合でお願いをして、そのために稼働変わるということになると、即座にいくというわけにはいかないと思います。

今後、まず、決済をいただいたということで、あれですけれども、東河のほうには全員協でご説明したとおり500トンという形で受入れの了承は得ております。その中で、今後、最低の500トンということですので、今の9時間体制の稼働で500トンという形なんですけれども、そこは、東河のほうは、今の現状で回答いただいている状況です。

やってみて、私どもの希望ですと1,000トンという形ですので、6か月で1,000トンという形ですので、その辺について、今後、実際にやってみて量を決めていくという形で、今協議をしている状況であります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 分かりました。

最初は、よその町のごみだから、よく分からないから調査するって形の中で動かしている
とう答弁だと、私は解釈しました。

そんなところで、この何ですか、広域ごみ処理計画の中で、南伊豆町のごみがまた、清掃
センターが止まったことによって、またいろいろ変わってこようと思いますけれども、うま
く、広域ごみ処理計画についてやっといっていたきたいと思いますし、南伊豆町のごみもう
まくやっていたきたいと思います。

次にまいります。

産業振興育成のための取組という形がございます。質問がございます。

この取組は、いろいろ、1次産業、2次産業、3次産業とございますけれども、それぞれ
どのように考えて、今年度、また、将来的に考えておられるのか、それをお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、産業育成の推進を図るため、令和元年度に策定した南伊豆町産業振興計画及び
経営発達支援計画に基づいた取組を進めており、これら計画については、本年度が計画最終
年度を迎えることから、地域産業の活性化、静岡県下住民所得ワースト1位脱却を目指す
とした次期計画を策定中であります。

産業育成の一例としては、創業に向けた相談業務において、具体的に動き出す段階にある
事業者の掘り起こしや、情報提供を実施するなど、商工会、地域金融機関、産業団体との連
携をもって、創業前から開業後のフォローアップに至る伴走型支援を実施しております。

加えて、空き店舗対策事業補助金の活用や、商工会事業でもあるお試し店舗の利用により、
開業した事業者も過去7年間で12者を数え、飲食店を中心に書店、マッサージ店、オリジナ
ル包丁販売なども開業し、町内産業の多様化にも一役買っております。新たな町内産業の育
成につながっているものと考えております。

また、町の特色である温泉の活用による企業誘致も進んでおり、温泉熱を活用したオニ手
長エビの養殖事業を手がける業者が養殖場建設を予定するなど、多方面で育成が進んでおり

ます。

このように、今後も様々な場面で、関係諸団体との連携による産業育成に向けた取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔１０番 清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君） 分かりました。

産業育成のための取組、一生懸命やっているとありますが、そんな方で新たに創業できたのが12者あったと。あるいは、温泉の新しい業者が入ってきそうだよという話がありました。

でも、それなりに一生懸命やっていただきたいと思います。

それで、今言った中で、地域創生の課として、どのように考えて、産業育成のところを考えておられたのか、そこについては答えられますか。地方創生。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

先ほど、稲葉議員の答弁でも回答させていただきましたが、令和元年度に商工観光課とともに南伊豆町産業振興計画というものを策定させていただいております。こちらは、子供たちが誇れる南伊豆町の産業を目指してということで、5カ年計画で策定させていただいたものでございます。

その中には、基本方針といたしまして、所得の向上、事業の継続、人材育成というものを大きな目標と掲げていると。あわせて、この計画の中には、観光振興の計画も含まれてつくらせていただいているという状況でございます。

町内では、先ほど、町長の答弁にもありましたように、新たな事業者が育っているという状況に加えて、サテライトオフィスとして事業者が町内に事務所を構えている。あるいは、先ほどのオニ手長エビの育成等の事業も新たに加わってきているというような動きも見られますし、これまで採用させていただいた地域おこし協力隊についても、その多くが起業をして、南伊豆町で定着をしているというような状況に育っております。

ただ、1つ課題といたしましては、先ほどの答弁にもさせていただきましたが、担い手の部分でございます。こちらについては、昨日の黒田議員の答弁にもさせていただいたところではありますが、2拠点居住ですとか、移住定住も含めて、地域での担い手の獲得というもの

に、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、議員の皆様にもぜひとも産業の振興、それから担い手の育成獲得にご支援賜ればありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔１０番 清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君） 分かりました。

今、課長の答弁の中で人材育成という話がありました。

２つ目の起業家育成の考えはという形の中で、今も始めた人に対しての、始めた人は担い手のわけですが、それに対しての手当、何か考えておられるのか、それについて伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

起業家育成に向けては、小口資金や短期経営改善資金の借入れに対する利子補給のほか、商工会との連携による取組を推進しているところであります。

また、これら連携した取組のうち、南伊豆ビジネスサポートプログラム制度などでは、首都圏で働く中小企業診断士を中心に構成された有志団体、南伊豆応援隊が様々な課題を抱える町内起業家とのパイプ役となっており、課題解決に最適な人材の紹介や相談、助言などを行うものであります。

加えて、宿泊施設への経営改善アドバイスの実施や、賀茂地域で広域的に開催されるバル事業の効果測定なども行われるなど、町内においても着実に制度活用が浸透しております。

今後も、商工会、観光協会など関係諸団体との連携を図りながら、地域産業の育成支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔１０番 清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君） 業界、育成しないとですね、町の住民も増えてこないし、新たな、事業者が増えれば、それは家族が増えてきて、人口も増えてくると思いますので、起業家育成については、一生懸命やっていただきたいなと思います。

続きまして、（３）の農林水産業の育成、有効活用、整備の取組はという形で、質問事項がございます。

私も農業やっているわけですがけれども、このところ農業的には大変だろうと、生活が大変だろうという方も多いと思います。私も米を作っておりますけれども、新しい人が米がないか、米が欲しいよと来るんですけれども、例年の、これまでの1.5倍ぐらいの価格で売っております。でも、今、お米の相場というのはですね、今、大阪の堂島で米相場の市場ができて、そこは、今2万6,000円ですよ、60キロ。それで、昨年売ったお米が、私が売ったお米が1万2,000円ですよ。ということは、2. 何倍、玄米でね、という形になっています。ということは、今スーパーで売っておられる、あるいはお米屋さんで売ってお米が、2. 何倍になっているのはそれは当たり前。相場でなって、市場の価格がそうになっていますから。

ですから、そういう形の中で、お米が高い高いと言われましても、お米はそれなりに相場で成り立っていると。工業製品じゃなくて、今、価格統制も国の統制がなくなっているわけですがけれども、そういう形で考えているときに、この農業政策、これまでいろいろあったわけですがけれども、これについて町はどういうふうに考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現下における農林水産業を取り巻く環境は厳しく、少子高齢化、人口減少による急速な過疎化と後継者不足などが相まって、生産量や販売額などにおいても減少の一途をたどっております。

一方で、本町においては、行政や関係団体のご支援もあって、徐々にではありますが新規就農者が増えつつあり、昨年は蛇石地区において、新たにかんきつの新規就農者が誕生いたしました。今後も長期的に自立した農業経営が継続できるよう支援してまいりたいと考えております。

また、高齢化などによる耕作放棄地が増している現状にあって、農地の集約化や基盤整備事業が必須となっておりますので、持続的発展が可能となる効率の高い農業の実現に向けて取り組んでまいります。

このほか、昨年12月から青市地区において経営体育成基盤整備事業に伴う伊豆縦貫道工事発生土の搬入が開始され、令和9年度末に事業完了を見込むほか、その後、利活用においては、農業法人によるレモン栽培などが予定されているところであります。

次に、林業の取組であります。森林環境譲与税を活用した間伐や広葉樹林整備に着手することで、町内における森林整備の促進や環境保全をはじめ、若者の雇用対策においても一定の効果を期待しているところであります。

このため、令和7年度では、効率のよい森林整備事業の実現に向けて、高性能林業機械の導入を推奨し、これら支援経費を新年度予算計上しておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、水産業では、黒潮大蛇行の影響が暗い影を落とす中、効果的な対策などの先行きの見えない状況にあります。このため、水産庁が推進する海業の振興などによる雇用機会の創出と、地域の所得向上に向けた新たな取組などを検討するほか、各種関係諸団体との連携を図りながら、新規就業者の受入れや人材育成を支援し、6次産業化支援制度や各種財政的支援制度の活用をもって、これら1次産業のさらなる振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 分かりました、ありがとうございます。

その中で、聞いておきたいことがございます。

青市の区画整理、耕地整理をすると、縦貫道の土砂を入れてやるという話がございました。その区画整理やった後、レモンを植えるという話がございました。

ですけれども、今、蛇石のほうで、後継者がおられてミカンを作っておられるという話がありました。そのとき、蛇石の、あるいはあそこ平戸ですけれども、この間、作っている方からSOSがありまして、石がえらくて木が植えても育ちが悪いと、あるいは植えにくいという形があったという中で、農業振興会で石を拾ってあげようという形でいったときに、私が言ったんですよ、これ業者が悪いと、表土が全然ないと、要するに石しかないんだと。

それで、ミカンを植えているわけですが、そうやって考えているときに、県営事業だからちゃんと土砂の土も表土もたくさん入れろかと思うんですけれども、そういう指導は県のほうがしてくれると思うんですけれども、町としてもそういう表土、あるいは栽培するために、そういう、どうせ区画整理するんでしたら、新しいレモンやってくれる業者が、うまく、あるいは水はけが逆に悪くなったとかいう形の中で、栽培できなくなるって形があったら、まずいわけですが、そういう区画整理、事業の中の検査というか、事業に対し

てのことが県がやってくれると思うんですけども、それについて町はどう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

基盤整備の表土につきましては、今の表土を取って仮置きしてございまして、その後、埋めた伊豆縦貫道の土を埋めた後に、その表土をまたかぶせる形という形の中で、県には取り組むような形になっておりますので、支障はないというふうに感じております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔１０番 清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君） そういう形であるのは当たり前の話なんですけれども、そういう民間がやった話で、平戸の話、蛇石ですかね、話がございますから、そういうこと、同じことがあったらいけないんだろうなという形であるからですね、そこはきっちりやっていただきたいし、私、よく聞いていなかったんですけども、青市の区画整理についての水利、水はどのように考えておられるのかと。

要するに木を植えるから水が少なくてもいいのか、あるいはタンクで水運ぶのかなと、あるいは、どこかに水道源泉みたいなやつがあつてポンプで上げる予定になっているのか。どういうふうにそこの水利は考えているのか、あるいは、考えていなくて、それは植えた人が水をどうするのか考えてもらうのか、それについてお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

昨今の高温対策では、用水は必要と考えております。給水スタンドにするのか、また井戸とするかなど、参入予定の業者にどのような設備がよいかを検討していただいている状況です。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔１０番 清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君） 業者にお願いするという形だったら、それは水があつたほうがいいわけですから、簡単に使えたほうがいいですから、それは、もう水スタンドではなくて、簡単に水道で出すような形にしてくださいよというのが当然の話であつて、一番いい方法でお

願いたします。それは、いろいろ業者との兼ね合わせですから、でもいい方法でやっていただきたいと思います。

それともう一つ、何だったかな。

今、聞いた中であったんですけれども、いろいろありますけれども、質問は大体、以上の形の中で終わりにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎諮第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） これより、議案審議に入ります。

諮第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 諮第1号の提案理由を申し上げます。

本町において、法務大臣委嘱による人権擁護委員は5名であり、このうち1名が令和7年6月30日をもって任期満了となります。

当該委員の候補者推薦については、人権擁護委員法第6条第3項において、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されております。

今般、任期満了となります高橋政弘氏は、これら所要件を兼ね備えた方でありますので、

引き続きご選任いただきたく提案するものであります。

なお、当該委員の任期は令和7年7月1日から3年間であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第1号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、諮第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第11号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第11号の提案理由を申し上げます。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、本条例に係る引用条項のずれのほか、別表第2の削除に伴い、別表第1を別表としたことによる引用箇所の修正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第11号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第12号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第12号の提案理由を申し上げます。

本議案は、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

具体的には、育児、または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、3歳に満たない子のある職員とする規定を、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大するほか、仕事と介護の両立を支援するため、職員への意向確認規定及び介護両立支援制度等の円滑な実施に向けて、環境整備に係る規定を追加するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第12号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第13号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第13号の提案理由を申し上げます。

前議案と同様に、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもので、本条例での引用条項について改めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第13号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第14号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第14号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正及び総務省通知による令和7年4月1日から、会計年度任用職員に対して地域手当を支給することが可能となったため、国の非常勤職員との均衡並びに適正な処遇確保の観点から所要の改正を行うほか、地域おこし協力隊員並びに外国語指導助手の報酬について見直すものであります。

具体的には、会計年度任用職員の地域手当支給率は正職員と同様とし、令和7年度は支給本棒に対し100分の2、令和8年度以降は100分の4とするものであります。

また、地域おこし協力隊員の報酬は、期末勤勉手当相当分を月額報酬へと割り振り平準化するほか、昨今の官民給与動向なども勘案し、上限額を16万6,000円から29万円に改正するもので、外国語指導助手について、派遣元である一般社団法人自治体国際化協会からの要請に基づき、報酬上限額を33万円から36万円に改正するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大年美文君。

○3番（大年美文君） 条例の一部改正ですから、数字と文言の変更だけなもので、ここでお

伺っていていいのか分かりませんが、別表の、先ほどの地域おこし協力隊、今、町長のほうで内容説明ですか、この辺で分かったんですが、1点、この地域おこし協力隊の報酬というのは、もう統一されたものですか。例えば、地域地域によって違うものですか、その辺分かれば教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） 答えいたします。

地域おこし協力隊の報酬につきましては、国のほうで特別交付税の算定額となる基準が決められております。その範囲内で、各自治体で定めることができるという形でございますが、南伊豆町では、その上限額いっぱいまでを対象としておりまして、この上限額が昨今の労働基準単価の上昇等に踏まえて上がってきているという中で、今回、手続上金額の改正をさせていただいたと。

あわせて、昨年まで、いわゆるボーナスを支給させていただいておりましたが、ボーナスを各月の報酬に振り分けて、各月の報酬を平準化していくという形で改正をさせていただくといった内容になっております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

○3番（大年美文君） ありがとうございます。分かりました。

一番最後の、地籍調査員にこれ変更あるんですか、この別表の中に入っていますけれども、どこか変更があるのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） 答えします。

特に変更はございません。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

清水清一君。

○10番（清水清一君） 10番、清水。

今、地域おこし協力隊は、年間同じ給料であるという形がありましたけれども、ボーナスをなしにするという形がございましたけれども、この2条のほうでは、期末手当、勤勉手当を出すという形があります。となると、これボーナスを出さざるを得なくなってしまうかと思いますが、それについての解釈はどうなんでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

新旧対照表、資料のほうご覧になっていただきますと、第17条の改正規定がございます。
第17条におきまして、期末手当については、地域おこし協力隊及び外国語指導助手を除くという形で、新たに除く規定を入れさせていただいたという形でございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第14号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第15号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年12月議会において、南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例が可決され、令和7年4月1日をもって新たに防災課が設置されることから、本条例第7条に規定する所管課を防災課に改めるほか、軽微な条文の整理を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大年美文君。

○3番（大年美文君） すみません、これもまた軽微なことでご質問をさせていただきます。

2条で別表、新旧対照表の第2条ですね、旧ですと単位自主防災組織を、自主防災組織に改めるということ、この単位自主防災組織というのは、今まで使ってたやつなんですけれども、これはあれですか、どんな内容なんですか。その辺が分かれば教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

こちらの単位というところが、もともとが、今、自主防災会、34の自主防災会をそれぞれ1単位という形で見ておりました。

ですが、それぞれの自主防災会、この自主防災組織自体が、もう、一つの単位という形のものが浸透しているということで、この単位という表記を削除させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第16号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

本議案においても、前議案と同様に防災課設置に伴う改正であり、本条例第5条の規定する所管課を防災課に改めるほか、関係条文の整理を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第16号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第17号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

本議案も同様に、防災課の設置に伴う改正を行うもので、本条例第7条に規定する所管課を防災課に改めるものであります。

また、関係条文の整理を行うほか、第2条に規定する委員定数を15人としておりましたが、現下の状況に鑑み、委員構成の適正化を図るため15人以内に改正をしたいものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第17号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第18号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が令和7年6月1日から試行されることから、別添にお示しした9つの条例中の懲役及び禁錮の文言を改めるほか、同法の施行に係る関係条文の整理及び同法に規定する経過措置と同様の経過措置を設けるための改正であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第18号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第19号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和7年4月1日をもって、西豆衛生プラント組合の名称が、西豆広域行政組

合に変更されることに伴い、組合規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第29条の規定に基づき、構成市町の議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第19号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第20号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第20号の提案理由を申し上げます。

本議案は、過疎対策事業債ソフト事業分を、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する、過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源に充てるため、新たに基金を創設するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第21号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

本議案は、町道落居線道路改良工事（第2工区）において、路側海側に大型ブロック積みを設置するため、地山と想定し山裾の崩積土を掘削したところ、伊豆沖地震による崩落などにより埋まったと思われるコンクリートのたたきが見つかったことから、これらコンクリートの取壊し、運搬及び処分費の増加による契約額の変更をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第21号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第22号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第22号の提案理由を申し上げます。

本議案は、町道落居線道路改良工事の土工において、残土を盛土材に再利用する予定でしたが、現場内に仮置場所が確保できなかったことから、400立方メートルの残土を差田町有地に搬出いたしました。

その後、同所に仮置きした残土を盛土材として再利用するため、再び運搬及び積み込む作業が生じたことにより不測の日数を要したことから、工事期間の延長と契約額の変更をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第23号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第23号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議題20号で提出した南伊豆町過疎地域持続的発展基金の積立金をもって、過疎対策事業債ソフト事業分の活用を図るため、南伊豆町過疎地域持続的発展計画において、当該基金に係る事業を追加したものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第23号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで1時まで昼食としますので、休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第24号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第24号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,683万9,000円を減額し、予算の総額を59億921万8,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費2,859万1,000円、衛生費の保健衛生費2,049万1,000円、教育費の教育総務費799万7,000円などを減額し、民生費の社会福祉費1,297万5,000円、土木費の道路橋梁費2,039万3,000円などを増額いたします。

また、これら歳出に対応する財源として、繰入金 2 億 1,974 万 3,000 円を減額し、町税 1,874 万 7,000 円、地方交付税 1 億 4,825 万円、町債 2,780 万円などを増額いたします。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（勝田智史君） それでは、議題 24 号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から 5,683 万 9,000 円を減額し、予算の総額を 59 億 921 万 8,000 円としたいものでございます。

それでは、初めに、歳出の主な減額項目からご説明申し上げます。

予算書の 24 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項 12 目地域づくり推進費 D X 推進事業のうち、スマートロックシステム構築業務委託料を 300 万円減額いたしました。

スマートロックシステムとは、スマートフォンや I C カード、暗証番号などの認証情報を使い、ドアの施錠、解錠や管理を行うものであります。活用にあたっては、スマートロックシステムを L I N E と連携させる必要があるのですが、今回、町で導入した L I N E サービスの中に同様のシステムが含まれていたため、同委託料の構築及び連携業務にかかる費用が不要となったことによる減額となります。

次に、30、31 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費、感染症予防事務の委託料のうち、定期予防接種（高齢者個別）委託料を 1,144 万 1,000 円減額いたしました。

これは、新型コロナウイルスワクチンの接種が、令和 6 年 4 月以降の接種から高齢者等を対象とする定期接種に移行し原則有料となったことの影響か、当初予定していた接種率を大幅に下回る見込みとなったことが主な要因となっております。

また、8 目医療施設整備推進費を 459 万 8,000 円減額いたしました。

これは、昨年度から 2 カ年にわたり実施した共立湊病院の解体工事が終了したことに伴う負担金の減で、処分する瓦礫の量が設計数量を下回ったことが要因であります。

続きまして、32 ページをご覧ください。

5 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、有害鳥獣対策事業では、250万円を減額いたしました。

これは、鳥獣被害防止緩衝帯整備事業補助金の補助要件である、整備後は3年以上継続して維持管理を行うことができる体制があるものという規定に対するハードルの高さから、事前相談はあるものの、実際の申請に結びつかなかったため、減額するものであります。

なお、令和7年度では、この補助要件を緩和し制度の活用を促進してまいります。

続きまして、34ページをご覧ください。

7 款土木費、2 項 3 目橋梁維持費の橋梁長寿命化修繕事業のうち、橋梁撤去工事では400万円を減額いたしました。

これは、令和6年度において、上賀茂地先の中島橋と上小野地先の大谷戸橋の2橋を撤去する予定でしたが、財源である国庫補助金の配分が想定を下回ったことから、大谷戸橋の撤去を翌年度の施工としたためであります。

続いて、36ページをご覧ください。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費の事務局事務のうち、機器備品を590万6,000円減額いたしました。

これは、G I G Aスクール構想の一環として、小中学校が授業等で使用するタブレット70台を更新するための費用でありましたが、財源となる県補助金について令和7年度に予算措置をする方針を示したため、今年度の購入を見送ったことによるものであります。

続きまして、増額項目についてご説明申し上げます。

27ページにお戻りください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の障害者（児）福祉事業では、賀茂地区障害者相談支援事業補償金に973万8,000円を計上いたしました。

これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を根拠とし、市町村が実施する障害者相談支援事業の消費税の取扱いについて非課税であるとの誤認によるものであり、事業委託先であるオリブ、すまいる、ふれあいの3事業所に対し、本来納付すべき消費税額を補償するものであります。

34ページをご覧ください。

7 款土木費、2 項 2 目道路新設改良費には、伊浜線道路改良工事及び前田線道路改良工事を増額いたしました。

これは、先日、静岡県から過疎対策事業債の最終協議についての通知がありまして、県内

で発生した不用額の範囲内で、令和7年度に予定している事業のうち、前倒して実施が可能な事業について、令和6年度で協議に応じるとのことであったため、伊浜線道路改良工事に1,560万円、前田線道路改良工事に2,050万円を計上し、その財源として過疎対策事業債を充当するものでございます。

なお、これらの事業につきましては、年度内の完成が見込めないことから、6ページに繰越明許費として設定いたしましたので、併せてご審議をお願いいたします。

最後に、35ページをご覧ください。

7款5項1目都市計画総務費の都市計画事務のうち、空き家実態調査委託料には124万3,000円を増額いたしました。

これは、本委託の調査対象数を設定するに当たり、平成29年度に行った調査の数値に2割加算した200件を数値としたところですが、以降7年間で、予想以上に空き家数が増加し、約3倍の600件に上る見込みとなったため、委託料を増額するものであります。これに伴い、調査期間も延長となり、年度内の完成は見込めないことから、こちらについても繰越明許費を設定いたしました。

歳出に関する説明は以上となります。

続きまして、歳入の主な補正項目についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、12ページをご覧ください。

1款町税を1,874万7,000円増額いたしました。

これは、個人町民税、現年課税分が2,109万9,000円増の見込みとしたことが主な要因であります。

続きまして、13ページ、14ページをご覧ください。

3款利子割交付金から9款環境性能割交付金までの合計で2,090万5,000円を増額いたしました。

これは、静岡県から提示された今年度の交付金交付見込額によるものであります。

また、11款1項1目地方交付税のうち、普通交付税を1億4,825万円増額いたしました。

これは、令和6年度の普通交付税の額が12月に確定したことを受け、増額するものです。

これらの増額補正に対し、19款2項1目基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金を2億267万5,000円減額調整いたしました。

最後に19ページをご覧ください。

22款1項の町債を2,780万円増額いたしました。

これは、先ほど申し上げた過疎対策事業債の最終協議による調整となります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第24号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第25号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第25号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費実績を勘案した保険給付費、特定審査の実績に基づく事業費や、前年度精算償還金などの歳出調整並びに県支出金及び国民健康保険税の収納実績による歳入調整が主なもので、歳入歳出予算の総額から3,751万2,000円を減額し、予算の総額を12億29万円としたいものであります。

歳出の主なものでは、2款保険給付費3,020万3,000円、6款保健事業費293万7,000円、9款諸支出金400万円を減額し、歳入では6款県支出金3,086万2,000円、9款繰越金915万9,000円、10款諸収入502万8,000円を減額し、1款国民健康保険税176万9,000円、8款繰入金576万7,000円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第25号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第26号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第26号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護給付実績を勘案した保険給付費等の歳出調整及び介護給付費支払準備基金積立金の編成のほか、国県支出金等の歳入調整を行うもので、歳入歳出予算の総額に2,671万5,000円を追加し、予算の総額を13億5,895万8,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費を539万5,000円、4款地域支援事業費を359万2,000円減額し、5款基金積立金を3,626万9,000円増額するほか、歳入では、1款保険料を278万6,000円、4款国庫支出金を1,702万9,000円、5款支払基金交付金を4,110万5,000円、6款国県支出金を2,304万1,000円、9款繰入金668万9,000円を減額し、10款繰越金1億1,726万9,000円を増額いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第26号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第27号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第27号の提案理由を申し上げます。

本議案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う、歳入歳出の調整及び後期高齢者医療保険料並びに後期高齢者医療広域連合納付金の調整が主なもので、歳入歳出予算の総額に133万1,000円を追加し、予算の総額を1億8,054万1,000円としたいものであります。

歳出の主なものでは、2款後期高齢者医療広域連合納付金を140万9,000円増額するほか、歳入では、1款後期高齢者医療保険料を188万4,000円増額し、4款繰入金を55万3,000円減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第27号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第28号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第28号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、下水道事業収益の総額を1億9,848万円、下水道事業費用の総額を2億1,195万4,000円とするほか、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を1億7,585万3,000円、資本的支出の総額を2億167万5,000円としたいものであります。

下水道事業収益については、下水道使用料を80万円減額するもので、下水道事業費用の主なものでは、処理場費の委託料44万円、5目総係費の委託料212万円の減であります。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入の国県補助金を540万円、企業債を60万円減

額するほか、資本的支出では、下水道施設改良費の委託料540万円、工事請負費306万5,000円を減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第28号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第29号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第29号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、漁業集落排水事業費用の総額を8,628万8,000円とするほか、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を5,001万4,000円、資本的支出の総額を5,902万1,000円としたいものであります。

事業費用の主なものは、総係費の委託料を105万7,000円減額するほか、消費税及び地方消費税を25万円増額いたします。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入の国県補助金を257万6,000円増額し、企業債を310万円減額するほか、資本的支出では、施設改良費に係る工事請負費461万円を減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第29号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第30号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第30号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、水道事業収益の総額を3億4,854万7,000円、水道事業費用の総額を3億8,491万7,000円とし、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を2億8,790万円、資本的支出の総額を3億7,388万9,000円としたいものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 令和6年度南伊豆町水道事業会計補正予算第5号について内容説明を申し上げます。

予算書の22ページ補正予算実施計画明細書をご覧ください。

収益的収入及び支出の補正となります。

まず、支出についてであります。事業清算や実績を勘案した歳出調整で、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水浄水送水配水費を612万2,000円減額するもので、この主な内訳は、水質検査委託料652万6,000円を減額するものであります。

3目総係費では1,336万6,000円を減額するもので、この主な内訳としまして、12節委託料で量水器一斉交換委託料や汚泥運搬委託料などのその他委託料556万8,000円、水道施設等管理委託料534万5,000円、水道料金等管理業務委託料148万8,000円を減額するものであります。

2項の営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費用67万2,000円減額します。

21ページをご覧ください。

収入についてであります。1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益について、実績を勘案して340万円の増額を見込み、水道事業収益の総額を3億4,854万7,000円とするものであります。

引き続き、24ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の補正となります。

まず、支出につきましては、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目水道施設改良費を5,215万8,000円に増額するもので、主な内訳としまして、50節工事請負費を5,268万8,000円増額するものであります。

これは、本年度より水道事業における国の所管が厚生労働省から国土交通省となりました。国土交通省令和6年度補正予算の配分方針として、令和6年能登半島地震を教訓に水道施設の耐震化等を加速化させるため、改良工事等を前倒しして取り組めるように、年度内配分の方針が打ち出されました。

このことにより、本町水道事業が、令和7年度に予定していた一色、差田地区配水管布設替工事、一色地区送配水管布設工事を前倒しして追加補正し、年度内の完成は見込めないことから、両工事を令和7年度に繰り越すものであります。

続きまして、23ページをご覧ください。

両工事に係る収入につきましては、1 款資本的収入、2 項1 目国県補助金698万9,000円、3 項1 目企業債2,590万円、5 項1 目建設改良工事負担金で消火栓増径負担金を130万円増額するものです。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第30号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第31号～議第42号議案の一括上程、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第31号から議第42号までを一括議題といたします。

議第31号議案から議第42号議案までの12議案について、本会議での提案理由の説明、内容説明及び質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思います
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、議第31号議案から議第42号議案までの12議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 1 時 2 8 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 大 年 美 文

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

令和 7 年 3 月定例町議会

(第 3 日 3 月 17 日)

令和7年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和7年3月17日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第31号 令和7年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 3 議第32号 令和7年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第33号 令和7年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議第34号 令和7年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議第35号 令和7年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第 7 議第36号 令和7年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第 8 議第37号 令和7年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第 9 議第38号 令和7年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第10 議第39号 令和7年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第11 議第40号 令和7年度南伊豆町公共下水道事業会計予算
- 日程第12 議第41号 令和7年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算
- 日程第13 議第42号 令和7年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第14 議第43号 財産の取得について
- 日程第15 議第44号 南伊豆町複合サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例制定
について
- 日程第16 議第45号 令和6年度南伊豆町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第17 議第46号 令和6年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第6号）
- 日程第18 議第47号 令和7年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 発議第1号 南伊豆町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 日程第20 発議第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書
- 日程第21 各委員会の閉会中の継続調査申請書

日程第 2 2 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	安 藤 広 和 君	2 番	岩 田 稔 君
3 番	大 年 美 文 君	4 番	黒 田 利貴男 君
5 番	渡 邊 哲 君	6 番	宮 田 和 彦 君
7 番	比野下 文 男 君	8 番	長 田 美喜彦 君
9 番	稲 葉 勝 男 君	10 番	清 水 清 一 君

欠席議員（1名）

11 番 齋 藤 要 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	勝 田 智 史 君
防 災 室 長	平 山 貴 広 君	企 画 課 長	山 田 日 好 君
地方創生室長	山 口 一 実 君	地域整備課長	佐 藤 禎 明 君
商工観光課長	大 野 孝 行 君	町 民 課 長	齋 藤 重 広 君
健康増進課長	宮 本 利 江 君	福祉介護課長	高 橋 健 一 君
教育委員会 事務局 長	佐 藤 由紀子 君	生活環境課長	高 野 克 巳 君
会 計 管 理 者	菰 田 一 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣 田 哲 也	係 長	勝 田 恵 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和7年3月南伊豆町議会定例会本会議第3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 大年美文君

4番議員 黒田利貴男君

◎議第31号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） これより議案審議に入ります。

議第31号を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

予算決算常任委員長の宮田です。

本委員会に付託された議第31号 令和7年度南伊豆町一般会計予算について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員及び審査中にあった質疑または意見要望事項については、記載のとおりです。

なお、他の付託件目についても同様に記載のとおりですので、以降、省略させていただきます。

議事件目、付託件目、議第31号 令和7年度南伊豆町一般会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第31号議案について委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第32号～議第34号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第32号、議第33号及び議第34号を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託された議第32号から議第34号までの令和7年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第32号から朗読します。

議第32号 令和7年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第33号 令和7年度南伊豆町介護保険特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第34号 令和7年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第32号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第33号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第34号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第32号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第33号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第34号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 賛成多数です。

よって、議第34号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第35号～議第38号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第35号、議第36号、議第37号及び議第38号を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託されました議第35号から議第38号まで

の令和7年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第35号から朗読します。

議第35号 令和7年度南伊豆町南上財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第36号 令和7年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第37号 令和7年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第38号 令和7年度南伊豆町土地取得特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第35号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 議第36号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第37号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第38号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第35号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第36号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第37号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第38号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第39号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第39号を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託された議第39号 令和7年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第39号 令和7年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第39号議案について、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第40号～議第42号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第40号、議第41号及び議第42号を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託されました議第40号から議第42号までの令和7年度南伊豆町各事業会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第40号から朗読します。

議第40号 令和7年度南伊豆町公共下水道事業会計予算について、委員会決定、原案のと

おり可決することに決定。

議第41号 令和7年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第42号 令和7年度南伊豆町水道事業会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第40号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第41号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第42号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第40号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第41号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第42号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第43号議案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

議第43号の提案理由を申し上げます。

本議案は、かねてより東京都杉並区と協議中でありました同区所有の旧杉並区職員宿舎及びその敷地並びに同松林について、令和7年4月1日付の売買契約をもってこれら物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、地方創生室長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

地方創生室長。

〔地方創生室長 山口一実君登壇〕

○地方創生室長（山口一実君） それでは、議第43号 財産の取得についての内容説明を申し

上げます。

本件は、東京都杉並区が本町湊地区に所有する土地及び建物の一部について、売買により購入するものでございます。

杉並区は区内児童の教育及び福祉の向上のため、本町湊区内にある同地を取得し、昭和49年に虚弱児童等を対象とした区立全寮制小学校杉並区立南伊豆健康学園を整備し、平成24年同施設は初期の目的を達成し閉園しました。

本件土地及び建物は、この南伊豆健康学園の職員宿舎として杉並区が建設、管理していた建物及びその敷地部分、さらには防風林として杉並区が取得、管理している松林部分を購入するもので、職員宿舎にあつては杉並区から賃借する形で平成30年から本町がその一部を活用させていただいており、令和3年度には国の地方創生テレワーク交付金を活用し、施設の全面改修を実施し、施設全体を賃借、活用してまいりました。

現在では、町内小中学校に勤務する外国語指導助手の住居や町外企業が本町内で活動する際の拠点となるサテライトオフィスとして活用しており、全16室の全ての部屋が活用されている状況です。

東京都杉並区は、令和4年度に本町内に有する土地、建物を含む同区外に有する財産の処分方法方針を決定取りまとめ、今回本町が取得したい土地、建物の売却方針を決定しました。杉並区における検討段階において、本町が活用している土地、建物について町の意向確認がなされ、本町としては引き続き活用していきたい意向に基づき、杉並区から取得したい方向でこれまで調整を続けてまいりましたが、令和7年2月14日杉並区職員が本町を訪れ、区からの売却意向、売却する資産、売却額が示され、また事務手続上の意向から、令和7年4月1日をもって売買契約を結びたい旨の提案がなされました。

以上のことから、本件土地建物の取得についてご審議いただきたく、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきご提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○9番（稲葉勝男君） 今、創生室長のほうから説明がありましたけれども、今現在のところ満室の状態、今後これが今年限りじゃないものですから永久的に続く、どのようにその辺はあれですか、今後の見通しというか、満室になるかならないかということの予想、今やっているサテライト事業それと併せた形でどういうふうにいっているかその辺をお聞かせいただ

きたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

現在、サテライトオフィスとして使用していただいている事業体につきましては、基本的に2年契約の更新で5年間そこで滞在するという形で、町のほうとは調整を図っております。その後につきましては、町のサテライトオフィスの事業、これは独自のホームページを設けて募集を行っておりますほか、進出企業に対して委託をさせていただいて進出企業の現地視察ですとか案内等も執り行っております。

このような中で、さらにこの施設だけではなく、町内の遊休施設がサテライトオフィス等として活用できるように取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第44号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第44号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第43号でご審議いただいた財産取得のうち、既にサテライトオフィスとして稼働している旧杉並区職員宿舎について、地域産業の活性化及び新たな産業の創出、企業誘致等による経済基盤の強化並びに就労機会の拡大に資することを目的とした複合サテライトオフィスとして利活用したいもので、地方自治法第244条の2で規定する公の施設の設置及び管理に関する条例を新たに定めるものであります。

詳細については、地方創生室長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

地方創生室長。

〔地方創生室長 山口一実君登壇〕

○地方創生室長（山口一実君） 議第44号 南伊豆町複合サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例制定について、内容説明を申し上げます。

本条例制定につきましては、既にサテライトオフィス等として活用している旧職員宿舎建物について、今般の売買契約により本町の行政財産としてこれまで同様の活用を図っていく方針であることから、同施設の名称、位置等を定めるとともに、管理方針を条例により定めることとし、当条例案について地方自治法第96条第1項の規定に基づきご提案させていただきますのでございます。

条例の構成といたしましては、全16条及び別表からなります第2条において施設の名称及び位置を、第3条において用語の定義を、第4条から第8条までで使用に係る要件を、第9条から第11条で使用料を、第12条から第16条でその他諸事項を定めております。これら各条文の解説については、先般の全員協議会においてお手元に配付してございます資料1の解説

書にてご案内申し上げさせていただいてところでございます。

これまで杉並区と鋭意協議を進めてまいりましたが、最終決定が2月14日となったことから本議会最終日の追加上程となり短時間でのご審議をいただきますことを誠に申し訳ございません。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大年美文君。

○3番（大年美文君） 今提案説明にありましたように、前条の売買契約が成立しなければこの制定条例が成立しないという中で、すごく慌ただしくて、前回全員協議会でも資料は頂きましたけれども、中身を精査するような余地がなく、今日売買については承認された案件ですんで、この制定までも2週間ちょっとなんですよね。

中身をちょっともう一度確認させてもらいたいんですが、ページ数はないんでこの説明資料の中で、第4条、ページ数は書いていないんで申し訳ない。第4条の解説の中の（2）、町職員等として、または町から依頼等による、この依頼等、町の依頼等というのと、町からの依頼以外のものがあるんですか。これ、等をつけているのはどういったことでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

ここの等は依頼にかかる等でございます。町からの依頼ですとか、願い、その他要望事項に基づいて利用するといったようなケースを想定しております。

今回でいうと、外国人指導助手がそこを拠点として活動していただいておりますので、町の職員としての任命によりそこを拠点としているといったような内容になってございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

○3番（大年美文君） これ詳しいこと、ちょっと私も勉強不足で申し訳ない。依頼、等が必要なんですか。今言ったように町からの要望だとか、町ですよ、これ等をつけ、ほかに何かあるんですかね。じゃなくて、やっぱり逐条についてはこういったものなんですかね、ちょっとその辺が分かればお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、基本的には町からの依頼ということにはなりますが、依頼のみではなく、お願いだとか任命だとかそういったところを想定して、等をつけさせていただいたという形でございます。

なので、条文といたしましては、町に関わる業務遂行のため、本町に定着し活動の拠点とするものという形で条文は制定させていただいているという形でございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第45号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第45号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,033万3,000円を追加し、予算の総額を59億4,955万1,000円としたいものであります。

歳出では、総務費の総務管理費に3,630万2,000円、衛生費の保健衛生費に30万円、清掃費に373万1,000円を増額するものであります。また、これら歳出に対応する財源として、地方消費税交付金を35万8,000円減額する一方、地方交付税を4,069万1,000円増額いたします。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 勝田智史君登壇〕

○総務課長（勝田智史君） それでは、議第45号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に4,033万3,000円を追加し、予算の総額を59億4,955万1,000円としたいものです。

それでは、初めに歳出に係る主な補正項目からご説明申し上げます。

補正予算書の8ページをご覧ください。

4款衛生費、1項2目予防費の感染症予防事務のうち任意予防接種成人助成金には30万円を増額いたしました。これは、带状疱疹ワクチンを接種した方に対し、その費用の一部を助成するため、当初予算において140万円を計上し、さきの補正予算第6号では82万2,000円を増額したところでありますが、その後の申込者が想定をさらに上回る見込みとなったため、増額補正するものであります。

次に、同款2項1目清掃総務費には373万1,000円を増額いたしました。これは、施設の老朽化により、本年1月27日から清掃センターが稼働停止していることを受け、可燃ごみをオリックス資源循環株式会社へ搬出する費用等を増額するものであります。

また、2款総務費、1項15目基金費には3,630万2,000円を増額いたしました。これは、5月末に確定する翌年度繰越金の額について、今後の歳出不用額によっては、新規の基金積立てを行える状況になることも想定されることからそれに備え予算枠を確保するもので、財政調整基金積立金に1,630万2,000円、庁舎建設基金積立金に2,000万円を増額するものであります。

補正予算書の4ページにお戻りください。

今回の補正予算において、予算の変更は伴いませんが、観光振興事業に係る繰越明許費を設定いたしました。これは石廊崎オーシャンパークに空調を2基新設する費用をさきの補正予算第6号に計上したところでありますが、納品に不測の日数を要し年度内の完成が見込めなくなったことから、繰越明許費を設定するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

今回の補正予算では地方消費税交付金を交付額の確定に伴い、35万8,000円減額するほか、不足額については、普通交付税を4,069万1,000円増額することで調整いたしました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第45号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第46号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第46号の提案理由を申し上げます。

本議案は補正予算書第2条に係る企業債について、限度額を2,590万円増額し、1億9,440万円としたいものです。

詳細については、生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） それでは、議第46号 令和6年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第6号）について内容説明を申し上げます。

2月26日に提出させていただきました南伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）において、資本的収入の企業債につきまして2,590万円を増額し、1億9,440万円とする議案が2月27日に可決されたところであります。

しかし、企業債を増額するためには、企業債の限度額を定める条項が必要でありましたが、議案として提出しておりませんでした。このため、本議案において補正をさせていただきたいものであります。

補正予算書 1 ページをご覧ください。

第 2 条、企業債において限度額を 1 億 6,850 万円から 2,590 万円増の 1 億 9,440 万円とした
いものであります。

本来、南伊豆町水道事業会計補正（第 5 号）でご審議いただくところを追加の議案、補正
第 6 号としてご審議を賜ることとなりましたことに対し、深くお詫び申し上げます。ご審議
のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第 46 号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第 46 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 47 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第47号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第47号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,355万8,000円を追加し、予算の総額を57億3,355万8,000円としたいものであります。

歳出では、衛生費の清掃費に1億1,355万8,000円を増額し、これに対応する財源として、基金繰入金を同額増額いたします。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 勝田智史君登壇〕

○総務課長（勝田智史君） それでは、議第47号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1億1,355万8,000円を追加し、予算の総額を57億3,355万8,000円としたいものでございます。

それでは、初めに歳出に係る補正項目からご説明申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

4款衛生費、2項1目清掃総務費には、5,718万9,000円を増額いたしました。これは施設の老朽化により、本年1月27日から清掃センターが稼働停止にしていることから、可燃ごみを近隣自治体のごみ焼却施設やオリックス資源循環株式会社へ搬出する費用として、ごみ処理手数料及び資源化処理業務委託料に9,060万2,000円を、町民が清掃センターに持ち込む可燃ごみを集積するパッカー車の賃借料として自動車借上料に229万3,000円を、また可燃ごみの全量搬出に当たりパッカー車から直接コンテナに移すためのスロープ設置費として可燃ごみ搬出用スロープ設置工事に1,500万円などを増額いたしました。

なお、稼働停止に伴い、株式会社ウォーターエージェンシーを相手方とする清掃センター包括運転管理業務委託については、5,846万1,000円を今回の補正予算で減額しております。

また、同款同項 2 目塵芥処理費には、5,636万9,000円を増額いたしました。これは、可燃ごみを近隣自治体のごみ焼却施設に搬出するための運送費であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

補正予算書の 6 ページをご覧ください。

今回の補正予算の財源といたしましては、その全額を財政調整基金から繰り入れることで調整いたしました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 発議第1号を議題とします。本案は宮田和彦君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） それでは、ご説明いたします。

発議第1号 南伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年3月17日提出

南伊豆町議会議長 長田美喜彦様

提出者 南伊豆町議会議員 宮田和彦

以下、氏名のみ読み上げさせていただきます。

黒田利貴男、清水清一、比野下文男、渡邊哲、岩田稔、大年美文、安藤広和、稲葉勝男、齋藤要

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い所要の改正をするものであります。併せて字句の修正も行います。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

お諮りします。

発議第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 発議第2号を議題とします。本案は黒田利貴男君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） それでは、説明いたします。

発議第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年3月17日提出

南伊豆町議会議長 長田美喜彦様

提出者 南伊豆町議会議員 黒田利貴男

以下、氏名のみ読み上げさせていただきます。

稲葉勝男、比野下文男、岩田稔、大年美文、宮田和彦、安藤広和、清水清一、渡邊哲、齋藤要

提案理由

教員不足が全国的な問題となる中、静岡県内においても教員の人材確保は喫緊の課題であり、教員の働き方改革を進める必要がある。そのため働き方改革推進の支援、教職調整額の引上げ及び時間外勤務抑制のための法整備の推進を求め、政府・国会等関係者に別紙意見書を提出するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

お諮りします。

発議第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（長田美喜彦君） 日程第21を議題とします。

議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び議会改革特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

◎議員派遣の申し出について

○議長（長田美喜彦君） 日程第22を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に印刷配付したとおり、派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和7年3月南伊豆町定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会 午前10時24分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 大 年 美 文

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男